

## 令和5年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

令和5年12月5日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 5日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長招集あいさつ</li> <li>・監査報告</li> <li>○本会議 ・専決処分事項報告 質疑 討論 採決</li> <li>・議案上程</li> <li>○委員会 ・総務産業</li> </ul>
2	12月 6日	水		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	12月 7日	木		○休 会
4	12月 8日	金		○休 会
5	12月 9日	土		○休 会
6	12月10日	日		○休 会
7	12月11日	月		○休 会
8	12月12日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月13日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月14日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本会議 ・一般質問</li> <li>○委員会 ・総務産業、社会文教</li> </ul>
11	12月15日	金		○休 会
12	12月16日	土		○休 会
13	12月17日	日		○休 会
14	12月18日	月	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等 質疑 討論 採決



## 付議事件及び審議結果

### 1 2月5日上程

報告第 3号	町長の専決処分事項の報告について	1 2月 5日	承認
請願第 2号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣 県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求めることに ついて	1 2月 1 8日	不採択
陳情第 2号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求めることについ て	1 2月 1 8日	不採択
議案第 5 8号	坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関す る条例の一部を改正する条例について	1 2月 1 8日	可決
議案第 5 9号	坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給 与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 0号	坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 1号	坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 2号	坂城町公の施設の指定管理者の指定について	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 3号	令和5年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 4号	令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2号）について	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 5号	令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3号）について	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 6号	令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号） について	1 2月 1 8日	可決

### 1 2月18日上程

議案第 6 7号	坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の 一部を改正する条例について	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 8号	坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例について	1 2月 1 8日	可決
議案第 6 9号	令和5年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について	1 2月 1 8日	可決
議案第 7 0号	令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 4号）について	1 2月 1 8日	可決

令和5年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月5日(火)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	10
○報告第3号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	12
○議案第58号～議案第66号の上程、提案理由の説明	12

第2日 12月12日(火)

○議事日程	17
○松本みゆきさんの議員辞職について	18
○一般質問 星 哲夫 議員	19
塚田 舞 議員	24
水出 康成 議員	33
大日向進也 議員	40

第3日 12月13日(水)

○議事日程	49
○一般質問 大森 茂彦 議員	50
中村 忠靖 議員	64
宮入 健誠 議員	69

第4日 12月14日(木)

○議事日程	83
○一般質問 玉川 清史 議員	84
朝倉 国勝 議員	97

第5日 12月18日(月)

○議事日程	105
-------	-----

○請願・陳情採決	1 0 7
○議案第 5 8 号～議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	1 0 7
○追加議案上程、提案理由の説明	1 1 1
○千曲衛生施設組合議会議員の改選について	1 1 1
○特別委員の選任について	1 1 2
○追加議案上程、提案理由の説明	1 1 2
○議案第 6 7 号～議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	1 1 4
○閉会中の委員会継続審査申し出について	1 1 5
○町長閉会あいさつ	1 1 5

## 令和5年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年12月5日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月5日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	8 番議員	星 哲 夫 君
2 〃	中 嶋 登 君	9 〃	玉 川 清 史 君
3 〃	塚 田 舞 君	10 〃	山 城 峻 一 君
4 〃	松 本 みゆき 君	11 〃	祢 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	白 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	関 貞 巳 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
財 政 係 長	竹 内 優 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	橋 本 直 紀 君
企 画 調 整 係 長	春 日 英 次 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	
子 ど も 支 援 室 長	
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

## 10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 3号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第58号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第59号 坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第60号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第61号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第62号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について
- 第11 議案第63号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について
- 第12 議案第64号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第65号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第66号 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

## 11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

**議長（滝沢君）** 会議規則第127条の規定により、10番 山城峻一君、11番 祢津明子さ

ん、12番 大日向進也君を会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第2「会期の決定について」

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日12月6日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

---

◎日程第3「町長招集あいさつ」

**議長（滝沢君）** 町長から招集の挨拶があります。

**町長（山村君）** 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和5年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝申し上げます。

滝沢議長さんにおかれましては、公務に復帰されましたこと、本当におめでとうございます。今後におきましても、お体をご自愛されながらご活躍されますようご祈念申し上げます。

また、これまでの間、中嶋副議長さんにおかれましては、第3回議会定例会における議事進行をはじめ、数多くの行事に議会を代表して出席され、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

さて、岸田首相は、先月、「経済対策、先送りできない課題一つ一つに一意専心、取り組んでいく。それ以外のことは考えていない。」と述べ、物価高騰などへの対応に集中する考えを示しました。

そうした中で、所得税と住民税の定額減税及び賃上げ、さらなる低所得世帯への給付や、半導体生産支援等を打ち出し、経済再生に注力するとしておりますが、町といたしても遅滞なく対応すべく、引き続き、政局も含めた国政の状況につきまして注視していく必要があると考えております。

一方で世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカでは、設備投資や純輸出は小幅に減少しましたが、個人消費や在庫投資が全体を押し上げ、7～9月期の実質GDP成長率は前期比年率プラス4.9%と、伸びが加速したところであります。しかしながら、今後は、リバウンド消費の一巡や過剰貯蓄の減少に加え、学生ローン返済の再開、また、



金融引締めによる財需要の低迷を反映し、新規受注が減少するなど製造業の不振もあり、先行きは減速する見通しとなっております。

また、ヨーロッパにおきましては、ユーロ圏の7～9月期の実質GDPが前期比年率マイナス0.4%と3四半期ぶりのマイナス成長となっております。特にドイツにおきましては、基幹産業である自動車産業が低迷しており、要因として、エネルギー高による需要減やサプライチェーンの混乱に加え、中国の電気自動車の競争力向上の影響が指摘されているところであります。

加えて、英国におきましては、飲食や娯楽などの消費者向けサービスの低調に加え、住宅金利ローンの上昇により住宅需要が減少し、低調な消費が景気のおもしになっている状況がうかがえるところであります。

一方、中国経済の動向につきましては、ゼロ・コロナ政策解除後のリバウンド需要が予想より早く終息し、春以降は減速していたものの、金融緩和などの政策効果やIT関連を中心とした財需要が世界的に底打ちしていることを背景に、輸出も持ち直しの兆しがあることから、2023年通年の経済成長率はプラス5.3%と、政府目標であるプラス5.0%をやや上回る見通しとなっております。

次に国内の状況であります。内閣府による11月公表の月例経済報告では、「景気は、このところ一部足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善される下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等に十分注意する必要がある。」とされております。

また、長野県内の状況につきましては、住宅投資が弱含みながら、設備投資は増加、また個人消費も緩やかに増加し、雇用・所得も持ち直しているとし、日銀松本支店が11月に発表した「金融経済動向」では、「長野県経済は持ち直している。」との観測となっております。また、決算期が3月の県内上場企業27社の本年9月中間決算におきましては、自動車関連部品の回復や円安の追い風を背景に、7割強の20社が増収となっております。

加えて、日本政策金融公庫松本支店が県内中小企業を対象とした7～9月期の景況調査においても、前年同期と比べ、業況が「好転した」と回答した企業の割合から「悪化した」とした企業の割合を差し引いた業況判断DIにおいても、前期から4.4ポイント上昇して9.3ポイントとなっており、特に製造業においては、自動車関連を中心に受注が回復してきたことが要因とされております。

当町におきましては、10月に実施しました町内の主な製造業20社の7～9月期の経営状況調査の結果では、生産量は3か月前との比較でプラスとした企業は6社、マイナス7社、変

わらないが6社となっているとともに、売上げについてもほぼ同様であり、県内の状況と比較しますと緩やかな傾向となっております。

また、雇用につきましては、7～9月の実績が総計で6人の増ではありましたが、来年4月の雇用予定については、15社が増員、5社が減員分の補充を予定しており、全体では113人の増員と、さらなる回復に向けた展望がうかがえる状況となっております。

一方で、燃料をはじめとする物価高騰の傾向が続き、町民生活への影響が懸念される所であり、国際情勢の安定と経済のさらなる回復を願う所であります。

続きまして、9月定例会以降の事業の状況について申し上げます。

まず、10月21日、22日には、「第51回文化祭」が開催されました。

今年度は、文化センターの改修工事に伴い、南条小学校音楽堂を会場に開催いたしました芸能公演では、1日目を小学生のクラブ発表の場とし、村上小学校合唱クラブ、坂城小学校合唱クラブと、坂城ハッピーブラスの演奏を披露し、保護者や来場された皆様に楽しんでいただきました。

また2日目は、18団体、197名の皆さんが出演し、コーラスや楽器演奏、ダンスなどが披露され、ご来場いただけなかった皆様にもご覧いただけるよう、当日の様子は、後日、上田ケーブルビジョンで放映をいただいたところでもあります。

加えて、武道館会場におきましては、書道や写真など27団体、553点の作品が展示され、436名の皆さんが鑑賞されたほか、文化の館におきましては、4年ぶりの開催となったお茶席にも103名の皆さんにご来訪いただきました。

また、文化祭の開祭式に先立ち、議員各位にもご列席いただく中で、「町表彰式」を挙行し、これまで、長年にわたり各分野において地方自治の振興と町の発展にご尽力いただいた皆様に表彰し、「功労表彰」を4名の方々に、「功績表彰」を8名の方々に贈呈させていただきました。

併せて、ものづくりの分野における優秀な技能者、新技術を創出された方々を表彰する「坂城WAZAパワーアップ事業表彰」として、「優秀技能者表彰」、「新技術・発明表彰」をそれぞれ1名の方に贈呈させていただいたところでもあります。

受章された皆様のこれまでのご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、町発展に向けて、今後も一層のご指導とお力添えをお願いする所でもあります。

また、先月14日には、町内企業で30年以上にわたり業務に精励され、当町の産業と企業の発展にご尽力いただきました11社、41名の方に「永年勤続者表彰」を行い、その功績に感謝を表したところでもあります。

さて、「町文化センター耐震補強及び大規模改修工事」の進捗状況につきましては、11月末現在、文化センター内部のトイレや宿直室、事務室などの解体工事が完了したところであり

ます。

今月からは外壁の解体や、屋根の防水加工などの改修工事に入り、翌年1月から、耐震補強工事や大規模改修工事に取りかかる予定となっております。

今まで、文化センターをご利用いただいております皆様には代替の施設を利用させていただくなど大変ご不便をおかけしているところではありますが、リニューアルした施設が皆様にご利用いただけるようになるまでの間、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度以降、書面開催とされておりましたが「東京坂城会総会」が、10月28日に、4年ぶりに東京で開催され、テクノハート坂城協同組合の佐藤理事長とともに、私も来賓として出席してまいりました。

総会には、当町の名誉町民であります鈴木敏文さん、高見澤正さんもお出席され、私からは最近の町の状況などについてお話をさせていただいたところでもあります。

坂城町を離れた後も故郷に思いをはせ、応援してくださる皆様が大勢いらっしゃることを心強く思うとともに、会員の皆様がいつまでもご健康でご活躍されることをお祈り申し上げます。

その翌日の29日には、坂城駅前多目的広場等におきまして、169系電車の静態保存10周年の記念イベントを開催いたしました。今回のイベントは、「鉄道フェスタwithワイン&ふード市」と銘打ち、当町も加入する「千曲川ワインバレー特区連絡協議会」とタイアップしたワインイベントと、町商工会による「ふード市」も同時開催し、2,300名ほどの方にご来場いただいたところでもあります。

当日は天候にも恵まれ、鉄道関係の催しのほか、各種ワインの提供や飲食物販に加え、坂城中学校吹奏楽部の演奏や当町出身の米澤愛子さんらによるコンサートなどで花を添えていただき、大勢の鉄道ファンや親子連れの方などが来場され、大盛況の一日となりました。

また、人口減少及び少子高齢化対策の一環として、町社会福祉協議会や長野地域連携中枢都市圏及び上田地域定住自立圏などと連携し、スケールメリットを生かして取り組んでおります「結婚支援事業」が再開されてまいりました。出会いの機会を増やし、結婚に対する機運を高めるとともに、この地域の様々な資源などを知っていただくきっかけとなるイベントとして、先月11日には、町内で特産品であるブドウの収穫体験と合わせた企画なども行われたところでもあります。本事業を契機に、当町をより知っていただき、町内への移住・定住につながる機会になればと期待しております。

なお、鉄の展示館におきましては、鎌倉時代の古刀から現代刀まで、備前伝の刀剣を展示する企画展「魅惑の備前刀展」を来年2月4日まで開催しております。

重要美術品や重要刀剣も複数展示しておりますので、多くの皆様にご来館いただくことをお願いいたしますとともに、今後もこうしたイベントや取組など、様々な機会を通じ、町の魅力を町

内外に発信してまいりたいと考えております。

続きまして、先月9日には、坂城テクノセンターで「戦没者追悼式」を執り行い、さきの大戦において犠牲となられました多くの方々に対し、謹んで追悼の誠をささげるとともに、恒久平和を祈願いたしました。

私たちは、戦没者の貴い犠牲の上に、今の平和と繁栄を享受しております。戦争から学んだ多くの教訓と平和の尊さを改めて認識したところであります。

また、11日には、坂城テクノセンターにおきまして、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき2023」が開催され、「すべての女と男が輝くまち」をテーマに、町内で男女共同参画社会の実現に向け活動されておられる、坂城男女共同みんなの会の活動について、会長の滝沢陽子さんからの発表と、映画監督でノンフィクション作家の信友直子さんを講師にお迎えし、「認知症が私たち家族にくれたギフト」と題しての講演会が行われました。

信友さんの講演では、認知症の母を支える父の日常を描いた映画の裏話を交える中で、認知症とともに生きることの大変さや、家族の苦勞、介護を通しての夫婦の絆など、男女共同参画の視点からも、大変有意義なお話をお聞かせいただきました。

また、先週2日には、共に認め合い、共に支え合う社会を目指して「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催し、南条小学校の児童による人権の花作りの取組を通じての人権学習の発表に続き、2007年に闇サイト殺人事件により、突然大切な家族を亡くされた磯谷富美子さんにご講演をいただきました。犯罪被害者の置かれた状況を正しく理解し、犯罪被害者や遺族の人権、司法の在り方について考える機会となり、人権意識の普及高揚につながるものと考えております。

町が開催するイベントや行事につきましては、今後も、新型コロナウイルス等の感染状況を注視する中で、感染対策の徹底や開催方法を工夫しながら開催してまいりたいと考えております。

そうした中、「新型コロナウイルスワクチン秋開始接種」につきましては、国からのワクチンの供給量や配送スケジュール等を考慮する中で、鹿教湯病院様のご協力の下、10月28日から文化センター体育館において、集団接種を開始したところであります。当初はワクチンの供給が十分な量でなかったため、70歳以上の方への事前意向調査を基に、「接種を希望する方」を対象といたしました。

その後、12歳以上の方全員を対象とし、同病院に加えて、町内医療機関にもご協力いただき、先月23日から会場を保健センターに変え、集団接種を実施しているところであります。

今後におきましても、接種を希望される方及び接種対象年齢である5歳から11歳の小児につきましても、保健センターにおいて引き続き集団接種を実施してまいりたいと考えているところであります。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする不安定な世界情勢や円安など様々な要因により、エネルギーや食料品等の価格が高騰し、町民生活に大きな影響を及ぼしております。

特に、価格高騰の影響を大きく受ける低所得者世帯の経済的負担を軽減するため、住民税所得割非課税世帯を対象に、「価格高騰特別対策支援金」として10月末から一律2万円の支給を開始いたしました。

また、価格高騰特別対策支援金の給付対象となる世帯のうち、家庭の児童数に応じて支給する「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、児童1人あたり3万円を今月中旬からの支給に向けて準備を進めております。

次に、「国道18号バイパスの整備促進」についてであります。10月11日に、「坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」として、副会長である関戸商工会長、理事・監事である町議会地域交通網対策特別委員会の朝倉委員長、宮入副委員長と竹内県議会議員とともに、国土交通省、財務省、県選出国會議員に対し、国道18号坂城更埴バイパスの早期完成及び主要地方道県道坂城インター線延伸に向けた整備促進等について要望してきたところであります。

また、同月24日には、中嶋副議長とともに千曲市、長野市、上田市と合同で「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」として国土交通省、財務省などに対し、上田篠ノ井バイパスの早期完成に向けた建設促進等を要望してきたところであります。

今後も引き続き、地域住民の皆様の思いをつなぐ国道バイパスでありますので、坂城町区間の建設について、機会を捉えて整備促進に向けた要望活動を行ってまいりたいと考えております。

なお、「主要地方道県道坂城インター線先線」についてであります。県が事業主体となつて、国道18号からテクノさかき工業団地までの中之条工区、約400メートルの区間を平成27年度から事業着手し、今年度末の供用開始を目指し、現在、路盤工や側溝等の工事が実施されているところであります。

また、中之条工区の終点から、千曲川を渡り事業が進む国道18号バイパス交差点までの約900メートルの区間につきましては、地権者の皆様への説明を行った基本計画案について、いただいたご意見等を反映させることで、おおむねお認めいただきましたので、今後、事業主体である千曲建設事務所において、地元地区への説明会を開催する予定となっております。

この区間につきましては、県議会6月定例会において、路線変更が可決されたところであり、当初の計画どおり、令和6年度に新規事業として採択いただけるよう準備を進めているとお聞きしているところであります。

インター先線につきましては、将来的に国道18号バイパスへ接続することにより、坂城インターチェンジへのアクセス性が飛躍的に向上し、交通混雑の緩和や産業等の活性化とともに、

有事の際には、一部区間の途絶による全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークの多重化といった効果も期待されることから、町といたしましても、国、県に対し、事業区間の早期供用開始と、未事業化区間の早期着手について、さらなる要望をしてみたいと考えております。

続きまして「昭和橋の修繕工事」につきましては、昨年に引き続き、10月18日から、国道側より1～3連目及び6～8連目の下流側アーチ部の修繕工事と照明設備の配線工事に着手しております。通行する皆様には長期間にわたり車両の交通規制により、ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、国道と役場を結ぶ「64号橋道路改良工事」につきましては、まず国道との接続部の工事から着手し、国道交差点から役場入り口手前の丁字交差点まで、今年度に予定していた舗装工事を完了させることができました。本工事は車両の通行に配慮する中で、夜間において、全面通行止めでの工事施工としました。通行する皆様及び近隣の皆様には大変ご不便をおかけいたしました。ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、このたび、建設機械製造の株式会社竹内製作所様と町において、「災害時における建設機械等の提供に関する協定」の締結を行いました。この協定は、各地で災害が多発する中で、地域貢献の一環として同社からの提案により締結に至ったものであり、災害が発生するおそれがある場合、また、災害が発生した際には、同社が保有する建設機械等の提供をしていただくこととなったものであります。

本協定の締結により、万が一災害が発生した場合には、町民生活の早期安定を図ることが可能となります。町といたしましては、迅速かつ円滑な応急対応や復旧作業の力強い支えとして防災力の向上に大きく寄与するものと考えているところであり、引き続き防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、今議会に上程する議案の主な内容について述べさせていただきます。

まず、条例の一部改正につきましては、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、国民健康保険において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者にかかる産前産後の一定期間相当分の保険税を免除するための「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」のほか、修学意欲のある当町出身の学生の支援を拡充するため、「坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例」などについて、ご審議をいただく中で、所要の準備を進めてまいりたいと考えております。

また、一般会計補正予算についてであります。歳入につきましては、今年度の地方創生臨時交付金の交付額がほぼ固まったことから、本補正予算に計上するとともに、同交付金を財源の一部として、保育園・小中学校等の教育施設の光熱水費や燃料費などの上昇分や学校給食賄材料の高騰分に対する対応、中小企業対策として保証料補給並びに町温泉施設の燃料高騰に対

する支援として指定管理者への負担金を計上したほか、昨年度の医療費負担金の確定を受けて、後期高齢者医療保険事業に係る療養給付費負担金などについて計上したところであります。

今議会に審議をお願いする案件は、専決処分事項の報告が1件、条例の一部改正が4件、公の施設の指定管理が1件、一般会計・特別会計補正予算が4件の計10件であります。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎日程第4「諸報告」

**議長（滝沢君）** 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

**代表監査委員（春日君）** それでは、過日実施いたしました定期事務監査の結果について、ご報告申し上げます。

お手元に配付されております令和5年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。この意見書は12月1日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき、町長、教育長、議長にそれぞれ提出してございます。

今回の定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定により行うものであります。

また、この監査はこの意見書の7ページ以降につづられております坂城町監査基準に基づいて実施いたしました。監査の対象は、坂城町一般会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計の5会計です。それぞれの会計について、令和5年度の9月30日現在の執行状況について監査いたしました。また、定期事務監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定による令和5年度に施工中または施工済みの工事箇所について、実地検分による監査を行いました。

監査期間は10月17日から30日にかけて、坂城町役場庁舎内において実施いたしました。

監査の方法は、令和5年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等を基に、関係各課等により予算執行の状況及び主要事業の進捗割合等の状況について説明を受け、質疑形式により監査を実施いたしました。町の監査基準では、監査等の範囲は財務監査及び行政監査とされています。地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施いたしました。

1、住民福祉の増進に役立っているか。2、最少の経費で最大の効果を上げているか。3、執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。4、予算の執行や事業の取組は予定どおり行われているかであります。

監査の結果でございますが、各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に執行されているものと認めました。

次に、2ページになりますが、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。令和5年

度の予算につきましては、実施計画に沿って執行されており、主要事業の執行状況については、昨年までのコロナ禍における活動自粛がようやく終わりを見せる一方で、物価の高騰等による影響は引き続き見られるものの、町全体の事業としては積極的な取組がされておるものと認識しております。

また、事務事業の内容及び年間計画とその執行状況は、地方自治法に定められる住民福祉の増進に重点を置き執行されているものと受け止めました。

次に、1、令和5年度の予算執行状況について、表にさせていただきます。一般会計は収入済額の予算現額に対する割合は43.9%で、前年比0.3ポイントの増、支出済額の予算現額に対する執行率は34.7%で、前年比1.7ポイントの減となっております。一般会計の歳出における予算の執行状況はおおむね予定どおり行われているものと考えますが、年度末実施されるものが多くあり、執行割合は記載されている数値となっております。

特別会計の合計は、予算に対する割合は歳入が33%、歳出の執行率が39.4%で、前年比歳入歳出ともに1.6ポイントの減となっております。

次に3ページになります。2の令和5年度町税の賦課徴収状況であります。9月末の徴収実績について、町税全体の収入済額は15億8,674万5千円で、前年比7,470万9千円の減となっております。主な税目の町民税は、個人町民税の収入済額は現年分が3億6,206万6千円で、前年比1,541万9千円の増。これに対して、法人町民税は収入済額が現年分で2億339万9千円で、前年比9,798万7千円の減となっております。

固定資産税は調定額で13億1,003万3千円で、前年比544万9千円の減、収入済額は8億9,687万9千円で、前年比1,527万1千円の増となっております。

3の主要事業とその執行状況についてですが、おおむね事務事業の年間計画に従い執行されておりますが、物価高騰などの影響を受けている部分も一部見られます。

4の工事の執行状況については、工事等検査箇所一覧として、報告書6ページにつづられております。それぞれ、現地に赴き検分いたしました。おおむね予定どおり執行されていることを確認しております。

次に、4ページから5ページに監査の所見がまとめてございます。監査を通じて各課の担当に対応をお願いした案件についてまとめたものです。一般会計については各課ごとに、特別会計については会計ごとに記述してあります。記述に至らなかった事項については、その場でその都度口頭にて検討をお願い申し上げてあります。個々の補足については省略いたしますが、またお目通しをいただきたいと思っております。

以上で、定期事務監査のご報告とさせていただきます。

**議長（滝沢君）** 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付



のとおりであります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

---

**議長（滝沢君）** 日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」、専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** 専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年8月28日、大字網掛の町道0593号線において、相手方車両が側溝のグレーチング上を通過したところ、グレーチングが変形していたことにより、相手方車両のタイヤ1本が損傷した事故につきまして、相手方への損害賠償を支払うことで、示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものであります。

以上、専決処分事項について報告いたします。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時37分～再開 午前10時47分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

◎日程第5「報告第3号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第12号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

**議長（滝沢君）** 日程第6「議案第58号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第14「議案第66号 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」までの9件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、議案第58号から66号まで順次ご説明申し上げます。

まず、議案第58号「坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、本条例で引用する法の別表第2が廃止されたことから、新たに用語を定義づけるとともに、条文中の文言を改めるものであります。

次に、議案第59号「坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、当町出身の学生に対する修学支援の拡充を目的に、令和6年4月1日から坂城町奨学金の給与額及び対象要件の見直しを図るため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、近年の物価高騰などの状況を鑑み、奨学金の給与額を現行の月額5千円から月額1万円に引き上げるとともに、学生の多様性に応じた教育を推進するという観点から、奨学金の受給対象要件について、見直しを行うものであります。

なお、令和5年度までに奨学生の決定を受けた学生についても、施行日以後の奨学金は、改正後の給与額とする経過措置を設けるものであります。

議案第60号「坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

法改正の内容といたしましては、印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスにつきまして、これまで個人番号カードを使用してのみ交付されておりましたが、新たに、電子証明書を搭載したスマートフォンを使って交付することが可能とされたところであります。

このため、本条例中において規定する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に関しまして、移動端末設備に搭載された利用者証明用電子証明書によることも可能とする旨を追加するものであります。

議案第61号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正されたことに伴い、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料のうち、均等割額及び所得割額を免除することとし、単胎妊娠の場合は4か月間、多胎妊娠の場合は6か月間分を免除することを新たに規

定するものであります。

議案第62号「坂城町公の施設の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、令和3年4月1日から指定管理者による管理運営を行っている町内7施設につきまして、令和6年3月31日をもって指定管理者に係る指定の期間が満了することに伴い、同年4月1日からの当該施設に係る指定管理者を指定することについて、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第63号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,224万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億2,189万7千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、地方創生臨時交付金などの国庫支出金5,181万9千円、ふるさと寄附などの寄附金1,305万円、基金繰入金2,238万3千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設持続化負担金1,200万円、後期高齢者療養給付費負担金2,307万3千円、障がい児通所等給付費800万円、中小企業融資に係る保証料補給金500万円、ふるさとまちづくり基金への積立金1,200万円をそれぞれ増額するものであります。

また、令和6年度予算に係る債務負担行為につきましても、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第64号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億3,767万5千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、一般会計繰入金51万円を増額し、歳出の内容につきましては、総務費51万円を増額するものであります。

次に、議案第65号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、令和4年度分の消費税納付税額の確定により、令和5年度分の中間納付が必要となるため消費税を増額し、また、地下埋設物移転補償を減額することによる、歳出予算の組替えを行うものであります。

歳出の内容といたしましては、一般管理費500万円を増額し、公共下水道事業費500万円を減額するものであります。

最後に、議案第66号「令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億6,592万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、国庫支出金39万円、一般会計繰入金39万円をそれぞれ増額し、歳出の内容につきましては、総務費78万円を増額するほか、事業の実施状況に応じ一部予算の組替えを行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月6日から11日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、明日12月6日から11日までの6日間は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は12月12日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前11時02分)



## 1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 ( 第 2 日 目 )

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |             |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君   |
| 2 "   | 中 嶋 登 君   | 1 0 " | 山 城 峻 一 君   |
| 3 "   | 塚 田 舞 君   | 1 1 " | 祢 津 明 子 君   |
| 5 "   | 水 出 康 成 君 | 1 2 " | 大 日 向 進 也 君 |
| 6 "   | 宮 入 健 誠 君 | 1 3 " | 朝 倉 国 勝 君   |
| 7 "   | 中 村 忠 靖 君 | 1 4 " | 大 森 茂 彦 君   |
| 8 "   | 星 哲 夫 君   |       |             |
2. 欠席議員 4 番議員 松 本 みゆき 君
3. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 臼 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 橋 本 直 紀 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ど も 支 援 室 長   |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 1 0 時 0 0 分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| (1) 高齢者支援について        | 星 哲 夫 議員   |
| (2) 子どもの健康についてほか     | 塚 田 舞 議員   |
| (3) 学校給食についてほか       | 水 出 康 成 議員 |
| (4) 令和6年度の町の展望についてほか | 大日向 進 也 議員 |

追加第 1 松本みゆきさんの議員辞職について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、4番 松本みゆきさんから欠席の届出がなされております。

また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

松本みゆきさんから、議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。松本みゆきさんの議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認め、松本みゆきさんの議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◎追加日程第1「松本みゆきさんの議員辞職について」

**議長（滝沢君）** 職員に辞職願を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。松本みゆきさんの議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。よって、松本みゆきさんの議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分～再開 午前10時02分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

---

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、8番 星 哲夫君の質問を許します。

8番（星君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私からは特別養護老人ホームについてお聞きします。一般的に特別養護老人ホーム（特養）と呼ばれる施設は、社会福祉法人や地方自治体が運営母体となる公的な施設です。要介護度3以上、特例の場合は要介護1・2の高齢者が入居し、終身の介護を受けることができます。

近年、高齢者数の増大とともに、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設はもとより、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向けの住宅など、一般世帯ではない世帯に住む高齢者が増加しております。また、施設を求めて都道府県を越えて移動する高齢者も増加していると言われます。

厚生労働省の介護保険事業状況報告によりますと、要介護、要支援の認定者数は、令和5年1月現在で693.3万人、うち男性が219.9万人、女性が473.4万人となっております。高齢者の人口の増加や介護ニーズの増加に伴い、特別養護老人ホームの需要は増加していると考えられます。

坂城町には現在、さかき美里園、第二美里園、さかき美山園と3か所の特別養護老人ホームがありますが、今ある施設では大勢の待機者がいると言われております。

そして、そのような状況の中で、村上地区には特別養護老人ホームがなく、町民の方々は大変不便を感じられているとの声をお聞きします。これから現役世代人口が減少する中、高齢者の人口比率は増加しており、入居者の待機問題が大きく浮き彫りになってきています。今後の利用待ちの方や、その家族のことを考えると、新しい施設を造るなど対策を考えたほうが良いと私は考えます。

そこで、イとして、特別養護老人ホームの現状について、町内にある今の特養の状況をお聞きします。そして現在、坂城町では何人の待機者を抱えているのか、その人数を教えてください。

ロとして、今後どのような対策をしていくのか、2点お尋ねいたします。



一つ目として、介護保険サービスがわかりにくいと利用者、消費者の声もありますが、今後どのような対応をしていくのかお聞きいたします。

二つ目として、今まさに入居を待っている待機老人や介護をする家族に対して、どのような対応をしていくのかお聞きします。

ハとして、2点お尋ねします。

一つ目として、村上地区に特養施設を造ってほしいと町民からの声も届いております。地域の福祉施設と協力し、村上地区に特養を誘致してもらうことを考えていただくことはできないでしょうか。

二つ目として、厚生労働省は、12月の初旬、介護施設の相部屋代を負担する利用者の範囲を広げる方向で調整に入り、長期療養のための介護医療院やリハビリ目的の介護老人保健施設（老健）の一部を新たに加える。対象は数万人の見通しとし、高齢化で増加する介護費を抑制するのが狙い。低所得者の負担は軽減すると社会保障審議会の分科会を開き、厚労省の案を示すとされました。

特養は要介護3から5の方しか入れませんが、介護老人保健施設、いわゆる老健が坂城町にはありません。老健は要介護1から5までの方が利用できます。医療的ケアの下、リハビリをすることで、日常生活に戻れることに特化した老健の開設を考えてみてはどうでしょうか。

以上についてお聞きいたします。

**町長（山村君）** ただいま、星議員さんから高齢者支援についてのご質問をいただきました。私からは、高齢者支援についての概要を申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁申し上げます。

さて、少子高齢化や人口減少が進む中で、当町においての高齢化率は令和5年10月1日現在、36.4%となっており、国や県の数値より上回っている状況であります。

また、令和7年には団塊の世代が75歳となり、さらに高齢化が進むと予測されておりますが、これを見据えた計画として、町では現在、令和6年度から8年度にかけての高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定しているところであります。

ご質問の特別養護老人ホームは、身体または精神上の著しい障がいのために、常時介護を必要とし、かつ在宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者に対し、食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とした施設となっております。

この特別養護老人ホームは、その定員数が30名以上の場合は広域型とされ、定員が29名以下の場合は地域密着型特別養護老人ホームとされております。そして、広域型の特別養護老人ホームは、県が事業所指定を行うことから、居住地域の制限がなく、町外の方も入所することができますが、地域密着型特別養護老人ホームは、町が事業所指定を行う施設として、地域

や家庭との結びつきを重視した家庭的な運営を行うものとされ、入所者も町内に住所を有する方とされております。

特別養護老人ホームの状況としましては、当町には入所定員が50名の広域型が2施設と、入所定員が29名の地域密着型特別養護老人ホームが1施設という状況であります。

特別養護老人ホームへの入所につきましては、一定の基準が設けられておりますが、施設の特徴といたしますと、入所された高齢者の方は終身での利用が可能とされており、入所期間も長期にわたることから、新たに入所の申込みをされた場合、入所までに時間を要するケースもあるとお聞きしております。

このように、施設に入所手続をされ、待機期間の対応としましては、主に在宅での生活が想定されるところでありますので、ご本人やご家族のご意見をお聞きしながら、担当するケアマネジャーがその方の暮らしに必要なサービス計画を作成し、短期入所や訪問介護など介護保険サービスをご利用いただいているところであります。

また、高齢者やそのご家族への支援としましては、介護保険制度やその仕組みにつきまして、全戸配布しております「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」や広報に記載し、高齢者に関する相談窓口となる地域包括支援センターや社会福祉協議会においても、周知・案内に努めているところであります。

町では、介護保険サービスのほかに、高齢者福祉サービスとして、在宅で3か月以上介護している方に介護慰労金を支給する介護者慰労事業のほか、高齢者が使用する介護用品の購入費用に対する支給事業、布団や毛布などをクリーニングする寝具洗濯等サービス事業や、自宅を訪問する理美容サービス事業、介護者を対象とした介護に関する研修、介護を離れ心身の負担軽減を兼ねた交流事業など、様々な事業を行っているところで、これらの内容につきましても、各ご家庭に配布しておりますサービスガイドでもご案内しているところであります。

町としましては、高齢者の皆様が、施設だけでなく、自宅においても適切な医療や介護を受け、住み慣れた地域でいつまでも快適な生活を送っていただけるよう、引き続き福祉施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 1. 高齢者支援について、イ. 特別養護老人ホームの現状についてから順次お答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所につきましては、施設を運営する社会福祉法人などが入所の決定を行っております。

県の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例では、特別養護老人ホームへの入所について、「介護の必要の程度、家族等の状況を勘案して、サービスを受ける必要が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努めなければならない」と定めており、入退所に関する手続や基準等を明示された長野県指定介護老人福祉施設入

所ガイドラインを作成しております。

町内にある特別養護老人ホームの入所状況といたしましては、定員数の方が入所されており、空いていることはほとんどない状況だとお聞きしております。

また、特別養護老人ホームの待機人数につきましては、令和5年4月に実施しております入所希望者数の県調査から、町内在住の方は28名という状況でございますが、町外にお住まいの方の人数が含まれておりませんので、実際にはさらに多くの方が申し込まれているものと考えられるところであります。

特別養護老人ホームへの申込みについては、町外の方も申込みができる上、いくつかの施設へ同時に申込みをされている方も多く、待機中にほかの施設に入所された場合などは、家族からの連絡がなければ、待機者名簿には記載されたままになっていることから、施設側でも待機者の実人数把握は難しいとのことでございました。

次に、ロ. 今後どのような対応をしていくのかのご質問にお答えいたします。

介護保険サービスがわかりにくいという点についてであります。介護保険は、ご本人やそのご家族が実際にサービスを利用するきっかけやタイミングにならないと、その内容についての理解は難しいものと捉えております。

しかし、全戸配布しております「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」には、高齢者のいない世帯にも、介護保険の仕組みや、高齢者に関する相談窓口である地域包括支援センターを知っていただく機会として、広く周知を図り、介護保険制度の仕組みなどをお知らせしているところであります。

一方、実際に介護が必要な場面に直面したときの戸惑いや不安から、どうしたらいいのかわからなかったという声をお聞きすることもあります。

町では、福祉健康課内にある地域包括支援センターにおいて、ご家族からの相談内容に応じた支援として、要介護認定申請の手续や、サービスの種類等介護保険に関するご案内、ご説明をさせていただいているところであります。

さらに、介護保険サービスの利用に際しては、利用される方の身体や生活環境等の状況によって、必要なサービスは異なるため、担当するケアマネジャーがご家族に寄り添い、高齢者の方が望まれる生活を送れるようサービスに関するケアプランを作成し、提供する事業所との調整を行っております。

次に、ハ. 村上地区に介護入所施設をのご質問にお答えいたします。

現在、村上地区には、認知症と診断された方が少人数で介護を受けながら共同生活を行うグループホームと、自宅から施設に通い日中の支援を受けるデイサービスを行う通所介護事業所がそれぞれ1か所ずつございます。

ご質問にあります介護老人保健施設につきましては、特に医療ケアやリハビリが必要な人の

ための介護保険施設で、病状が安定している人に対して、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアをはじめ、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーションを行うとともに、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供することで、入所者の自立を支援し、家庭への復帰を支援する施設となっております。

介護老人保健施設や特別養護老人ホームにつきましては、近隣の市に所在する施設への申込み及び入所ができることとされておりますので、介護保険の制度を有効に活用していただきたいと考えております。

そして、これらの施設運営に関しましては、いずれも社会福祉法人等が設置し運営しているものがほとんどでございます。

町内への特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の新たな施設の開設につきましては、現時点において、事業者からお聞きはしておりませんが、今後、介護に関する事業を開始したいというお問合せや相談が寄せられました場合には、町で策定しております介護保険事業計画に見込まれるサービス利用量等を含め、町として必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

**8番（星君）** 再質問させていただきます。まだまだこの介護事業は、今後30年は継続して支援していかなければならない事業だと言われております。また、2025年には団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者に突入し、高齢者の高齢化がさらに進むと言われております。目前に迫る今現在も、高齢者が必要なサービスが受けられずにいることがわかりました。生きていく上で介護が無縁で生きられる人はいないはずで。

そこで再質問します。町長は、自分自身も介護される側になる年齢に近づき、今後の介護支援についてどうお考えでしょうか。

そこで再質問します。我が町でも150人ぐらいの待機者がいる現状をどう考えていますか。お願いいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** ただいまの再質問にお答えいたします。介護が必要になったときということのご質問でございますが、地域における包括支援というものが重要になってまいりまして、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう支援することが重要であると考えております。

高齢者の方が年齢とともに低下する身体機能ですとか認知機能については、要介護認定の状態により、介護保険サービスを利用することで、ご自身が自立した生活を過ごせるよう、ケアマネジャーなど専門職が支援を行っております。

医療や介護と連携した支援だけでなく、介護保険のサービスでカバーされない部分の支援として、高齢者の自助・公助の取組などによって、高齢者の方がいつまでも生き生きと生活できる地域をつくっていくということが、健康や生きがいがいづくりにもつながってくると考えており

ます。

次のご質問でございますが、待機者の人数が非常に多いということでございますけれども、介護保険につきましては、利用が必要とされる方を優先的に施設のほうで判断され入所されているという状況でございます。その間、待機されているご家族、ご本人につきましては、ご自宅での介護保険サービス等により、また、町で実施しております高齢者福祉サービス等により支援を行ってまいりたいと考えております。

**8番（星君）** ご答弁ありがとうございます。今後、総人口が減少する中で、将来的な介護需要の増加に柔軟に対応し、高齢者の質の高い生活を支える体制が構築することを期待して、私の一般質問を終わりにします。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時24分～再開 午前10時34分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、3番 塚田 舞さんの質問を許します。

**3番（塚田さん）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 子どもの健康について

子どもたちの健康は、子どもたちの将来において重要な基盤を築く一環です。幼少期の健康状態は、成長や学びの過程に直結しており、良好な健康は豊かで充実した生活の礎となります。適切な栄養、運動、睡眠、そして心身のケアは、子どもたちが健やかに成長し、健康な生活習慣を身につけるために欠かせません。

また、病気や感染症から子どもたちを守るためには、予防が不可欠です。予防策として、定期的な健康診断や予防接種が挙げられます。これらの手段を通じて未然に病気に対処し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えることが求められています。

予防接種には個人を守ると社会を守るの役割があり、予防接種を受けると、その病気に対する免疫、抵抗力がつくられ、その人の感染症あるいは重症化を予防することができます。また、多くの人が予防接種を受けることで免疫を取得していると、集団の中に感染者が出ても流行を阻止することができる集団免疫効果が発揮されます。さらに、ワクチンを接種することができない人も守ることにつながります。

ワクチンを接種した後、有害事象と呼ばれる好ましくない体調不良が認められることがあり、ワクチンを接種するより、自然に感染したほうが確実な免疫がつくからいいのではという考えもありますが、自然に感染症にかかることは、合併症による重症化のリスクのみならず、周りの人に感染を広げてしまうこともあります。

防ぐという観点からも、ワクチンを接種することには意義があると思ひ、今回は、子どもの

命を守るための予防接種に焦点を当て、子宮頸がんワクチンについて、定期予防接種について、坂城町の状況と対応をお伺いいたします。

#### イ. 子宮頸がんワクチン接種について

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス、以下、HPVへの感染が原因で、子宮頸部に生じるがんです。また、子宮頸がんの95%以上は、HPVが原因であるとわかっています。多くの先進国では、子宮頸がんで亡くなる人は検診の普及で減少し、世界全体でも検診とワクチンの普及で病気になる人が減る予想が立てられてきています。

一方、日本では、年間に約1万1千人が子宮頸がんを発症し、約2,900人が亡くなっており、患者数、死亡者数は共に近年漸増傾向にあります。また、子宮頸がんの年齢、段階別罹患率は、20代から40代の若い世代が、ほかの年齢層に比べて増加傾向が問題となっています。

年齢別の死亡者数では、39歳以下で年間約130人、44歳以下で年間約300人が子宮頸がんにより亡くなっています。子育て世代である30代から40代で亡くなる多くの患者が、我が子を残して亡くなっており、また、命は助かっても、がん治療で子宮を失うことで、子どもを授かりたくても授けられないという方も年間約1千人います。

このように、多くの若い働き盛りの女性や子育て世代の女性が、子宮頸がん罹患して妊娠ができなくなったり命を失っている日本の現状は、非常に深刻な問題として据えられています。

HPVは、人にも感染することができるウイルスで、人の中に住み続けてはいますが、突然変異によって姿を変えていくことがなく、ワクチンを接種することによって誘導された免疫で感染予防ができる病原体です。

また、HPVは、性的接触があった場合に感染するのが一般的で、感染から子宮頸がんに進行するまでの期間は、数年から数十年と考えられています。そのため、HPVワクチンは、特に若い年齢で接種することで感染及び関連する合併症を効果的に予防できます。若い世代での接種は、感染のリスクが高まる初期の時期に対処することを可能にし、将来のがんや尖圭コンジローマの発症を防ぐ役割を果たします。

HPVワクチンは、世界的には2007年からワクチンの人への接種が開始され、今では100か国以上で定期接種になっています。日本においては、2010年度からHPVワクチン接種に対する公費助成が開始され、2013年4月に予防接種法に基づき定期接種化されました。対応するウイルスの数で2価、4価に分けられ、どちらも子宮頸がんの原因の50%から70%を占めるハイリスクHPV16型と、HPV18型のウイルスに極めて高い感染予防効果が確認されています。

しかしながら、接種後に広範な疼痛や運動障がいなど多様な症状が報告され、僅か2か月後の同年6月に接種の積極的勧奨差し控えの通知が発表されたため、差し控えられた状況が長く

続いていましたが、2021年11月、厚生労働省の通知により、HPVワクチンの接種勧奨を再開することとなりました。

国の検討部会において、HPVワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、ワクチン接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたものです。

また、同年12月には、接種対象者等に対して、接種について検討・判断するための適切かつ十分な情報が提供されること、接種を希望する者が滞りなく定期接種を完了できること、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対して、必要な支援が円滑に提供されることが重要として、体制強化に取り組むこととされました。

昨年、2022年4月から積極的勧奨が開始されましたが、当事者となる女子児童生徒や保護者からは、接種後の副反応に対する戸惑いの声も聞かれます。

また、この現状に対しては、接種する本人が理解し、納得した上で接種すること及びHPVワクチンの効果と副反応の説明などを明確にし、事前にわかりやすく示すことも必要だと考えます。

そこで、子宮頸がんワクチン接種について、3点お尋ねします。

2022年4月にHPVワクチン接種の積極的勧奨が約9年ぶりに再開されたHPVワクチンについて、一つ目として、勧奨控えの期間の対象者の人数についてお聞きします。

二つ目として、勧奨再開の2022年4月から何人の方がワクチン接種をしたのか。また、定期接種期間はいつまでかをお聞きします。

三つ目として、接種の呼びかけが9年ぶりに再開され、接種の機会を逃した方に接種の機会を提供するキャッチアップ接種も可能になりましたが、キャッチアップ接種の対象者は。また、その対象者へ情報提供や周知が必要と考えますが、その周知方法についてお聞きします。

次に、ロ．定期予防接種について。

様々な感染症から子どもを守る上で、予防接種は欠くことができないものです。坂城町においては、集団予防を目的とする感染症に対してロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、4種混合ワクチン、BCG、麻疹・風疹ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、HPVワクチンの10種類の定期接種が公費で実施されています。

そこで、定期予防接種について3点お尋ねします。

1点目として、予防接種の種類、実施内容とともに接種の勧奨時期についても定められています。それぞれの予防接種を実施する勧奨期間は、お母さんから赤ちゃんにあげていた免疫効果の減少、感染症にかかりやすい年齢、かかった場合に重症化しやすい年齢などを考慮して設定され、種類によっては複数回の接種が必要になるものもあります。子どもの健康を守るため、

予防接種スケジュールをしっかりと把握し、実施の呼びかけなどが重要だと考えますが、10種類のワクチン定期接種スケジュールは、どのタイミングでどのように周知するのかお聞きします。

二つ目として、過去3年間の接種率の変化、接種率の向上など、接種状況についてお聞きします。

三つ目として、事情により接種対象年齢期間中に予防接種を受けられなかった場合の町の対応についてお聞きします。

以上の点について、ご答弁お願いいたします。

**保健センター所長（竹内さん）** 1. 子どもの健康についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 子宮頸がんワクチン接種についてであります。町では、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しているところであります。

子宮頸がんワクチンは、平成24年度までは、個人の希望により接種する任意接種でありましたが、町では、接種される方の負担を軽減するため、23年2月から国の交付金を活用した接種費用の全額助成を行い、その後、25年4月から予防接種法等に定められたA類の定期接種となった経過がございます。

しかし、接種をされた方の中にワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛を起こされる方が特異的に見られたことから、25年6月に、国において、副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないと考えられ、町においてもこの勧告を受け、個別の勧奨を控えておりました。

その後、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において継続して審議され、令和3年11月に、最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が、副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。

これを受け、市町村におきましては、個別の勧奨を行い、令和4年4月から接種を実施することとされ、町も速やかに対応をし、接種を実施しております。

積極的勧奨を差し控えていた期間の平成25年6月から令和4年3月末までに、接種の機会を逃した方の人数であります。平成9年度から17年度生まれの方合計561人で、このうち、これまでに83人が接種を受けております。

また、子宮頸がんワクチンの定期接種の期間につきましては、小学6年生から高校1年生の年齢となる女子とされており、接種の積極的勧奨を差し控えていた期間に接種の機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保するため、令和7年3月末までを期限として、定期接種の方と同様に接種を受けていただくキャッチアップ接種として接種を実施しております。



このキャッチアップ接種の対象となるのは、積極的勧奨を差し控えていた期間の平成9年度から17年度生まれの方に加え、キャッチアップ接種の実施期限である令和7年3月末までは、特例的に定期接種の対象上限年齢である16歳を超えた方も対象とされることから、今年度キャッチアップ接種の対象となるのは平成9年度から18年度生まれの方となります。

また、対象者への周知につきましては、令和3年3月中旬に定期接種及びキャッチアップ接種対象者全員に厚生労働省のリーフレットとともに通知等を郵送しお知らせをしたほか、町ホームページにも掲載をいたしました。

その後、キャッチアップ接種の期限が近づいてきたことから、今年の広報12月号に改めて接種についてのお知らせを掲載したところではありますが、今後も引き続き、広報やホームページ等を通じ、お知らせをしまいたいと考えております。

続きまして、ロ. 定期予防接種についてのご質問にお答えいたします。

子どものワクチン接種につきましては、予防接種法のA類疾病に位置づけられており、接種対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めることとされており、市町村は予防接種を受けるよう勧奨するものとされております。

ご質問にありましたように、子どもの定期接種は10種類ございますが、それぞれ対象年齢や接種回数などが定められていることから、町におきましては、接種時期に合わせ個別にご案内をし、勧奨をしております。

具体的には、出生届出の際に、まず10種類の定期接種のスケジュールの周知として、保護者にスケジュール表をお渡しし、その後はそれぞれのワクチンの接種時期に合わせて、個別に予診票とともに接種のご案内をお送りしております。

また、保護者に子育て応援アプリに登録をいただき、接種時期に合わせてアプリの通知機能を利用したプッシュ型通知をスマートフォンなどに送ることにより、接種の機会を逃すことのないようお知らせをしているところであります。

過去3年の接種状況を申し上げますと、積極的勧奨が差し控えられていた子宮頸がんワクチンを除く子どもの定期接種全体の接種率で、令和2年度が96%、令和3年度が90.5%、令和4年度90.2%という状況であります。

この接種率につきましては、接種対象年齢や接種回数が数年にわたる場合などで、年度内に接種が終了しなかったことによるものであり、未接種者に対しましては、個別に勧奨をし、接種をしていただいております。

定期接種は、対象となる期間を過ぎてしまった場合は、災害等で該当期間に接種できなかったなど特別な事情がある場合を除き、全額自己負担で接種を受けていただくこととなりますので、まだ接種を受けていない方に対しましては、接種期限の半年ほど前には個別に勧奨のご通知をお出ししておりますので、早めに受けていただきたいと思いますと考えております。

**3番（塚田さん）** ありがとうございます。子どもと感染症は切っても切れない関係です。ワクチン接種の効果を最大限に発揮するには、周知が欠かせません。子どもたちが健康で安全な環境で生活するためには、予防接種を含む感染症対策が不可欠です。ワクチン接種の重要性を理解し周知することで、子どもたちの未来をより輝かせることができます。

近年、猛威を振るっている新型コロナウイルス、インフルエンザのワクチンを含め、親や保護者、教育機関、地域社会が一丸となり、ワクチン接種の重要性やその安全性に関わる情報を広く共有していければと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

## 2. 子育て支援について

昨今の日本では、住まう地域、家族構成、養育者の就業状況などにより、子どもたちや子育て家族の日々の暮らしは大いに異なります。近年、日本だけでなく、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化などの急速な変化が起きています。これに伴い、人々の価値観や生活様式が多様化していますが、一方で、社会全体では、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退、経済性や効率性の過度な重視、大人優先の社会風潮などが見られているとも言われています。この社会の変化が地域社会や家庭における子どもの成長環境、親の子育て環境にも影響を与えていると思われまます。

子育ては、子どもに愛情を注ぎ、成長を喜び、親も成長する喜びや生きがいをもたらす大切な経験です。子どもの成長や笑顔を通じて、親が喜びを感じることはよくあります。しかし、社会の変化は、核家族化や地域コミュニティの弱まりなどが背景となり、親は孤立感や悩みを抱えがちです。

また、共働き世帯の増加などで核家族化が進んでいます。内閣府の男女共同参画局が公表する共働き等世帯数の推移によると、2019年における共働き世帯は、およそ1,200万世帯を超えており、過去30年で最高値となっています。子どものいる世帯における親の仕事の最新の国の統計では、仕事をしている母親の割合が7割を超えており、ほとんどの世帯において、両親が働きながら子育てをしているという事実が見えてきます。

女性の社会進出が進み、仕事と子育ての両立が求められる中、子育てに専念する選択をする親の中には、ハンディキャップではないかと感じる不安を抱える人もいます。また、物質的に恵まれた社会で育った今の親世代にとって、子育ては思うようにいかない困難な経験であり、ストレスを感じやすいという指摘もあります。

共働き世帯がさらに増加傾向にある現状で、安心して子育てするためには、国や市町村が実施する子育て支援制度もうまく利用していくことが必要です。

そこで、坂城町における子育て支援について、3点お尋ねします。

一つ目として、現代社会では、様々な要因が絡み合い伝統的な家族構成や役割分担が変化し

てきています。これにより家族内のケア機能が縮減し、子育て支援が必要な状況が増えていますが、現在、町が実施している子育て支援の取組についてお聞きします。

二つ目として、地域の児童館、関連する機関との連携、また、物価高騰が続く中、経済的な負担の軽減などを目的に実施している給食費の無償化など、坂城町の子育て施策の成果をどう据えているかお聞きします。

三つ目として、子どもが人間らしく幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても同じです。それを子どもの権利と呼びます。そして、子どもがどんな権利を持っているかを定めたものが子どもの権利条約です。子どもの権利条約は、1989年に国際連合で採択され、全ての子どもが基本的な権利を持つことを保護するためのものです。この条約を守ることを約束した締約国、地域は196か国で、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

日本は、1994年に批准しています。この条約は、子どもたちがただの被保護者ではなく、自分たちも権利を持つ主体であることを強調しています。子どもたちは大人と同じように様々な権利を持ち、また成長のプロセスで特有の保護や配慮が必要な権利も確立されています。

子どもの権利条約採択30年、日本批准25年にあたり、全国の15歳から80歳までの3万人に厚生労働省が子どもの権利に関する意識調査を実施した結果によれば、日本が批准している子どもの権利条約は、認知度が低く、子どもの権利条約を知っていますかの質問に対して、内容までよく知っていると感じた子どもが8.9%、大人が2.2%となっています。

また、子どもの権利条約が守られていないと感じるときについては、子どもの発言権がない、大人の意見を押しつけられる、障がいのある子どもやLGBTの子どもが差別されているなど、子どもの率直な意見が挙がっています。

そこで、子育て支援において、子どもたちの様々な思い、意見や声を重視し、それを政策や施策に取り入れること、子どもたちの声を施策に反映させることが大事だと考えますが、町の考えについてお聞きします。

以上の点についてご答弁お願いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、塚田議員さんから、子育て支援についてのご質問をいただきました。極めて重要な問題だというふうに考えております。私も長野県の阿部知事と一緒に少人数の検討委員会の委員になっておりまして、定期的に議論を重ねておりますけれども、その中でも、子育ては大変だけれども、大変な中でも子育てをする幸せ度、幸福度を何とかして上げるような施策はないかというようなことも議論をしております。そんなことも含めながら、坂城町が実施しています子育て支援の取組を順次申し上げたいと思っております。

ご案内のように、町では、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、出生から就学期前、小中学校、高校、そして就労までと、子どもの成長過程に合わせた、切れ目のない一貫した子

育て支援を目指して取り組んでいるところであります。

具体的には、まず、乳幼児期において、生後2か月での家庭への新生児訪問に始まり、3歳児の健康診査に至るまで、保健センターでの医師や保健師等による年齢ごとの定期的な健診を行っているところであります。また、発達に不安を感じる際には、公認心理師による個別相談を実施するほか、親子はぐはぐ教室に参加していただく中で、集団による遊びを通して発達を促し、言語聴覚士・作業療法士などの専門家からのアドバイスを行うなど、保護者に寄り添いながら支援を行っているところであります。

子育てに関する総合相談窓口でもあります子育て支援センターにおきましては、保護者から寄せられる様々な相談について、常駐する家庭児童相談員や公認心理師、保育士等が相談に応じ、お話をよくお聞きする中で、必要とする支援につなげられるよう努めているところであります。

また、センターで開催されるイベントなどを通じて、来館される親子の情報交換や交流の場としても利用されているところでもあります。

保育園におきましては、保護者が安心して働けるよう、未満児から受入れを行うとともに、一時保育を実施しているほか、児童館におきましても放課後の居場所づくりとして、子どもの預かりを行っており、多様化する子育てニーズに応えられるよう努めているところであります。

また、幼稚園を含めて、町内在住の5歳児全てと保護者を対象に、子どもの運動遊び・リズム遊び等の様子から、公認心理師等が保護者と発達相談を行うすくすく相談や6歳児のすくすくランドなど、子ども一人一人に応じたきめ細かな発達フォローも行っているところであります。

小学校入学後におきましては、町の独自の取組としまして、平成25年度から教育コーディネーターを、27年度からは公認心理師の資格を持つ教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、子どもだけでなく保護者も対象として、専門的視点のカウンセリングを受けられる形としております。

また、中学校卒業後におきましては、令和2年度から就労コーディネーターを配置し、中学校や高校と連携して、職場体験・現場実習先の開拓や就職ガイダンス、就職希望者と町内企業とのマッチング等の就労支援を行っているところでもあります。

こうした取組のほか、子育てに関する町独自の経済的支援といたしましては、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめとして、第3子以降の保育料や保育園副食費、学校給食費の無償化のほか、町奨学金制度、医療費を高校卒業まで助成するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減して、全ての子どもが等しく心身ともに健やかに成長していかれるよう取り組んでいるところであります。

次に、子育て支援施策の成果をどのように捉えているかのご質問でございますが、核家族化

や共働き世帯が増加する現状におきまして、保育園や児童館が、こうした世帯が安心して働ける受皿としてはもちろんのこと、子どもの発達相談や子育てに関して相談できる機関としても有効に機能しているものと考えております。あわせて、給食費の無償化をはじめとした経済的な子育て支援につきましても、保護者の皆様の経済的な負担軽減に大きく寄与しているものと考えているところであります。

社会の変化に応じて、子育ての環境も日々変化しているところではありますが、町といたしましては、引き続き、子育て支援センターや保育園、学校はもとより、福祉、医療分野の関係機関とも連携を図る中で、様々な視点からの切れ目のない支援を続けてまいりたいと考えているところであります。

続いて、子どもたちの声を施策に反映することへの町の考えのご質問であります。中学校におきましては、平成28年度から、3年生による中学校の3年間で学んできた様々な分野のまちづくり施策に関しまして、ここの議場におきまして、議会形式により町側に質問する模擬議会を開催してまいりました。また、令和3年度に実施された坂城高等学校と筑波大学との高大連携事業として行われた「まちづくりシンポジウム2021」では、生徒から提案のあったさかき千曲川バラ公園へのベルアーチを今年度のばら祭りに合わせて実際に設置するなど、子どもからの意見聴取のみならず、施策に反映してまいったところでもあります。

そのほか、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりましては、子育て中の保護者にニーズ調査を実施したほか、保護者の代表者に計画策定委員としてご意見をいただくなど、当事者等の意見の反映に努めているところであります。今後、次期計画を策定する際におきましては、保護者だけではなく、小中学生の意見の聴取もしたいと考えているところであります。

さらに、今後、整備が予定されています新複合施設につきましても、子育て支援センターを利用される保護者の皆様との意見交換や、子どもの意見を聞く場の設定を計画しているところであります。

令和5年4月に施行されましたこども基本法では、基本理念として、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見を表明する機会の確保や、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見の尊重が掲げられるとともに、子ども施策の策定、実施、評価にあたっては、子どもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務づけられているところでもあります。

町におきましても、この趣旨を踏まえ、今後とも、子どもの最善の利益を実現する観点から、引き続き、子どもの意見の聴取に努め、できる限り施策等に反映していきたいと考えているところであります。

**3番（塚田さん）** ありがとうございます。子どもは無限の可能性を秘めて生まれてきています。権利が尊重され、良好な環境の下に置かれると子どもの可能性は思い切り花咲きます。

最後になりますが、温かく見守る、支援する社会や地域づくり、切れ目のない縦の連携、そして様々な機関や団体が常に情報や考え方を共有し、役割分担しながら一体となって子どもや家庭を支援していく横の連携、この縦の連携と横の連携がますます密となり、重要視されることを期待して、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（休憩 午前11時09分～再開 午後 1時00分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

続いて、5番 水出康成君の質問を許します。

**5番（水出君）** ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に学校給食について、二つ目に複合施設について、以上を質問いたします。

まず、一つ目の学校給食について。

学校給食の無償化が令和5年4月に遡り実施となりましたが、ある方よりご心配の声が寄せられましたので、内容に関して質問いたします。

まず、寄せられた要旨は、給食無償化を継続しながらも、給食の質が下がらないようなシステムをつくってくださいとの内容です。また、給食費用の全額を坂城町によって負担いただき、大変助かっているとお礼も添えられていました。

心配される経緯としては、広島に本社を置いていた株式会社ホーユーという学校、学生寮、官公庁、企業などの食堂・給食業務を主たる事業としている食堂運営会社の破産手続きが報道されたことによります。同社は、新型コロナウイルス感染症の流行による利用者減少、昨今の物価高騰及び人件費増により、経営状態の悪化による破産でした。

物価高騰について、最近の状況として、11月27日、「NHK NEWS WEB」より抜粋になりますが、総務省発表の令和5年10月の消費者物価指数は、去年の同じ月より2.9%上昇。生鮮食品を除く食料は、去年の同じ月より7.6%上昇し、前の月から1.2ポイント鈍化したものの、高い水準が続いています。具体的な材料で、給食にも影響がある牛乳は19.8%、調理カレーは16.4%、食パンは7.9%、国産品の豚肉は5.9%上昇していると報道されていました。

このように、給食材料費等の高騰はいや応なしに直面いたします。給食センターでも1食当たりの設定費用の増加が見込まれた場合、質の低い材料でやりくりし、予算維持が行われているのではないかと心配です。

今後も給食費用低下の要素は少なく、材料の質を落とさず対応することは難しく、家計を預かる保護者の方が、より敏感になることは当然のことと思います。

そこで、学校給食の質の維持について質問いたします。給食材料費について、設定費用を超える物価高騰の場合の対処について伺います。そして、当町の給食センターは、民間営利企業の経営ではないため、ご心配のような質を落としてまでの運用はないと推察しております。また、私も過去に参加しましたが、学校給食の試食会でも、地産地消の推進、国産品での材料選定や献立の工夫などの説明を通じて、子どもたちに安全でおいしい給食を提供することに、大変なご苦勞をいただいていると感じました。

しかし、心配のような質の低下がないかは、食材についてトレーサビリティーを説明できる状況に管理されていることが、システム的な対応と考えます。

そこで、食材のトレーサビリティーの状況について伺います。また、学校給食無償化の継続について、何より心配なのが、多額の費用がかかる給食材料費の財源が今後も継続して確保できるのか、6月定例会の町長の答弁では、学校給食無償化の終期について、現時点では決めていない、継続的な制度とするために国の動向などについても引き続き注視してまいりたいと考えていると回答されているが、継続的な制度として、現在の見通しを伺います。

以上について答弁をお願いします。

**教育長（塚田君）** 1の学校給食についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、イの学校給食の質の維持についてであります。学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、バランスが取れた栄養豊かでおいしく、品質の高い学校給食を提供することが重要であると考えております。

学校給食は、学校給食法等において、児童生徒1人における給食1食当たりの望ましい栄養量や、摂取エネルギー量の基準が定められており、この基準に基づき献立を作成し給食を提供しております。

また、PTAの代表や学校代表者などで組織する食育・学校給食センター運営委員会において、学校給食の品質を維持するため、小学生、中学生それぞれの1食に係る適正な学校給食費の単価を設定しており、燃料価格の上昇などにより、食材費などが高騰している状況ではありますが、食材確保や献立に工夫を凝らし、児童生徒に必要な栄養、品質の高い給食が提供できるよう努めているところであります。

ご質問の、給食材料費が設定費用を上回った場合の対応についてであります。今後も引き続き、旬の野菜や地元の食材を活用して、バラエティ豊かで栄養価の高い献立などを工夫する中で、設定した給食費単価の中で対応をしてみたいと考えているところでありますが、それでもなお、想定以上の物価高騰などによる不足が生じるような場合につきましては、その都度、状況に応じた必要な対応を検討する中で、児童生徒に安全安心でバランスが取れた、栄養

豊かでおいしく質の高い学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、食材のトレーサビリティ、食材がいつ・どこで・誰によって作られたのかなどの把握の状況に関するご質問でございますが、給食食材のトレーサビリティの把握は、給食の安全性と品質の確認のため、とても大切であると考えております。

食育・学校給食センターでは、食材料の選定につきましては、品質や安全性・産地・価格・成分割合などについて成分表やサンプルなどを取り寄せ、使用の可否について決定をしております。

また、選定している食材料は、国産品を基本とし、細菌検査等の検査基準を満たしたものの、食品添加物のないもの、もしくは極力少ないものを選定しているところであります。

食育・学校給食センターでは、食材等の産地、賞味期限あるいは製造年月日、また、製造会社名や異物の混入の有無などについて、納入時に確認の上記録しており、また、果物につきましては、町内産以外は、産地を把握している状況であります。

なお、これらの食材料の記録につきましては、お問合せいただいた際にはお答えしているところであります。

続きまして、ロ．学校給食無償化の継続についてお答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、子育て支援として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、坂城町学校給食無償化実施要綱を新たに制定し、今年4月から、給食費の無償化を実施しているところであります。

ご質問の学校給食費の無償化の期限につきましては、6月議会におきましても、無償化の終期を定めず、当面の間、町の一般財源を充てて継続してまいりたいと答弁申し上げましたが、新たに制定いたしました実施要綱においても、終期を定めておらず、その状況に変わりはありません。

引き続き、国の動向などに注視するとともに、財源の確保に向けて調査等を行いながら、継続的に実施してまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** 順次答弁いただきました。1点再質問させていただきます。物価高騰で設定費用が超えそうな場合、必要な対応とございますが、必要な対応というのは、補正予算を申請して承認を得て対応するという意味合いでよろしいでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問にお答えいたします。物価高騰等により、想定以上の高騰などにより不足が生じるような場合につきましては、その都度状況に応じた必要な対応といたしまして、補正予算等も含めて検討をさせていただきたいと考えております。

**5番（水出君）** 答弁いただきました。給食無償化を継続しながらも、給食の質が下がらないようにシステムをつくってほしいという方へのお答えとして、さきは無償化の話になりますけれ



ども、今後も継続するというので、実施要綱に定められたということは非常に大きなことかと思っております。

そして、あと、物価高騰で設定費用が超えそうな場合も、必要な対応を取りながら、必要であれば補正予算を申請してでも、子どもたちに必要な栄養素、エネルギーを確保し、確かな食材で学校給食を提供するというので、それと食材の産地やら含めて、きちんとトレーサビリティは取れており、問合せがあったら、その旨説明ができるようになっているということはこの場で確認させていただいて、お問合せいただいた方へのお答えといたしたいと思っております。

また、保護者の皆様や町民の皆様におかれては、給食センターで開催される給食の試食会は、より詳しく学校給食について教えていただけるので、情報の更新や理解を深める機会としても、ご参加いただくことを私からもお勧めしたいなと思います。

今後も継続して、安全な食材で学校給食が無償で提供されることを確信しましたので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問は、複合施設についてです。町のホームページの坂城町第6次長期総合計画、第2章「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、主な事業、複合施設の整備に向けてでは、福祉、保健、子育て分野をはじめ、多様化する行政サービスへのニーズに対応するため、老人福祉センター、保健センターを統合し、子育て支援センター、図書館機能を併せ持つ複合施設の整備を進めるとあります。令和5年は基本構想、基本計画の策定、令和6年は基本設計、令和7年は実施設計、用地買戻しとして、直近3か年の予定が掲載されております。

町民は、新設される複合施設については大きな事業費となるため、建設に際しても大きな期待があり、複合施設のコンセプトや仕様への意見など、議員へも声が寄せられているところであります。建物の構造に関する事、複合される機能に関する事、衛生面に関する事、入浴施設や食堂施設などを含め、大きなことから小さなこと、進め方や検討方法へのご意見などもありました。

また、議会閉会中の調査として、社会文教常任委員会では、富山県立山町の複合施設、立山町元気交流ステーションみらいぶを視察しました。「高齢者も、赤ちゃんも、だれもがみんな、快適に安心して利用できるように。」をコンセプトに、富山地方鉄道五百万石駅が一体となった複合施設です。

説明でも、ワークショップを通じ、学生を含め、町民の声を幅広く集め反映した施設であり、担当の大変さはかなりのものであったが、複合機能によるメリットがデメリットを上回る出来に、完成された喜びを話されておりました。初めて訪れた私たちでも、利用しやすさや利用者思いの仕様、居心地のよさを感じる施設でした。

ちなみに、デメリットは、住民課系の手続がみらいぶではできないため、目の前の役場庁舎

へ行くことだとおっしゃっていました。

さて、これから始まる私たちの新たな複合施設が、町民に親しまれ、より多くの利用がされるために、できるだけ多くの要望や情報を取り入れていくことは大切と思います。全ての要望が反映されることは限界がありますし、絞り込みは当然必要です。町民がある程度の状況を理解しながら進むことが求められると思います。

そこで、質問として、複合施設に関する現在の進捗状況を伺います。複合施設のコンセプトや仕様を、町民や利用団体からどのように吸い上げて決めていくのか伺います。透明性の確保として、町民意見の聴取状況や進捗状況の説明はどのように考えているのか伺います。

以上について答弁願います。

**町長（山村君）** ただいま、水出議員さんから、2番目の質問としまして複合施設について、また、イとして町民意見の反映についてのご質問をいただきました。順次、お答えいたします。

近年、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、私たちを取り巻く社会環境やライフスタイルは大きく変化してきております。こうした情勢の中で、人々の暮らしを支えるための保健・福祉サービスは、その重要性がますます高まると同時に、複雑化、多様化するニーズや課題への的確な対応も求められております。

一方、当町の保健サービスや高齢者を中心とする福祉サービスの拠点である保健センターと老人福祉センターは、いずれも建設から長期間が経過し、老朽化が進んでいることから、よりよいサービスの提供体制や公共施設の在り方等を考慮する中で、両施設を複合化することとし、町の第6次長期総合計画や公共施設個別施設計画におきましても、新たな複合施設の整備を位置づけているところであります。

さて、1点目のご質問として、複合施設に関する現在の進捗状況についてであります。関連部門が多岐に及ぶことが想定される複合施設につきましては、関係課・関係機関による内部検討に加え、昨年度からは外部の方による保健・福祉等複合施設建設準備委員会を立ち上げました。

準備委員会では、先進施設の視察等を交えながら、まずは施設の方向性についてご協議をいただく中で、新たな複合施設の整備の趣旨として、子育て支援センターや図書館機能を取り込むとともに、文化センターや体育館など、既存の周辺施設との連携により、少子高齢化対策の拠点として、また、生きがいと交流の場を形成するため、整備を進めることをご確認いただきました。

また、アクセスしやすい地域交通の拠点機能や、誰一人取り残さないSDGsの視点、DXの積極的な活用推進などとともに、施設全体の狙いとして、幅広い年代の多様な人々がそれぞれの目的で利用でき、目指す場として「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well-beingの実現空間」との方向性をまとめていただき

ました。

今年度は、新たな委員さんにも加わっていただき、保健・福祉等複合施設建設委員会に体制を改める中で、昨年度取りまとめた方向性を踏まえ、新複合施設で実施される活動や、施設に求める要件、概算の事業費、スケジュールなど、次年度からの設計に必要な情報をまとめた基本計画の策定に向け、協議・検討を行っております。

これまで開催しました2回の建設委員会では、昨年度まとめた方向性ととも、施設の建設候補地や運営体制の方向性、スケジュールを確認していただき、施設で実施される活動や敷地の使い方についてご意見をいただいたところであります。

委員会の中では、高齢者と子どもとの交流が日常的にできる空間配置や、外感覚で遊べる室内空間の設置、周回コースや遊具の設置、駐車場の量的確保や施設にアクセスしやすい配置についてなど、様々なご意見を頂戴しており、今後も課題を整理しつつ、基本計画の策定に向けて議論を深めてまいりたいと考えております。

また、今年度は、施設の建設候補地の現況及び地形測量を実施しており、既に、隣接する地権者の方々にも境界確認のための立会いをお願いし、関係する方のほぼ全ての方にご了承をいただきましたので、年度内に測量結果がまとまる見込みであります。

次に、複合施設のコネプトや仕様を町民や利用団体からどのように吸い上げ決めていくのかのご質問についてであります。新たな複合施設につきましては、目的も多様で、様々な年代の方の利用が想定されることに鑑み、よりよい施設の建設に向けて、建設委員会でご意見をいただくほか、利用者や若い世代の方など、幅広くご意見をお聞きすることが大変重要であると考えております。

そうした点を踏まえまして、町では、建設委員会と並行して、子育て、ボランティア、障がい者関係、高齢者、中学生、高校生など、分野ごとに意見交換を行うこととしており、既にいくつかのグループワークを実施し、新施設での活動をイメージしたソフト面のほか、機能や設備などのハード的な空間のアイデアについて、多くの具体的にご意見を頂戴しております。

各グループワークでのご意見につきましては、基本計画において検討を要するもの、設計段階で考慮・検討していくもの、運営体制の中で対応するものなど様々でありますので、検討段階ごとに整理し、建設委員会でも共有した上で基本計画の素案作成に生かしてまいりたいと考えております。

また、基本計画の素案につきましては、町民の皆様からもご意見をお聞きする予定としており、幅広いご意見をさらにフィードバックして基本計画を策定してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目としまして、透明性の確保として町民意見の聴取状況や進捗状況の説明はについてであります。複合施設建設につきましては、広く町民の皆様にご利用いただく施設であ

りますので、情報を共有させていただき、透明性を確保することは非常に重要な観点であると認識しております。

そうした中では、ホームページの活用等により、状況に応じて町民の皆様に全体の進捗をお知らせできるよう検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、施設建設に至るまでには、今年度の基本計画策定以降、複数年の期間を要することから、町民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、着実かつ慎重に事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

**5番（水出君）** ただいま質問についてそれぞれ答弁いただきました。私も、今こうして基本構想を含めコンセプトの持っていく方、透明性の確保等々、町長からのご説明を伺い、安心した次第でございます。非常に期待しているところが多いもので、これから基本構想を決め基本設計に入る段階というのは、かなり重要なことだとも認識しております。幅広く集めた町民の意見を吸い上げどのような構想になっていくのか、重ねて町民が知らぬ間に決まっていたなどならないような適切なタイミングで適切な対応をお願いしておきたいと思っております。

そして、これは私から情報レベルの話で恐縮ですが、複合施設をやるとしたら初期にいろいろ研究しておく必要があるかなと思って、ちょっと要望事項にはなりますが、お話しさせていただきたいと思っております。

それは防災シェルターの機能統合です。現在、世界ではウクライナとロシア、イスラエルとハマスの戦争など、悲惨な状況が報道されて、我が国の近隣では、北朝鮮のミサイル実験や中国による台湾有事への武力行使の心配など、戦争は絶対にあってはならないことですが、戦争の心配がなくなりません。そして、核軍縮すら進まないのが現状であります。

これまで日本は世界で唯一の核攻撃による被爆国であり、核攻撃はないものとされてきました。しかし、現在、日本は多くの核保有国に囲まれています。しかも、どの国も強権国家であり、自国の戦力を誇示しています。そういった現状がありながらも、日本は核シェルターの普及が整っていない状況にあります。

内閣府は、今年の6月16日閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023について、いわゆる骨太方針2023の中では、第3章我が国を取り巻く環境変化への対応による文章を一部抜粋しておりますが、様々な種類の避難施設の確保等を含め、国や地方公共団体が協力して住民を守るための取組を進めるなど、国民保護のための体制を強化するとして、来年度以降、具体的に取り組が段階的に示されてくると思っております。

核攻撃ばかりに注目されがちですが、日本では最も身近な脅威として、多発する地震や台風、ゲリラ豪雨、噴火といった自然災害があります。核シェルターは、こうした自然災害からも人命を守ることができる、すなわち防災シェルターです。防災シェルターを複合施設へ併設することを研究していただきたいと考えております。

シェルターを造ることは後づけではできません。建物を建てる際の検討が必要です。そして、大きな費用を確保する上では、国庫補助を受けることも必要になります。また、シェルターの平時利用としても、例えば坂城町では、音楽系の練習室が騒音問題をクリアするために提供したりとか、そんなことにも利用できるのではないかと思います。

現在は、政府方針からの情報レベルでありますので、これから先、アンテナを高くして、早期から注視して複合施設に防災シェルター機能を併設する研究というところで、多少頭を向けておくことにも期待しておりますので、これで私の一切の質問を終わりにさせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 1時31分～再開 午後 1時41分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、12番 大日向進也君の質問を許します。

**12番（大日向君）** ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

早いもので、年の瀬を迎えようとしております。本年4月に統一地方選挙が行われ、新しい議会体制となりました。初当選議員の議席が約半数を占め、議員の平均年齢もぐっと下がり、若々しい議会となったことと思います。

また、本年5月にコロナが5類に移行され、様々な行事等がコロナ禍前に行われていた状態へと戻りつつあります。ようやく落ち着いた日々が送れることに安寧を感じられるようになりました。来年は、辰年となります。様々な動向が、悠然と泳ぐコイから勢いよく滝を登る竜とならんことを願い、私の一般質問を始めていきたいと思っております。

1. 令和6年度の町の展望について

イ. 令和6年度予算編成について、4点についてお伺いいたします。

1点目、令和6年度の予算編成の方針はどのようになっているのでしょうか。

2点目、過去5年で町民税、固定資産税はどのように変化していますか。決算時ベースでお答えください。また、令和5年度分については、現在わかる範囲でのお答えでお願いいたします。

3点目、令和6年度の町税の収入見込みはどのようになりますか。

4点目、令和6年度の地方交付税の交付見込額はどのようになるのでしょうか。

ロ. 令和6年度重点事業はということで、1点、令和6年度の重点事業としてはどのような事業を考えているのでしょうか。

以上、質問いたします。

**総務課長（関君）** 私からは、イ. 令和6年度予算編成についてのご質問のうち、予算編成の方針と令和6年度の地方交付税の交付見込額についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、本年5月から感染法上の5類に引き下げられ、社会経済活動がコロナ禍から正常に戻りつつある中、先月公表された日本銀行松本支店による県内の経済動向は、「持ち直している。」とし、前月の「生産に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。」から、景気が上向いていることがうかがえます。

また、関東財務局長野財務事務所が10月に公表した県内の経済情勢も、日本銀行松本支店と同様「持ち直している」とし、景気が上向いていることがうかがわれるところではありますが、「先行きについては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としながらも、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とし、いまだ予断を許さない状況にあるとの観測となっているところでございます。

町内の主要20社への7～9月期経営状況調査においても、前年同期、3か月前と比較し、生産量及び売上ともに増加とした企業の割合が増えており、緩やかではありますが、景気の回復がうかがわれるところであります。しかし、今後3か月後の見込みについては、増加を見込む企業より減少を見込む企業が増えており、中東地域をめぐる情勢、円安等の影響による物価高騰など、様々なリスク要因もあり、慎重に状況を注視する必要があると考えているところであります。

いずれにいたしましても、長期化する物価高による不安定な社会経済の町政への影響は不透明であり、来年度の当初予算編成につきましては、厳しい状況の中での予算編成になるものと考えているところであります。

こうした厳しい財政状況の中、令和3年度からスタートしました第6次長期総合計画に基づくまちづくりとともに、誰もが心身ともに充実し、幸福を実感することができるよう「チャレンジSAKAKI well being」を職員全体で共有する中で、各種施策を実行していかなければなりません。

予算編成においては、多様化する住民ニーズに合わせた行政需要への対応を図りつつ、長期総合計画に沿った事業の取組を基軸とし、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるKPIの達成を目標に、SDGsの達成とデジタル変革への取組を意識した事業の実施を行ってまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことから、中止や縮小した事業については、社会変容と価値観の変化等を考慮し、実施の可否も含めて、実施方法等を再検討し、坂城町公共施設個別施設計画や実施計画等の計画に位置づけられた事業についても、限られた財源で、より効率的・効果的な事業の実施や、創意工夫による徹底した経費節減や特定財源の確保に努める中で、めり張りのある編成を行ってまいりたいと考えております。

次に、令和6年度の地方交付税の交付見込額についてのご質問であります。地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、全ての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するものであり、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分されるものであります。

地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付基準額として算定され、特別交付税は災害など基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要に対し交付されるものであります。

国は地方交付税の概算要求にあたり、新経済・財政再生計画や経済財政運営と改革の基本方針2023を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、「令和5年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としており、概算要求額は、1兆8,690億円で、前年度対比1.1%、約2千億円の増額となっております。

町の令和6年度の地方交付税の交付見込額については、国における算定費目や計数等の変化を勘案するとともに、町の税収等の動向も注視する中で、的確に算定してまいりたいと考えております。

**収納対策推進幹（細田さん）** イ. 令和6年度予算編成についてのうち、私からは、過去5年間の町民税及び固定資産税の変化と令和6年度町税収入見込みについてお答えいたします。

初めに、平成30年度から令和4年度までの5年度分の個人町民税、法人町民税、固定資産税の決算額について税目別にお答えいたします。

個人町民税につきましては、平成30年度7億2,861万円、令和元年度7億4,585万円、2年度7億7,751万円、3年度は、前年度より大きく増額となり8億3,783万円、4年度は7億3,759万円であり、おおむね7億3千万円から7億7千万円で推移しております。

3年度は8億円を超えましたが、一時的な所得の増収により前年比プラス7.7%、約6千万円の増額でありました。

続いて、法人町民税につきましては、平成30年度6億3,108万円、令和元年度5億6,890万円、2年度2億8,265万円、3年度3億2,927万円、4年度5億2,931万円であり、年度ごとに大きく増減しております。

2年度は、世界規模で新型コロナウイルス感染症が流行し、社会経済が停滞したことによる経済状況の悪化により、前年比マイナス50.3%、約2億8,600万円の減額となりましたが、4年度には、コロナ禍からの企業の業績の回復基調などにより、前年比プラス60.6%、約2億円の増額となり、コロナ禍以前の税収に戻りつつあります。

次に、固定資産税につきましては、平成30年度12億7,176万円、令和元年度12億

6, 833万円、2年度12億9,670万円、3年度12億2,876万円、4年度13億765万円でありました。

3年度では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による事業用の家屋と償却資産の軽減措置などにより、前年比マイナス5.2%、約6,700万円の減額となっておりますが、おおむね12億円から13億円で推移しており、町の安定的な自主財源となっております。

続いて、今年度の状況について、調定額でお答えいたします。初めに、個人町民税につきましては、給与所得や長期譲渡所得などが前年度より増えたことにより、11月末現在の調定額は7億5,592万円、前年同時期に比べプラス2.2%、約1,600万円の増額となっております。

続いて、法人町民税の11月末現在の調定額は3億7,928万円で、会社組織の変更に伴う経費の増加等により、前年同時期に比べマイナス23.3%、約1億1,500万円の減額となっております。

法人町民税の税額が、その事業所の業績とは直接連動いたしませんので、一概に経済状況が悪くなっている状況ではございませんが、税収の確保という観点からは大変厳しい状況であり、年度末に向けて今後の申告状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、固定資産税の11月末現在の調定額は13億1,012万円、前年同時期に比べマイナス0.4%、約535万円の減額となっておりますが、ほぼ平年並みの税額となっているところであります。

続いて、令和6年度の町税の見込みについてお答えいたします。初めに、個人町民税につきましては、県情報統計課の毎月勤労統計調査によると、現金給与の総額及び雇用の動きについて、やや増加傾向であることから、給与所得の増加に伴う個人町民税の増収を期待するところであります。

続いて、法人町民税につきましては、県の景気動向調査や日銀松本支店の県内の金融経済動向などによると、「持ち直している。」とのことではありますが、ウクライナや中東地域をめぐる情勢や、物価高騰による原材料費の増加のほか、設備投資などによる税収におけるマイナス要因もある中で、来年度の税収見込みにつきましては、今後の状況を踏まえ、決定してまいりたいと考えております。

次に、固定資産税につきましては、初めに、家屋及び土地についてであります。税額算定の基礎となる総務大臣が定める固定資産評価基準については、3年ごとに見直す評価替えが行われており、令和6年度はこの評価替えの年となります。このことから、不透明な部分が多く、税収を見込むことは難しいところではあります。過去の評価替え年度の状況を見ますと、前年度より減収となる傾向にあります。

また、償却資産につきましては、事業所の設備投資の状況に大きく左右されることから、来



月1月末を期限とした申告状況を踏まえ、見込みを立ててまいりたいと考えております。

主な税目についてお答えしてまいりましたが、6年度の町税全体の見込みにつきましては、現在資料収集を進め、積算作業に着手したところであり、昨今の社会情勢や経済動向を見ますと、一段と厳しい状況が推測されるところであります。

今後は、新年度の予算編成に向け、歳入の基本となる税収入の的確な算出に努めてまいりたいと考えております。

**企画政策課長（伊達君）** 令和6年度の町の展望について、私からは、口の令和6年度重点事業はについてのご質問にお答えいたします。

町では、各種施策を展開していく大きな指針として、長期総合計画を策定し、まちづくりの基本理念や町の将来像を定める中で、各分野にわたる事業を実施しているところであります。

現在は、令和12年度までを計画期間とする第6次長期総合計画に掲げる「輝く未来を奏でるまち」という将来像を町政運営の基軸とし、これを実現するため、六つの基本目標の達成に向けた事業の実施に取り組んでいくこととしております。

令和6年度におきましても、総合計画に沿った事業を基本として、各施策の共通テーマとしているSDGsの達成とデジタル変革への取組に資する事業につきましても、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

そうした中、令和6年度重点事業はとのご質問であります。予算編成前であり、実施計画も策定途中でありますので、現時点では事業展開の大まかな方向性としてお答えをいたします。

まず、新たな少子高齢化対策の拠点や多様な人々の交流の場として整備を考えております新複合施設につきまして、今年度検討を進めている基本計画に基づき、設計段階へと進めてまいりたいと考えております。

また、葛尾組合では、新リサイクルセンターの整備に向けた動きが本格化する中、町としましてもしっかりと連携を取っていくほか、今後の中心市街地のエリア形成に向けた検討など、近い将来の暮らしやまちづくりに向けて、足場を固めていくための重要な年になると考えております。

交通インフラに関する施策としましては、利便性の向上やさらなる産業の振興にもつながることが期待される国道18号バイパスや、県道坂城インター線の延伸に向けては、早期建設に向けた国・県への要望活動を継続して行うとともに、基幹町道でありますA01号線やA06号線など、町内基盤の整備につきましても、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

現在、各課において次年度の予算編成作業を進めておりますが、先ほど申し上げた事業のほかにも、各種個別計画において実施年次となっている事業や、子育て・福祉・教育、また、産業や防災・減災など、各分野の事業にも確実に取り組む必要があります。

限られた財源の中、施策の優先度も考慮しつつ、山村町長が掲げるまちづくりのコンセプトでありますwell beingの視点も踏まえながら、着実に事業が進むよう調整してまいりたいと考えているところでございます。

**12番（大日向君）** それぞれの質問にお答えをいただきました。税収入については、6年度は非常に厳しい状況かなということがわかりました。それでも、様々な事業も控えておりますので、難しい状況が続くとは思いますが、ぜひとも必要な物事の取捨選択を行い、メリ張りのある予算編成をぜひお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

2. 葛尾組合について

イ. 旧ごみ焼却施設について

1点、解体に向けた今後の計画はどのようになるでしょうか。

ロ. 新リサイクルセンター施設について

3点についてお聞きいたします。1点目、葛尾組合跡地を候補地とした理由。それと新リサイクルセンター施設の規模はどのぐらいになるでしょうか。

2点目、新リサイクルセンター施設における処理対象物はどのようになるのか。変化があるのかどうなのかということ。

3点目、地域住民への説明の考えはどのように考えているのでしょうか。

ハとして、総事業費について。

2点、総事業費の見込額はということで、ごみ焼却施設の解体に係る費用見込額と、新リサイクルセンター施設の設計、建設に係る費用見込額はどのようになるでしょうか。

2点目、葛尾組合は、千曲市と坂城町1市1町で運営されております。解体及び施設整備にあたり、費用負担割合はどのように想定していますか。また、国や起債などの財源の見込みをお答えください。

ニとして、事業スケジュールについて。

1点、令和6年度以降の整備に向けた事業スケジュールと新リサイクルセンター施設の供用予定時期はどのようになるでしょうか。以上質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま2番目の質問としまして、葛尾組合についてご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

葛尾組合は、昭和41年に更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町の1市3町により一部事務組合が設立され、地域の皆様にとって不可欠であるごみの処理と葬祭施設の運営、霊園管理といった基幹的な住民サービスを担ってまいりました。

この間、1市2町の合併を経て、現在、千曲市と坂城町で構成されている中で、ごみ焼却事業につきましては、施設の老朽化が進む中、令和3年に長野広域連合が運営するちくま環境エ

エネルギーセンターにその役割が移管されたところであります。

初めに、イの旧ごみ処理施設についてのご質問として、解体に向けた今後の計画についてですが、旧ごみ焼却施設は、地域の生活環境の向上と高度経済成長や大量消費社会の到来によるごみ搬入量の増加に対応するため、昭和54年に1日80トンの処理能力を持つ焼却施設として建設されました。

42年間の施設稼働期間におきましては、ダイオキシン対策特別措置法に対応した大規模改修を講じるなど、適正なごみ焼却事業を実施してきたところであります。

旧ごみ焼却施設の解体につきましては、鉄筋コンクリート造りの建築物の撤去をはじめ、焼却炉などの燃焼設備やクレーンなどの受入供給設備などを含む解体撤去工事となることから、令和6年度から7年度にわたっての工事期間を見込んでいます。

また、建設を予定する新リサイクルセンターの設計を並行して進めることで、解体撤去工事終了後、速やかな建設工事への移行が可能となり、工期の短縮を図れるものと考えております。

次に、ロの新リサイクルセンター施設に関するご質問でございますが、葛尾組合の役割は、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現といった現代社会の要請に応えるべく、焼却事業からリサイクル事業にシフトする重要な転換期を迎えているところであり、焼却場の後利用につきましては、将来的な展望を見据えた跡地利用を図る観点から、葛尾組合議会において協議検討を進めてまいったところであります。

同時に、昭和45年に開設後、50年以上を経過し老朽化が著しい上山田不燃ごみ処理施設の対応も急務であり、また、資源循環の推進を図る上で、プラスチックストックヤードの機能の充実が求められることから、長野広域連合の第3期長野地域循環型社会形成推進地域計画に位置づけ、国の交付金を活用する中で、既存の焼却施設を解体し、解体跡地に上山田不燃処理場とプラスチックストックヤードを集約した、双方の機能を併せ持つ新たな施設整備を行うことについて、組合議会にお認めをいただく中で、決定をいたしたところであります。

この新リサイクルセンター建設にあたりましては、昨年度、施設整備の基本方針と計画ごみ処理量、施設規模、破碎、選別処理方法、事業スケジュールなどの方向性を定めたマテリアルリサイクル施設整備基本計画の策定を進めてきたところであります。

また、施設規模につきましては、これまでの実績等を勘案する中で、1日当たり不燃ごみ2.9トン、資源ごみ7.5トン、有害ごみ0.5トン（同日「0.2トン」に訂正あり）、計1日当たり10.6トンの処理能力を備えた施設を計画しているところであります。

新たな施設で処理する対象物としましては、資源物が缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装としており、有害ごみといたしましては、蛍光管、乾電池といった現在の収集に加えて、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことにより、製品プラスチックの収集に対応した施設づくりを行うことで、地域の資源循環を推

進してまいりたいと考えております。

次に、地域住民への説明についてであります。地元の中之条区には、焼却場の後利用として、新リサイクルセンターの建設についてご同意をいただいているところであり、本年9月23日にも、中ノ条公民館におきまして、各施設の現況や焼却施設の後利用、新リサイクルセンターでの資源物処理方法などについてご説明させていただきました。

今後も、建設工事の具体的なスケジュールが固まった段階におきまして、必要に応じて説明会を開催したいと考えております。

次に、ハとして総事業費に関するご質問であります。リサイクルセンター建設工事は、旧焼却施設の解体撤去工事と新リサイクルセンター建設工事の二つの工事からなり、昨今の物価上昇も勘案する中で、既存施設の解体撤去工事費用については、おおむね11億円、新施設の建設工事費用については、おおむね43億円を見込んでいます。

今年度におきましては、事業者選定委員会により事業者選定を行い、入札に向けた準備を進めているところであります。

また、施設整備にかかる千曲市・坂城町の負担割合につきましては、構成市町負担金と同様に、住民基本台帳の登録人数による人口割で20%、直近の10月から9月までの不燃ごみ、資源ごみの搬入量による実績割で80%に基づき算出された負担割合とし、当町の負担としましては、おおむね2割となることが想定されるところであります。

建設にあたっての財源につきましては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するための国の資源循環型社会形成推進交付金の活用のほか、地方交付税措置が見込まれる起債である一般廃棄物処理事業債の借入れにより財政負担の軽減を図るとともに、組合が積立てを行っている施設整備基金の充当などにより施設の建設を進める計画としております。

財源の構成といたしましては、国交付金が3割、起債借入れが5割、2割を組合の基金などで賄う想定をしているところであります。

次に、ニとしまして事業スケジュールについてのご質問ですが、事業スケジュールといたしましては、令和6年度に旧ごみ焼却施設の解体撤去と新リサイクル施設の設計に着手し、令和7年度に解体撤去工事を完了、7年度から8年度の2年間で建設工事を完了させ、令和9年度から新リサイクルセンターを稼働する計画としているところであります。

新リサイクルセンターの建設は、千曲市・坂城町の資源循環型社会の形成と地域の持続的な発展に大きな役割を果たすプロジェクトでありますので、千曲市・坂城町と葛尾組合の3者でしっかりと連携を図る中で取り組んでまいりたいと考えております。

一部読み直します。施設規模につきまして、これまでの実績等を勘案する中で、1日当たり不燃ごみ2.9トン、資源ごみ7.5トン、有害ごみ0.2トン、計1日当たり10.6トンの処理能力を備えた施設を計画しているところであります。一部修正します。

**1 2 番（大日向君）** ただいま、町長より答弁をいただきました。来年度より旧ごみ焼却施設の解体撤去工事が始まり、新リサイクルセンターの稼働が令和9年度に予定されているということでした。令和4年4月より施行されている、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律で示された内容に基づいた施設となることがわかりました。

そこでなんですけれども、再質問で、この施設の名称というのはいかなるような決め方をするのか、もう決まっているのかどうなのかということと、もう1点、資源ごみについては、回収内容が変わると思うんですよね、この法律によって。ごみの回収方法は、それに伴い変更がなされるものなのでしょうか。2点についてお伺いいたします。

**住民環境課長（山下君）** ただいま、施設の名称とプラスチックの回収方法についての再質問にお答えいたします。

施設の名称については、現在まだ決まっておりません。また、新プラスチック法に対応した製品プラスチックのリサイクルを実施するにあたり、分別区分や収集方法、ごみの運搬計画など様々な変更が生じることが想定されますので、施設建設と並行して収集方法、それから名称については、千曲市、坂城町、葛尾組合の3者が連携して、新たなごみ収集の制度設計についても協議、検討を進め、早い段階で町民の皆様にご周知していきたいと考えております。

**1 2 番（大日向君）** 再質問にお答えいただきました。ごみの分別、回収方法についてですが、現在の分別・分類からどのように変化するのか、これから検討をいただくということですが、長年行ってきた方法が変化する際には混乱が生じることと思います。新たに分別・分類が追加される等の際は、誰しもがわかりやすく対応できるよう、早めの周知にぜひ努めていただきたいと思います。

今回の一般質問は終わりますが、令和6年はインター線先線の開通が予定されております。新たな町の動脈となる道路であります。ほかにも大きな事業がいくつも控えているのが現状です。景気動向はまだまだ回復とはいかず、厳しい側面を見せておりますが、計画されている事業が滞りないよう進められることを願って一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時17分）

## 1 2 月 1 3 日 本 会 議 再 開 ( 第 3 日 目 )

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |             |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君   |
| 2 "   | 中 嶋 登 君   | 1 0 " | 山 城 峻 一 君   |
| 3 "   | 塚 田 舞 君   | 1 1 " | 祢 津 明 子 君   |
| 5 "   | 水 出 康 成 君 | 1 2 " | 大 日 向 進 也 君 |
| 6 "   | 宮 入 健 誠 君 | 1 3 " | 朝 倉 国 勝 君   |
| 7 "   | 中 村 忠 靖 君 | 1 4 " | 大 森 茂 彦 君   |
| 8 "   | 星 哲 夫 君   |       |             |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 臼 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長 補 佐     | 宮 嶋 和 博 君   |
| 財 政 係 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 調 整 係 長     | 橋 本 直 紀 君   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (1) 誰もが安心して暮らせる町にほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) アピアランスケアについてほか  | 中 村 忠 靖 議員 |
| (3) 有害鳥獣についてほか      | 宮 入 健 誠 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 初めに、14番 大森茂彦君の質問を許します。

**14番（大森君）** 改めましておはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今回の質問項目は四つであります。一つは、誰もが安心して暮らせる町にと題しまして、地域福祉計画の策定について。

二つ目には、複合施設の機能充実のためにとしまして、多くの町民のかかわりの中で造って行ってほしい。

三つ目には、加齢による難聴者への補聴器購入助成を創設してほしい。

四つ目には、職員の働き方についてであります。

盛りだくさんでありますので、簡潔なご答弁をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

まず最初に、誰もが安心して暮らせる町に。

#### イ. 地域福祉計画の策定を

岸田政権は、5年間で軍事費に43兆円を費やそうとしています。その財源は、大幅増税と社会福祉関連費用の削減で賄う予定であります。介護保険では、要介護1、2の軽度者らが要支援にされ、介護保険給付対象から外そうとしています。さらに、複数人の相部屋の入居費の増額、給食費の値上げなどめじろ押しであります。子育て支援については、全世代間で担うためとの口実で、後期高齢者医療保険の負担が、現在一定の所得のある人が2、3割負担であります。後期高齢者の80%を占める方の負担が1割負担から2割負担と、大幅に倍化しよう

としております。

また、精神障害の方の社会的長期入院から地域への生活の受入体制が求められてきております。さらに、さきの国会で認知症基本法がつくられました。この基本法は、都道府県や市町村の計画策定は努力義務にとどまっております。しかし、基本法の中には認知症の人の社会参加に機会の確保などが基本施策に盛り込まれております。地域社会と家族にとっても非常に重要な課題ではないでしょうか。これらの課題を行政の計画づくりだけでは網羅できないのではないかと思います。多様性のある地域社会を築くためにも、地域福祉計画の策定がどうしても必要と思ひ、何度も質問に挙げております。

長野県は、第2期地域福祉支援計画を今年3月に公表しました。その中に全国の市町村での地域福祉計画の策定率が82.9%であるのに対し、県下での策定済みの自治体は77市町村中40市町村で51.9%であると記述しております。県は非常に危機感を感じる、そういう記述になっているのではないのでしょうか。

さらに、地域福祉を推進していくためには、行政だけでなく、地域住民や社会福祉事業者、民間事業者と連携し、協力して取り組むことが不可欠と強調しています。特に県の計画書では、地域住民の協力が大切だと強調しているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。坂城町には地域住民との協力体制、この体制はできているのでしょうか。

次に、地域福祉を進めていく上で、地域づくりは人づくりでもあります。この人づくりの支援体制はどのようになっているのでしょうか。

三つ目に、地域福祉計画策定についてのお考えをお尋ねいたします。

以上3点よろしくお願ひいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 1. 誰もが安心して暮らせる町に、イ. 地域福祉計画の策定をのご質問にお答えいたします。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により、市町村が任意に地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として新たに規定され、平成30年4月の同法の改正により、策定が市町村の努力義務とされております。

ご質問にありましたように、地域福祉の推進のためには、行政だけでなく、地域住民をはじめ関係者が連携、協力し、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決に取り組む土壌をつくるのが重要であると考えております。

町におきましては、障がいに対する理解の推進や障がい者及び高齢者、地域の皆様方とのふれあいを目的とした町民運動会に合わせた啓発事業や、12月2日に行われた「人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会」では、福祉事業所で生産された果樹や様々な自主製品などの販売が行われ、障がいのある方との交流の機会を設けるなど、社会福祉協議会をはじめ、町内



福祉事業所や民生児童委員会などの関係機関、関係団体と連携して実施をしております。

さらに、本年7月には、社会福祉協議会を中心に坂城町社会福祉法人・福祉施設連絡会を立ち上げ、町内に施設や事業所を持つ社会福祉法人等が分野や属性を問わず、相互に連携・協働しながら、地域における公益的な取組を行い、地域福祉の推進に寄与することを目的とした活動を始めました。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成、研修・講演会等による福祉に関する理解促進や支え合い・共生の機運の醸成、様々な施策を通じ関係者の連携強化を図るとともに、人づくりや地域福祉の担い手の育成体制を整備しているところであります。

市町村の地域福祉計画の策定につきましては、まず、地域福祉計画に規定すべき内容の主なものとして、①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項が掲げられております。

町では、これらの規定すべき内容として掲げられている事項に関しては、町の最上位計画である坂城町第6次長期総合計画において、地域福祉施策の推進のため、町が実施する事項や目指すべき姿を示し、地域住民のつながりと支え合いによる地域福祉の推進を掲げているところであります。

また、今年度は次期計画とする坂城町障害福祉計画や坂城町障害児福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定のほか、坂城町障害者計画、坂城町子ども・子育て支援事業計画といった各種計画におきましても、町の地域福祉に係る現状や課題を踏まえた個別具体的な活動指標や数値目標を定めるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、お互いに関わり合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと共同して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を推進することを目標に掲げているところであります。

また、これらの計画は、関連する福祉事業者、各分野の有識者だけでなく、住民や当事者の方も交え、ご意見や議論をいただく中で策定しており、関係する各組織や個人が連携して様々な施策を推進することが規定され、実施されているところであります。

施策の実施に際しては、計画の枠にとらわれず必要に応じた横断的な対応をすることで、分野の枠を超えた支援にもつながっていることから、町においては地域福祉計画の策定には至っておりませんが、その理念や目標などを同じくする諸計画の実施に注力することによって、地域福祉を推進しているところであります。

他方、福祉行政に対するニーズは複雑化、多様化しており、課題解決に向けて、行政や社会福祉協議会、地域住民、福祉事業者、NPO法人などのより一層の連携や参画が重要であると

捉えております。

様々な状況を踏まえ、地域福祉計画の策定については、関連する諸計画に基づく事業施策を推進するとともに、国や県の進めている行政計画の動向等にも注視しつつ、研究を進めてまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** これは前回質問した内容とほぼ同じ内容の答えでありますけれども、縦割りじゃ駄目だということを社会福祉法では言っているんじゃないですか。今答弁されたのは、全部縦割りですよ。そして、いろんな事業の中で、町民の皆さんにも参加していただいて、いろんな理解を深めていただくという。これは町がただ事業を計画して、そこへ皆さん寄ってきてくださいと、町民が主体となって、町と行政が主体となって取り組んでいくと、そういう体制をつくれということを地域福祉計画は言っているんじゃないでしょうか。その中に縦割りも当然入ってきますけれども、縦割りを総合的に見て、この坂城町の福祉行政をどうしていくか。個々のばらばらでは駄目だということを地域福祉計画では言っているわけです。

それでは、坂城町がどういう福祉の町になっていくんでしょうかね。この構想が全く見えていません。個々はわかりますよ。高齢者対策だとか障害の皆さんの対策とか、子育ての対策とかありますよ。全体にどう取り組むかについては、全く計画がないということであります。

それで、令和4年6月議会の質問の中で、最後に、福祉計画の策定は、引き続き県とも相談してまいりたいと答弁されております。この1年、県と相談されてきたのでしょうか。それについてお答えください。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 再質問にお答えいたします。

地域福祉計画の策定について、県と相談を行ってきたかというご質問でございますが、県におきましても、個々の計画が策定され、実施をされているという中で、また地域福祉計画につきましては、別の計画であるというところで、冊子という形で作成してほしいという話はお聞きしておりますが、町におきましては、今、実際に最上位計画であります坂城町の第6次長期総合計画におきましても、町の福祉施策の現状や課題を踏まえた具体的な活動を示しており、そのほか、障害福祉、障害児福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の必須の計画を実行いたしまして、地域住民の参画をいただきながら地域福祉を推進していきたいと考えております。

すみません、再度お答えいたします。県とのこちらの地域福祉計画の策定については、お話し、今、相談をさせていただきまして、それは市町村に委ねられている努力義務の計画でありますので、市町村の判断ということをお聞きしております。

**14番（大森君）** すみません、簡潔に答弁願いたいと思います。努力目標でありながら、ほかの他府県では82.9%ありますね。それでは、県はじゃあそれで、どうぞということで。ところが、この第2期の最終年度では77市町村を目指すとしています。県はそれで結構ですと

いうふうに言っているんですかね。ただし、坂城町はこういう計画があるので除外しますと  
なっていないんじゃないですか。それでもつくってほしいという県の要望だというふうに思  
います。ちょっとこの先多くの質問もありますので、また次に移したいというふうに思  
います。

2といたしまして、複合施設の機能充実のために。

私は、ここのところにこの地域福祉計画の構想が十分生かされているかどうか大事な複  
合施設になってくると思うんです。あれもこれもある。ちょっとこういう言い方ではまずいか  
もしれませんが、子育て支援を入れる、当然保健センターと、福祉、夢の湯ですか。それを一  
緒に一つの建物の中で行っていくという中で、そこへ地域交通も入れたり、あるいは図書館の機  
能を入れたり。それを入れるのはいいですよ。私は複合施設を造るなど言っているわけじゃ  
なくて、せっかく造るんだから、こういう構想を持って、そしてこの事業、こういう分野も入  
れていきたいと思いますという構想が欲しいということです。

それで、複合施設の点についていきますが、イとして多くの町民のかかわりで。

そもそも、複合施設の建設は、保健センターと福祉センターの老朽化のため複合施設の構  
想が出てまいりました。当初、福祉健康課が準備を1年進めてきました。しかし、今年度から企  
画政策課に移管され、子育て支援センター、図書館、地域交通の要としての機能など、いろ  
んな機能がどんどん取り込まれております。実際、建設しようとしている複合施設の目的、何を  
コンセプトにしているのかお尋ねいたします。

次に、建設委員会に町民の一般公募の委員の枠を設けていただきたい。

三つ目に、建設委員会で話された意見など、会議ごとに公開していただきたい。

四つ目に、建設委員会の傍聴を認めていただきたい。

五つ目に、建設委員会に部会を設けること。例えば、子ども・子育て部会、高齢者部会、障  
害者部会、まだまだいろんな部会が出てくると思いますが、書き切れませんので、例えばこ  
ういう部会などを開いて恒常的に意見をお聞きする。昨日の質問の中では、子育て関係の方のお  
話を伺ったという単発的ではなくて、きちっとつくっていくということで皆さんのご意見を  
いただくということが必要だと考えます。

以上、五つの点についてお尋ねいたします。

**議長（滝沢君）** 今の質問中の会議の傍聴の件は通告していないと思いますので、これはちよ  
つと通告外とさせていただきます。

**14番（大森君）** 公開が原則だというふうに思いますので、これは傍聴も当然公開の一部じゃ  
ないでしょうか。そのことを議長に抗議します。

**議長（滝沢君）** 一応、これは通告外ということで進めたいと思います。

**企画政策課長（伊達君）** 2としまして、複合施設の機能充実のために、イ、多くの町民のか  
かわりでのご質問に、順次お答えをいたします。

最初に、複合施設は何をコンセプトにしているのかとのご質問ですが、新たな複合施設につきましては、社会環境や生活環境の変化により、保健・福祉分野に対するニーズが年々高まるとともに、多様化・複雑化する様々な課題への対応を図るため、町の第6次長期総合計画や公共施設個別施設計画において、老朽化した保健センター及び老人福祉センターを統合し、保健・福祉の機能を併せ持つ施設として整備を進めることとしております。

加えて、施設整備にあたっては、子育て支援や図書館の機能の付加、周辺の既存施設との連携により、交流や生きがいを創出する施設としても位置づけられているところであります。

こうした点を踏まえながら、有識者の方による建設準備委員会や建設委員会において、複合施設の方向性、いわゆるコンセプトについてご協議をいただく中で、まず、施設整備の趣旨として、保健・福祉に加え、子育て・教育といった機能も付加することで、多世代が集い、活発な交流が図れる、新たな少子高齢化対策の拠点として、また、新たな生きがいと交流の場を形成するため、施設整備を進めていくこととされたところであります。

あわせて、人が安心できる居場所になるとともに、人がつながり、笑顔につながる *w e l l b e i n g* の実現空間を目指す場としており、こうしたことをコンセプトとして、地域交通の拠点機能や誰一人取り残さないという *S D G s* の理念の具現化、*D X* の活用推進により、利便性が高く、効率的で利用しやすいサービスを提供できる施設になるよう整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、建設委員会に町民の一般公募委員の枠を設ける考えはとご質問ですが、複合施設につきましては、先ほど申し上げましたように、多くの機能を含むことから、運営に関わる部署や機関も多岐にわたるほか、様々な方の利用が想定されるところで、より多くの方からご意見をお聞きすることが重要であると考えております。

こうした点を考慮し、町としましては、人数の限られる建設委員会での委員枠ではなく、より幅広くご意見を伺えるよう、保健・福祉等複合施設建設委員会と並行して、実際に既存施設をご利用いただいている子育てやボランティア、障がい者関係、高齢者の皆様に加え、中学生、高校生といった皆様とのワーキンググループにより、意見交換を別途設けることとしたところであります。

ご質問の順番と答弁が順番ちょっと変わりますが、建設委員会において部会設置の考えはとご質問に先にお答えをいたします。ただいま申し上げましたこうした分野別のグループワークにつきましては、それぞれのお立場からのご意見をお聞きすることができることから、分野ごとの部会的な要素も含んでいるものと捉えているところでありますが、今後、施設建設までの間には、より詳細に分野別の議論を深めることが必要になることも考えられるところで、部会の設置につきましては、状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、建設委員会で話された意見などを会議ごとに公開する考えはのご質問ですが、複合施設は、多くの町民の皆様が日常的に利用していただける施設となるよう、現在、建設委員会で協議いただいている基本計画が素案として形になった段階で、町民の皆様にご意見をお聞きする予定としております。

現在、建設委員会やグループワークでいただいているご意見は、基本計画段階のほか、設計段階や施設の運営段階において検討するものなど様々であり、基本計画段階で検討すべきご意見につきましては、計画素案に反映させる中でお示しするなど、状況に応じて整理をしながらお伝えできるよう、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

**14番（大森君）** 建設委員会の人数が多いということもあって、またいろんな場面で意見を聞く機会を設けたいというお話でありますけれども、建設委員会の名簿をちょっとチェックしてみたんですが、これはソフト関係に携わっている方ですね。福祉関係だとか、あるいは教育、スポーツ、それから福祉、障害、まちづくり。経営の関係、産業の関係でお一人いらっしゃいますけれども。ここへ例えば建設関係、地元の建設関係の方、一級建築士の方もいらっしゃると思うんですが、こういう方にも入っていただいたり、あるいは複合施設では検診なども実施するかと思うんですね。保健センターが向こうへ行っちゃいますから。そうしますと、検診にはお医者さん、医師も利用されます。医師のご意見は聞かないでいいんでしょうか。あるいは建設関係の建築関係の方で、やはり空調だとか、あるいは建物の環境、こういうところにたけた先生、あるいは業者の方もいらっしゃるかもしれません。こういう方もどうしてこういう中に入れなかったのか。

あとは、そういう構想が決まれば、建築というか設計事務所からの提案を受け入れて、利便性と値段等で検討して決めていくという形になってくると思うんです。やはりそこへ行くまでに、やっぱりきちんとつくっていくということは、いろんな分野の方も参加していくということじゃないでしょうか。ただ場外で、建設委員会の外でご意見をお聞きするという、こんな簡単なものではないというふうに思うんです。その点についてどのようにお考えでしょうか。ぜひこういう方も含めていただきたいというふうに思います。

**企画政策課長（伊達君）** 再質問にお答えをいたします。ただいまご質問をいただきました中でもありましたけれども、建設委員会については、議会の議員さんをはじめ、福祉、健康、子育て、教育、生涯学習、まちづくり、産業、学識等、それぞれの分野で見識をお持ちの方により構成されています。また、アドバイザー的なお立場で建築士さんにも今入っていただいております。建物に係る法規制でありますとか、建物の構造、機能面など建設全般について、まさに専門的なお立場で助言をいただいている状況であります。この建築士さんについては、他の市町村の先進施設でもこうした建築に携わっているというご経歴もお持ちでございます。

今お話にありますように、医師等、例えば特定の機能などに特化して専門的な方のご意見が

必要になることも、それは当然であろうかと思えます。委員会の設置要綱の中では、必要があるときは会議に委員以外の出席を求め意見を聞くことができるという条項もございますので、そうした中で適切な対応ができればと、そのように考えているところでございます。

**14番（大森君）** オブザーバーとして、こういう専門家が入っていらっしゃるということであるんですが、例えばSCOPE（スコープ）という特定非営利活動法人、ここは行政などの総合計画を策定などされている。相当前になります、二十数年前だと思うんですが、GOGO機構も携わった方ですね。こういう組織で、県下でもいろんなところの行政支援もされていますけれども、だけど、それだけじゃなくて、地元の建設あるいは一級建築士の方、そういう方々のご意見をいただくということが大事じゃないですか。これは丸投げと一緒にじゃないですか。

ここで基本的な計画ができたので、皆さんこれでどうですか。あなたの意見のほうからここにちょっと反映しています、こういうのあります。それでいいですかと通り過ぎるんじゃないですかね。だから、そういう点では、やはりぜひ入れていただきたいということと、もう1点は、先ほど質問は駄目だということになりましたが、やはり傍聴を許可するように求めたいと思いますが、その点について町長いかがでしょうか。

**町長（山村君）** ご指名がありましたのでお答えしますが、足りないところはまた課長から話します。

まず、今の建設委員会というのは、建設に関するアドバイザーも入って議論しているわけですが、今、この段階で建設業者が入ってしまったら議論ができないんです。利害がどうなるかという問題があります。今、建設委員会がやっているのは、どういう建物を造るかというのをいろんな意見をつけて、具体的にどういう形にするというのは、例えばどういう業者を入れるとか、そんな議論は全然してなくて、どういうものが欲しいかというのを関係の皆さんに議論していただいているんです。

それを来年度からは、実際にこういう形でいろんな人の意見を聞いて、アイデアがあるからどういうものが造れるかというのを、今度は実際に建設に関する方にプロポーザル提案、提案してもらってやることになると思いますけれども、そういうプロセスになります。ですから、今の段階では業者がいきなり入ったらどうなりますか。それは駄目なんです。

それから、公開についても同じことです。ある段階まで全て公開でやった場合、その議論がしにくくなる。それから、その議論の内容がすぐ漏れてしまうというのは、やっぱり問題な面があります。

ですから、そういうことを考慮してありますし、最終的にはパブリックヒアリングといいますか、皆さんの意見を聞くような形もやりますし、いろんな形を取っていきたくと思っています。その2点だけ私から申し上げて、あとは課長から続きをお答えします。

**企画政策課長（伊達君）** ただいま町長からお答えを申し上げたとおりでありますけれども、1点補足をいたしますと、非特定営利法人、今、計画策定の委託をさせていただいている業者のお話も出ましたので、この業者については、今、議員さんをご質問で言われたように、様々な市町村の行政計画等策定の実績がございます。当町でも実績があるという中では、今はいろんな方のご意見をいただきたいというタイミングであります。特にこの委託業者については、そういった意見を引き出す能力に非常にたけていると。それをちゃんと集約・整理をする能力にもたけているという中では、私たちもしっかり議論の中に加わって一緒に進めているというところでございますので、ご理解を頂戴できればと思います。

**14番（大森君）** 平行線になると思いますので、次に移したいというふうに思います。

3といたしまして、加齢による難聴者への補聴器購入助成を。

イといたしまして、生き生きと暮らすために。

若い頃は何ともなかった耳の聞こえが、加齢による衰えで難聴になる人が増えています。そのため生活に支障を来し、孤立したり抑鬱、あるいは認知症の発症も指摘されております。認知症は早期発見、早期治療が大切だと言われております。

最近、リスク要因がわかり、薬も開発されて予防が可能になってきたとも言われております。認知症の予防法は、加齢による聴力の低下を補聴器で補うことで認知症予防になること。補聴器が複雑になってきております。認知症を発症してからでは操作ができなくなります。高齢者が元気に社会で社会生活ができるよう、補聴器の購入助成制度の創設について町の考えをお尋ねいたします。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 3. 加齢による難聴者への補聴器購入助成を、イ. 生き生きと暮らすためにのご質問にお答えいたします。

年を重ねると聴力が低下する加齢性難聴は、一般的に50歳代頃から高音域の聴力低下が始まり、60歳代になると小さな会話が聞き取りにくい軽度の難聴レベルまで聴力が低下するとされており、さらに70歳を超えると、普通の会話でしばしば不自由を感じるが増えてくる中等度まで低下することとされているところであります。

こうした加齢性難聴は、日常生活に影響を与え、生活の質を落とす原因になり、また聞く、話すといった基本的なコミュニケーションを避けるため、地域の方と接する機会や外部からの刺激が減少し、脳機能が低下して認知症の発生リスクが高まることや、社会的に孤立し鬱状態に陥ることが指摘されております。

難聴の主な原因は、加齢によって耳の中で音を感じる蝸牛という場所の中にある有毛細胞が劣化や減少し、その影響により音の情報をうまく脳に送ることができないために起こるものがあります。

有毛細胞は、一度劣化したり減少してしまうと再生することはなく、医療技術による根本的

な治療が困難なことから、耳が聞こえづらいつ感じられた場合は、早期発見・早期治療が重要でありますので、できるだけ早い段階に耳鼻咽喉科を受診するとともに、補聴器を使うことで一部の認知機能低下を防ぐ効果が期待できると考えられております。

また、加齢性難聴が進行してからの改善は困難と言われておりますので、大切な聴覚を守るため、日頃から大きな音を避け、静かな場所で耳を休ませたり、栄養バランスの取れた食事や適度な運動、規則正しい睡眠、禁煙など、難聴の予防、進行の遅延に心がけていただきたいと考えているところであります。

様々な障がいを抱える方への支援として、町では障害者総合支援法に基づき、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、身体の欠損、または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入や修理に要した費用の全部、または一部を助成しており、車椅子や歩行器、義足などの補装具を対象としているところであります。

補聴器については、聴覚障がい身体障害者手帳をお持ちの方を対象としており、当町において、令和3年度、4年度に支給した補聴器の購入・修理に対する助成は2年間で合計13件、うち3件が65歳以上の方であり、本年度については合計3件、うち1件が65歳以上の方に対するものであります。

また、このほかにも、平成25年度から軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業を開始し、障害者総合支援法の補装具費支給制度の対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入や修理に対する補助を行っているところでもあります。

加齢による補聴器の助成制度の創設につきましては、令和元年6月の県議会における議員提出の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が採択され、国に対して公的補助制度の創設を要請しているところであり、国においては、補聴器の装着の有無による認知機能への影響に関する研究も行われているところであります。

現在のところ、国や県での助成制度がない状況であり、町単独での助成につきましては、ほかの様々な障がいへの支援とのバランスや財源の確保などを踏まえ、検討すべき点があると考えております。

しかしながら、高齢化率も年々高まり、全国的にも加齢性難聴への対応は課題となっているところでありますので、今後も情報収集や支援方法の研究などを行うとともに、国や県の動向に注視してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 私は、補聴器購入助成制度の創設をとお願ひしました。するかしないかの答弁をいただいでいませぬが、今の答弁では、今の段階ではつくる予定はないというお言葉だつというふうに思ひます。簡潔に答弁願ひたいと思ひます。

では、2回目の質問をしてまいります。町長にお伺ひします。昨年3月議会で、私の質問の最後のところで町長にご答弁をお願ひいたしました。次に読み上げるのは会議録での文章です。



「今、大森議員さんからお話がありました加齢性難聴については、明日は我が身ということになるかもしれません。伊達課長が申しあげましたように、県のほうで動きもありますし、それをよく見ながらですけれども、じっと待っているだけではなくて、坂城町の実態調査もよくしながら、今言われたような事例がほかの市町村でもありますので、よく研究していきたいというふうに思っております。以上です。」という答弁をいただいております。

約1年半になりました。これについてご答弁をお願いします。

**町長（山村君）** 明日は我が身とお答えしましたけれども、だんだん我が身が近づいてきまして、私もやっぱり高音が聞きにくくなってきたような感じがありますけれども。

課長からも答弁しましたように、高額のものになりますので、制度の創設は慎重にしなきゃいけないと思うんですけれども、私はやらないとは言っていないので、引き続きまた検討していきたいと思っています。

また、補聴器の器具のほうも、いわゆる補聴器ではなくて、軽度のイヤホンといいますか、音響装置の、そんなものいろいろ出ているようでもありますので、そういうことも含めて検討していきたいと思っております。大森さんと一緒に明日は我が身を大事にしたいと思っております。よろしくをお願いします。

**14番（大森君）** 可能性を含んだ答弁をいただきました。課長の答弁では、障害認定になるまで待てという答弁ですよね。今ある補助、こういう補助はやっていますというのは。そこまで待てないから、ぜひその助成が欲しいということです。町長の答弁いただきましたので、次のテーマに参ります。

4といたしまして、町職員の働き方についてお尋ねいたします。

小布施町では、2020年、令和2年と令和3年の2021年、この2年間の間に職員の5名が亡くなりました。小布施町は、その原因を明らかにするために第三者委員会の設置を決め、県弁護士会に依頼し、小布施町との関わりがない3名の弁護士が調査に当たりました。その調査報告書が公開されています。

その報告書によりますと、亡くなられた5人のうち1人は以前からの持病があり、治療もされていたということで、この方については調査対象から除外し、残り4人について調査を行い、その原因と対策は詳細に記述されております。

我が坂城町において、このような働き方をしていないだろうか、検証することが必要だと考え、この質問を行います。

まず、イといたしまして、町職員の勤務状況です。

昨年度、今年度で過労死の指標である残業時間、月当たり80時間を超える職員はいらっしゃったのかどうか。いればその職員数、そして残業が必要なときの決裁はどなたが行っているのでしょうか。また、残業時間、月80時間を超える残業をする場合に、その決裁はどなた

が行うのでしょうか。

ロといたしまして、健康管理についてお尋ねします。

職員の健康診断の受診状況はどのようなのか。次に、仕事の悩みやストレスを抱える職員の相談体制はできているのでしょうか。

ハといたしまして、職員の過労死にならないために。

小布施町の報告では、近隣町村に比べ職員数が非常に少ない状況だと数値で示されておりま  
す。坂城町においても、定数条例で定める職員数に近づける職員採用を求めるものであります。  
これについていかがでしょうか。

次に、現在の課・係の見直しをし、もう少し負担を軽減できる、こういう方策は取れないで  
しょうか。

以上について質問いたします。

**町長（山村君）** ただいま、大森議員さんから4番目の質問としまして、町職員の働き方につい  
てご質問いただきました。私からは、ハの職員の過労死にならないために等、職員数や課の見  
直しについてのご質問がございました。イ、ロにつきましては担当課長から答弁いたします。

今、大森議員のお話もありましたけれども、約20年前に行財政改革ということで全国的に  
職員数を減らせということがありまして、恐らく20年近く前は、坂城町の職員は160名ぐ  
らいいと思います。それが私が町長になりました13年前には130名になっておりました。  
私はその当時、職員の年齢別の構成を見ますと、極端に若い人がいなくて、最後に入った人の  
後に新人が入ってこない、いつまでも新人だという状況になっていましたし、これを何とかし  
なきゃいけないなと思ひまして、新人だけじゃなくて、いわゆる社会人採用枠というのを新し  
く始めまして、不足している層に当てはまるような、既に経験のある方の採用というのを進め  
てきました。

今現在142名、百四十数名になってきましたけれども、この10年間、私は何とか職員の  
構造と職員数を何とかしなきゃいけないなということで、一般の職員もそうですし、保育の先  
生方とか特別な職の方の採用もいろいろ苦勞してやってきたわけですがけれども、そんなこと  
も含めまして質問にお答えしたいと思っております。

まず、今ちょっと申し上げましたけれども、職員数の考え方についてのご質問であります  
けれども、町の職員は、町民への行政サービス提供に欠くことのできない大変重要な人材であ  
り、役割を担っております。採用につきましても、今申し上げましたように新卒の採用に加え  
まして、いわゆる社会人採用も併用する中で、年齢構成の平準化と人材の確保に努めていると  
ころであります。

これまで、町におきましては、良質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施されるよ  
う、自主的に行政改革に取り組む必要があるとされる中、国において行財政改革の具体的な取

組を明示した集中改革プラン公表が全国市町村に求められ、当町におきましても、自律の町を目指すために、平成17年に策定した集中改革プランにおいて、目標職員数を142名と定めたとあります。

先ほど申し上げましたけれども、私が町長に就任した翌年の平成24年度の職員数は、130名になっておりました。また、年齢構成のばらつきが大きかったことから、その解消を図るとともに、職員数に関しましても目標とする人数に近づけてきたところであります。国や県からの権限移譲など町の業務量も変化している中、現在は、業務を進める上での適正な職員数の目安と考えて捉えているところであります。

142名という数値は、設定から長い時間が経過しておりますが、現在もこの数値を目標とする根拠、理由といたしますと、毎年総務省で実施する全国の市区町村の職員数等に関する地方公共団体定員管理調査の結果を参考に、各自治体の人口と産業構造を基準とした同規模の県内類似団体の状況を見ますと、高森町とか富士見町、佐久穂町等でありすけれども、状況を見ますと、人口1万人当たりの職員数の平均につきましては、令和2年度は96.25人、3年度は95.81人、4年度は97.03人となっております、これを当町の人口に換算いたしますと、令和2年度が約143人、3年度、4年度につきましては約140人となっているわけであります。

年度における増減はありますが、おおむねその近辺で推移しておりますことから、現状におきましても、142名という数値は適正なものと捉えているところであります。この人数を基本としまして、これまでも町は定数管理を行っているところであります。

また、当町の職員定数条例においては定数を166人とする一方で、職員数が著しく増加しますと、各年度の経常的経費が増加し、財政の硬直化につながることを懸念されるところであります。

なお、職員定数条例に定める職員数につきましては、総務省からも職員数の限度を示すものであるという見解が示され、他市町村の状況を見ましても、条例上の定数を限度に実人数がそれを下回る運用を行っていることから、将来に向かっての継続的な町政運営といった観点からも、現状の142名程度が適切であると考えているところであります。

加えまして、私が平成23年に就任して以来、何度か実施してきました「チャレンジSAKAKI」につきまして、職員の提案による各種の施策を募集したり、各種の提案の実施をしてまいりました。また、提案の一つとなった接遇研修をはじめとした各種研修の受講なども通して、職員の資質向上に取り組んできているところであります。このように、自分の提案が施策になるということでモチベーションアップにもなっていると思います。

続いて、課・係の見直しについてでございますけれども、国の地方分権が進められ、権限移譲の推進や少子高齢化社会の対応など、地方自治体が担う業務も年々広範囲となっております。

その分野も多岐にわたっている状況であります。そういうことを見まして、平成19年度に町の組織機構を大幅に見直したというところであります。

それをベースにしながら、私が就任した後、平成30年には就学前から学業期までの切れ目ない子育て支援を進めるための子ども支援室を組織するなど、都度見直しを行っております。

現状の組織体制の見直しについては、すぐに対応が必要と考えておりませんが、これから地方自治体に求められる事務分担の増減や役割の変化など、今後の動向を見ながら見直しが必要になったときには、住民サービスの維持向上に向けて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

**総務課長（関君）** 私からはイ、ロのご質問にお答えいたします。

まず、イの町職員の勤務状況として、昨年度と今年度において、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の状況でございますが、昨年度におきましては、該当する職員はございませんでしたが、今年度におきましては、春のイベントが開催された時期に、職員1名が80時間を超える時間外勤務を行った状況がございました。

新型コロナウイルス感染症が、今年度に入り5類感染症とされたことで行動制限も解除され、人の動きも再開されてきたところでございます。

そうした中で、5類移行後すぐに開催されたイベントでありますので、準備にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の再流行、また、天候による対応など、いくつかの状況を重複して想定する必要があったことから、開催時期の1か月間に限って時間外勤務が増えてしまった状況がございましたが、翌月以降は通常の勤務状況となっている状況でございます。

次に、時間外勤務を行う際の決裁権限に関するご質問であります。通常所管の課長が行っているところ、月20時間を超える場合は総務課長が、月30時間を超える場合につきましては副町長が、月50時間を超える場合は町長が決裁を行っているところでございます。

時間外勤務が多い職員につきましては、業務の内容からそれが常態化しているのか、季節的な一過性なものなのかを確認し、状況に応じて所管の課長に聞き取りを実施しているところでございます。

仮に、長時間の時間外勤務が常態化していると考えられる場合につきましては、該当部署の職員の割り振りなどの変更や、他課の職員、他の職員のフォローアップ等を所管課長と相談するなど、今後におきましても業務量の負担が1人に偏らないように対応してまいりたいと考えております。

続いて、ロの健康管理はのご質問でございます。

まず、職員の健康診断の状況とその受診状況であります。職員に対しましては毎年受診を促す中で、自身が希望する病院において人間ドックを受けてもらう、または役場において集団健診を受診してもらうなど実施しているところでございます。

仮に都合がつかず受診できなかった場合は、後日、健康診断を受けるよう勧奨し、職員全員が受診している状況でございます。

次に、職員の相談体制はどうなっているかのご質問でございますが、町といたしましては、各部署の職員を委員として衛生委員会を組織し、依頼している産業医も含めて定期的に会議を開催する中で、心や体の健康を保ち、ケアするための情報の提供やアドバイスをを行っているところであります。

また、毎年ストレスチェックを実施し、職員一人一人が自身のストレスの状況を認識してもらいなどとともに、本人が希望する場合は、産業医に個別に相談できる体制も整えているところでございます。

そのほか、総務課において常時相談を受ける体制をしているほか、随時開催しているセルフケアまたはラインケアに関する職員研修におきましても、改めて日々における上司や同僚とのコミュニケーションがメンタルヘルスにおいて大切であるということを伝えるとともに、専門の相談先として産業医また保健師のほか、各種機関で行っている相談部署にも周知している状況でございます。

今後におきましても、機会を捉えて職員に対して周知を行い、相談しやすい体制整備、そういったものを図っていくとともに、職員の体の健康だけでなく、メンタルヘルスに向けても注視してまいりたいと考えております。

**14番（大森君）** 町職員、公務員の過労、あるいはほかの理由によって亡くなる方、ほかの自治体でも以前ありました。御代田町でも自死された方もいらっしゃいます。坂城町の職員が本当に生き生きと、そして町民サービスにきちっと向き合っていただけ、こういう職員体制、そして健康で明るい職員をぜひ皆さんのご努力でお願いしたいことを申し上げまして、今回の一般質問はこれで終わりといたします。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時10分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、7番 中村忠靖君の質問を許します。

**7番（中村君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

初めに、昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、早くも1年10か月を過ぎようとしております。まだまだいつ終わるか分からない、先の見えない状況が続いております。これから冬場を迎えて、ますます厳しい状況が続くものと思われまます。

また、この10月には、パレスチナのイスラム組織のハマスが前例のない規模の攻撃をイスラエルに対して開始。何百人もの戦闘員がパレスチナ自治区ガザに近いイスラエル領内に侵入

いたしました。当時のイスラエル政府の発表によれば、これまで少なくとも1,300人の死亡が確認され、200人近い兵士や民間人が拉致されました。この攻撃を受けて、イスラエル軍はガザ空爆を開始。パレスチナ保健当局は、これまでに約3千人が死亡したと発表した。一時停戦で相互の人質交換が行われましたが、再び戦闘が開始されて死者は1万8千人余りに達してしまいました。

このように、世界各地域で紛争が起き泥沼化しており、全世界がこの状況を危惧しているところでは、一刻も早くこのような紛争が停戦、中止、沈静化することを願っております。

それでは質問に入ります。大きく2点について質問させていただきます。1点目はアピアランスケアについて、2点目は高齢者支援について、順次行います。

まず、1点目のアピアランスケアについてです。

#### 1. アピアランスケアの費用助成について

がん治療に伴う脱毛や爪の色の变化など、外見の変化による苦痛を和らげるアピアランスケアの充実へ、患者の悩みに寄り添いながら主体的に取り組んできたのが公明党です。2018年6月には、患者から寄せられた声を基にした国会質問がきっかけとなり、運転免許証の写真を撮影する際に、医療用帽子を着用することが認められるようになりました。今年度からは、この提案を受け、医療機関にアピアランスケアの専門的な相談窓口を設置するモデル事業が全国で行われております。

また、地方議会での様々な働きかけにより、医療用ウィッグ、かつらや、乳がん患者向けの胸部補整具の購入費用を助成する自治体が増えております。日本毛髪工業協同組合によると、医療用ウィッグなどの購入費用を助成している県・市区町村は、2022年までに392団体に増加しております。

他方、長野県では、令和5年度からがん患者の方の就労、社会参加等を支援するための、治療に伴う外見の変化を補完するウィッグや乳房補整器具等の購入費用の一部助成を実施する市町村への支援が開始されました。

アピアランスケアとは、がんの早期発見と医療の進歩によるがん患者やがん経験者の中にも社会で活躍されている方が増えております。一方で、手術による傷跡、脱毛や乳房の損失等に伴う外見の変化は、がん患者さんの苦痛となることがあります。特に女性のがん患者の社会参加の妨げを減らすことにもつながり、大変うれしいことであると思っております。

アピアランスケアとは、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院においては、以下のとおり定義されております。「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」と。

なお、令和5年10月24日現在の長野県への情報提供のあった市町村に坂城町は記載されておりません。ちなみに、長野県下の全77市町村のうち、情報提供があったところですが、

長野市、千曲市はじめ19市、軽井沢町はじめ14町、高山村はじめ10村などの43市町村になり、約56%、半数以上です。

そこで、まず、イ．アピアランスケアの費用助成について、以下の3点をお聞きします。

一つ目に、アピアランスケアについての考えは。

二つ目に、長野県で行われている助成事業の概要は。

三つ目に、町における費用助成の考えは。

以上、3点についてご所見を伺います。

**町長（山村君）** ただいま中村議員さんからアピアランスケアについてご質問いただきました。順次、お答えいたします。

今もお話がありましたが、まず、がんにつきましては、日本において昭和56年から死因の第1位となり、現在では2人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があるとしておりますが、がんの早期発見と医療の進歩により、がん患者やがんを経験された方の中にも社会で活躍されている方が増えております。

アピアランスケアとは、国立がん研究センター中央病院により、医学的・整容的、形ですね、心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義され、がんの治療やその副作用により外見の変容が生じた方に対し、頭髮補整具や乳房補整具など外見の変容を補完するものであります。

また、医療機関でアピアランスケアを提供する理由として、安心して治療を受けるためには、適時適切な正しい情報を提供することに加え、患者自身の状況に応じて心理・社会的なケアが必要とされており、患者側への情報提供についてのニーズが高い状況であります。

がん治療による脱毛や乳房の喪失等の外見の変化により、人に会うことが苦痛に思えるなど、社会生活が困難となる場合もあることから、アピアランスケアは大変重要であると認識しているところであります。

続きまして、県が実施している助成事業の概要についてお答えいたします。

県では、本年4月から市町村と県が共同し、対象となる補整具等の購入費用の一部を助成する長野県がん患者へのアピアランスケア助成事業を実施しております。この事業は、手術、薬物治療、放射線治療などのがん治療を過去に受けた方、または現在受けている方を対象とし、ウィッグなどの頭髮補整具や乳房補正パッドなどの乳房補整具のほか、指や鼻をがん治療に伴う手術等により欠損した部位を補完する人工物、エピテーゼというようすけれども、これの購入に要した費用の2分の1を上限2万円として助成をするものであります。

助成に関する申請窓口はお住まいの市町村となり、市町村が書類の審査及び申請された方に助成金の支払いを行い、助成金額の2分の1ずつを県と市町村がそれぞれ負担するという事業であります。

次に、費用助成に対する町の考えであります。がんの治療を受けながら仕事や家事を行う方も増えている中、外見が変わることで、周りの人からどう思われるか気になる、自分らしさがなくなったような気がするなど、がん患者の苦痛を軽減するため、その身体・心理・社会問題に対して包括的な支援は重要であると考えております。

町におきましても、希望される方に対して助成は必要であると考えているところであり、現在具体的な制度設計について検討を進めているところであります。

**7番（中村君）** ただいま町長さんから説明がございました。今、検討中ということですが、明年の実施予定についてはいかがでしょうか。来年度ですね。

**保健センター所長（竹内さん）** 再質問にお答えいたします。

ただいま町長のほうから申し上げましたけれども、現在、実施に向けて準備を進めているところでありますので、具体的なちょっと年度はまだ申し上げられませんが、できるだけ早く始めたいということで現在進めております。

**7番（中村君）** ただいま保健センター所長さんよりも前向きなご答弁をいただきましたので、今後ご期待したいと思います。

近年、働き方改革が叫ばれる中、多くの女性の方々は多方面で活躍されており、生活の質に影響を及ぼすこと、また安心して働ける一つの要件として、アピアランスケアに関する支援は大変重要であります。今後、町民の皆さんが活用されるよう望みます。

次の2点目の質問に移ります。

## 2. 高齢者支援について

世界的な高齢化傾向により世界の人口動態は未知の領域に差しかかり、世界の人口と社会が変化している。日本は世界で最も高齢化が進んでおります。坂城町の高齢化率を見ると、令和2年、2020年の年齢階層人口構成比は、ゼロ歳から14歳以下の年少人口が10.9%、15歳から64歳までの生産年齢人口が52.4%、65歳以上の老年人口が35.8%となっており、老年人口比は全国平均比28.7%や長野県平均比32.2%を上回っている状況です。

坂城町では、高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度によると、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を作成しており、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活が包括的に確保できる地域包括システムの一層の推進や地域づくり等を一体的に取り組む地域共生社会を目指すとありました。

そのような中、近年の高齢化社会では、特にひとり暮らしの方は自動車免許証を返納したり、あるいは手足等がご不自由になられて、自宅で発生する可燃ごみ及び不燃ごみ等の処分に多数の方々が大変困窮しております。

最近でも、ある高齢のひとり暮らしの女性のお宅では、ご自身の息子さんや娘さんがいても、



夜勤など仕事の関係上、指定日時、指定場所に持っていけない、処分ができないケースがあるとお聞きしました。特に夏場には生ごみ等による悪臭や衛生面などから、早めの処分を行いたいにもかかわらず、数日間そのままの状態が続いて大変に困っているとのことでした。

また、高齢者の男性の方でやはりひとり暮らし、最近、運転免許証を返納して車がないため使えない。処分する量は多くないけれども、処分するのに困っているなどなど、そのほかにも多くの方が同じような悩みを抱えられていると想像されます。

町ではこのような事案の場合、高齢者世帯等が可燃ごみ、不燃ごみ処分に関して援助が行える機関、あるいは対処方法などについてお聞きします。

そこで、イ．高齢者世帯等のゴミ処分について、以下の3点についてお聞きします。

一つ目に、町ではこのような事案についての相談は。

二つ目に、高齢者世帯、ごみ出し困難世帯への対応は。

三つ目に、情報提供や周知方法は。

以上、3点についてご所見を伺います。

**住民環境課長（山下君）** 2番目の高齢者支援についてのご質問に順次お答えいたします。

少子高齢化や人口減少が進む中、当町においての高齢化率は、令和5年10月1日現在36.4%となっており、国、県の平均より上回っている状況であります。

今後さらに高齢者の人口が増加し、核家族化も進行することが予想されることであり、高齢者のみの世帯の増加により、家庭のごみの持ち出しが困難となるご家庭が増加していくことが懸念されるところであります。

こうした状況の中、家庭系ごみを収集所に排出することなく、自宅まで回収に伺う個別収集は、ご家庭の玄関先に出されたごみを業者が回収することで、ごみ出しが困難な高齢者で構成される世帯などにとって利便性は向上するものと考えるところであります。

町では、このような事案についての相談があるかのご質問であります。ごみを収集所に持ち込むことが困難である方々から直接ご相談をいただくことはあまりないところでありますが、高齢者生活支援サービスの提供事業者から、ごみの回収や排出先といった相談をいただいているところであります。

次に、高齢者世帯等、ごみ出し困難世帯への対応はとのご質問であります。ごみ出しが困難な高齢者世帯の方は、ごみ出し以外にも生活上の課題を抱えている場合が多く、日常生活においても困難が生じている場合が想定されます。

そのような場合は、要介護認定に応じた高齢者に関する介護保険サービスとして、生活支援の一部として、ごみ出しについても適切に排出していただくようお願いしているところであります。

一方で、ひとり暮らしされている高齢者のご近所の方が、代わりにごみ出しをしているとい

うお話もお聞きするところであり、地域における支え合いの一つとして感謝申し上げるところであります。

町といたしましては、今後ニーズが増すと予想されるごみ出し支援の個別収集につきましては、対象世帯や収集体制など検討すべき課題が多いことから、環境省のガイドラインや既に取り組んでいる他市町村の先進事例等を参考にすることで研究してまいりたいと考えております。

次に、こうしたごみ出しに関する情報提供や周知方法についてのご質問であります。高齢者などふだんのごみ出しが困難な方などからご相談をいただいた際には、高齢者の方の状況などから、高齢者の生活を支える相談窓口をご紹介させていただくほか、業者に依頼をして回収していただく方法などもご紹介させていただいております。

町といたしましては、ごみ出しが困難な高齢者への支援として、健康状態や生活状況に応じて、必要とする援助につながるようご案内させていただくなど、ご利用いただける各種の支援を引き続き情報提供させていただくとともに、ごみの収集方法や資源物の分別方法など、丁寧にお知らせさせていただきたいと考えております。

**7番（中村君）** ただいま担当課長のほうから丁寧な説明ありがとうございました。今後は高齢化がさらに進み、このようなケースが増えていくことが予想されます。そこで困っている方々が健康的な生活、暮らしが実現できるよう、環境整備や情報提供、周知方法に力を入れていただきたいと思います。今回のアピアランスケアの費用助成、そして高齢者世帯のごみ出し処分とともに、いずれの案件も当事者に寄り添い、対策を検討、実施していくことが重要と考えます。

最後に、山村町長には今後、来年度の予算化に向けて様々な諸課題への対応を検討されることと推察いたします。その中で、4月に就任式で掲げられた町政の四つの柱である「高齢者や子供にやさしいまちづくり」、「未来につなぐ子育てと学びのまちづくり」、「暮らしと産業、快適なまちづくり」、そして「暮らしやすい安心なまちづくり」により、町民一人一人がそれぞれ幸せを感じられる *well being*、「輝く未来を奏でるまち」を目指し、ご尽力されることをお願いし、私からの一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

（休憩 午前11時32分～再開 午後 1時30分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠君の質問を許します。

**6番（宮入君）** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、1. 有害鳥獣について。

最初に農作物を取り巻く状況の説明、その後今まで有害鳥獣として扱われておりますニホンジカ、イノシシ等による被害についてと、熊に関する状況をまとめてみました。

少し前になりますが、8月8日の信濃毎日新聞の総合面において、食料自給率についての記事が掲載されました。食料自給率とは、国内の食料消費が国産でどの程度賄えるかを示す指標ですが、農林水産省は8月7日、2022年度のカロリーベースの食料自給率が前年と同様の38%であったと発表しました。

世界に目を向けますと、アメリカのカロリーベース自給率は115%、カナダは221%で、日本は先進7か国の中で最低の水準となりました。なお、カロリーベースとは、食料の重量を熱量に換算したものであります。

同時に、農林水産省は2021年度の都道府県別の食料自給率も公表し、長野県はカロリーベースで前年度と比較して1ポイント上昇し52%でありました。ちなみに、北海道が223%で5年連続で首位、次いで秋田県が204%で2位、3位は山形県の147%の結果となりました。

さて、地元に向けると、今年は少雨や高温の異常気象の影響から多方面にわたり農作物の栽培に多大なる影響が出ました。長野県認定の信州の伝統野菜で坂城町特産のねずみ大根も、昨年の半数ほどの収穫量となることから、2009年から開催してきましたねずみ大根まつりも初の中止となりました。

また、農作物を栽培するに欠かすことができない肥料の価格高騰も頭を痛めることとなりました。さらにウクライナ紛争、為替の円安による輸入食料物の高騰もあって、物価高が止まらない状況が続いております。

農作物は食料の基本であります。追い打ちをかけるように、さらに有害鳥獣による農作物での被害も発生しました。今年の網掛地区におきましては、千曲川左岸の河川敷にてハクビシンのほか、鹿と思われる大型獣による被害に悩まされました。10月15日付の信濃毎日新聞によりますと、環境省の調査で鹿の合計捕獲数は、2011年度の42万頭から年々増えて2021年度は最大73万頭に上った。それでも2021年度の生息数は、ニホンジカが222万頭、北海道のエゾシカが69万頭と報告されました。このことは捕獲数は増えたものの、温暖化の影響もあって生息域が拡大し、自然淘汰されずに越冬する個体が増加したと見られます。

また、農林水産省によると、2021年度の野生鳥獣による農作物への被害は155億円で、うち4割は鹿によるものと報告もされました。

そのような状況下、村上地区全域を目的とした有害獣侵入防止柵の設置作業は、本年は2月4日に網掛の第9分団の消防詰所から小網方面への六ヶ郷用水沿いに向けて始まり、特に11月5日と11月11日の両日には、83名の多くの区民が参加し、これまでの設置作業は延べ450メートルとなり、来年3月末までの完了に向けて作業を進めております。

これまでの作業場所は、地盤が固い箇所が多く過酷な作業となりましたが、けが人を1人も

出すことなく進めてこられたことは最良の結果でした。今回の区民参加の努力が来年度以降の農作物への被害が激減することを大いに期待するところです。

次に、熊による被害状況について。11月16日付の読売新聞によりますと、今年度の全国の死傷者は、11月14日時点で少なくとも196人に上り過去最悪を更新した。死傷者数の上位は、秋田県が69人で全体の3割と最も多く、続いて岩手県が46人、福島県が13人、青森県と長野県が11人となりました。

また、環境省によると、熊による被害は、記録が残されております2006年度以降で最も多かったとされる2020年の158人を既に大きく上回っております。そのため、秋田県は例年11月末までとされていたツキノワグマ出没警報を12月末まで延長しました。

また、11月13日には、東北6県と北海道、新潟県による北海道東北地方知事会は、環境省に対して被害が拡大している熊に関し、捕獲費用が国の補助対象になる指定管理鳥獣とするよう要望を出しました。指定管理鳥獣とは、農産物や生態系、生活環境に被害を与え、集中的かつ広域的に管理する必要があるとされる野生鳥獣を指すもので、現在はニホンジカとイノシシが対象となっております。

なお、頭数管理のため、捕獲や狩猟者の育成の取組のほか、農作物や家畜の被害防止に対して交付金制度が設けられております。

また、熊の生息地と推定生息数は、ツキノワグマが本州と四国で4万4千頭、ヒグマが北海道で1万1,700頭とのことで、推定生息数は各都道府県からの集計した数値とされています。

長野県においても人身被害が多いことから、11月20日にツキノワグマ対策あり方検討会の初会合が開催され、捕獲強化と出没対策等について意見が交わされました。また、わなの緊急点検を全県で実施すると決定しました。

11月27日の信濃毎日新聞の社説に、熊について、長野県では県内を八つのエリアに分け、上限数を設けて年間計200から300頭を駆除と狩猟で捕獲しているとのこと。それでも推定生息数は、3年前の調査で中央値で7,270頭と増え続けていると報じられました。

当坂城町においても、9月12日の信濃毎日新聞に熊の食害数百億円（同日「数百万円」に訂正あり）との見出しで、町内農家のブドウ畑にて1頭の熊がブドウ棚からもぎ取って食べる様子が写真つきにて大きく報じられました。このことは全国ニュースでも取り上げられ、人との遭遇に懸念もと注意喚起がなされました。

以上のことから、令和5年11月の長野県議会定例会にて阿部知事の議案説明の趣旨においても、熊対策の強化の在り方について報告がなされました。また、地元選出の竹内正美議員からも熊対策の強化として、県の取組方について一般質問が行われました。

その中で、現在の鳥獣保護管理法は、市町村が熊を捕獲するには県の許可が必要と定められ、

ただ、人に危害が及びそうな場合など緊急性があれば、県条例により市町村の判断で捕獲許可を出せるとされています。ただ、市町村が緊急性があるかどうかの判断に迷う状況もあるとされています。捕獲許可の権限を市町村に委譲することで、現場での迅速な対応が人身被害の防止を含めて期待されております。県は許可権限の移譲について検討を始める考えを示しました。

また、さらに近隣の上田市においても、今月の市議会にて熊対策の在り方が議題となり、各地において議論が活発化されております。

以上のことを踏まえて、有害鳥獣についての一般質問を行います。

イ. 令和5年度（直近）に於ける捕獲状況及び目撃情報について

9月の委員会審査にて、令和4年度における有害鳥獣の捕獲状況について回答がありました。直近において、町内では12月6日に熊の目撃情報が、また、12月8日にはイノシシの出没情報が町の「すぐメール」にて発信されました。

以上のことから、令和5年度直近の捕獲状況及び捕獲した地籍、件数について、また目撃情報について、熊とその他の有害鳥獣に分けてお聞きします。

ロ. 農作物への被害状況等について

令和5年度における有害鳥獣による農作物への被害状況と被害額、また、令和4年度と比較した状況について、熊とその他の有害鳥獣に分けてお聞きします。

ハ. 今後の対策について

さきのイ、ロの質問状況から、町として現在取り組んでいる対策についてお聞きします。また、有害鳥獣のすみかになっていると思われ村側の上側の千曲川左岸は、アカシアをはじめとした雑草が生い茂っていることから、千曲川河川事務所に対して除去の要請を検討願えないかお聞きします。

ニ. 防御対策の補助について

さきの9月議会において、農作物への災害見舞金の支給に関する予算が承認されました。小規模農家におきましては、有害鳥獣に対する簡易的な防御対策でもそれなりの効果があるとされていることから、農作物への災害見舞金の支給制度とは別に、防御ネットをはじめとした防御資材への補助制度の考えについてお聞きします。

ホ. 人的被害への対策について

特に熊については、各地において熊が嫌がるとされる低周波80から120ヘルツの周波数を赤外線センサーで感知して鳴らす取組や、熊が嫌がるとされる辛いものを使って被害を防御するなどの対策が行われています。

近隣の軽井沢町においては、学習放獣として捕獲した熊に対し、人間の怖さを徹底的に覚えさせてから山へ返す取組を行っており、このことで過去13年間において人身被害が報告されていないとのことでした。

そうしたことから、町として注意喚起のほかには人身事故に至らない対策についての考え方を  
お聞きします。

へ、猟銃免許所持者数等について

直近5年間において、町で把握している猟銃免許の所持者数並びに平均年齢の推移について  
お聞きします。

ト、坂城町有害鳥獣被害対策実施隊について

昨年と今年における坂城町有害鳥獣被害対策実施隊の隊員数と活動内容及び成果について、  
どのように考えるかお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

**議長（滝沢君）** その前に宮入議員、確認させていただきますが、9月12日の信濃毎日新聞の  
熊の食害について、数百億円ということをおっしゃっていただきましたが、数百万円でもよろしいですね。

**6番（宮入君）** 数百万円です。失礼しました。

**議長（滝沢君）** じゃあそういう形で。

**町長（山村君）** ただいま宮入議員さんから有害鳥獣についてのご質問いただきました。イから  
トまで多面にわたりましてご質問いただきました。それから冒頭、村上地区での侵入防止柵が  
今年度いよいよ完結するというお話を伺いました。長年にわたり、10年ぐらいかかったと思  
いますけれども、10キロの防止柵設置ということで、誠にありがとうございました。

それでは、私からは、イからトの中のハの今後の対策についてと、ホの人的被害への対応に  
ついてお答えし、ほかにつきましては担当課長から答弁いたします。

さて、有害鳥獣につきましては、近年、里山の手入れがされなくなっていることや、山あいの  
耕作放棄地が増加していることなどにより、目撃情報や農作物への被害報告が多く寄せられ  
ております。

今年はとりわけ熊による被害が増加しており、当町のみならず全国的にも多くの被害情報や  
目撃情報が寄せられており、県内においてもお一人亡くなられるという痛ましい事故も発生し  
ております。

当町におきましても、坂城地区で撮影された、先ほどお話がありましたけれども、熊が農  
園に入り起き上がってブドウを食べる映像は、一時多くのメディアで放送されるなど、全国か  
ら注目を集める事案となりました。

熊の出没が増えた要因につきましては、熊の餌となるブナやナラの実が凶作であったである  
とか、熊の生息数が増加しているなど諸説ありますが、町では熊被害の防止に向けて県と協力  
しながら捕獲や注意喚起などの対策を進めてきたところでもあり、今後も継続的に進めていく  
必要があると考えております。

当町の有害鳥獣対策につきましては、出没状況や周辺環境に応じて捕獲、防除、環境整備

を組み合わせた総合的な対策を行っております。また、対策は町のみで行うのではなく、町の猟友会や地元自治区、農家の方々など町民の皆様にご協力をいただき、地域が一体となって進めているところであります。

まず、捕獲対策においては、有害鳥獣被害対策実施隊として、町の猟友会に年間を通じておりやわな・銃による駆除を委託しているほか、地元自治区や町猟友会と町が協力して有害鳥獣の駆除を行う集落捕獲隊による取組も行っております。

有害鳥獣被害対策実施隊では、地域の皆様から目撃情報や被害情報があった際に、実施隊員と町職員により出没状況や被害状況を確認し、銃による駆除や、おりやわなの設置を行っているほか、周辺に有害鳥獣を呼び寄せるものがないか確認するなど、環境整備の指導も行っております。

一方、集落捕獲隊では、地元区の被害状況などに応じて町猟友会がわなやおりを設置し、地域住民がパトロールを行い、有害獣がわななどにかかった場合には、役場に通報し、町猟友会と町職員が協力して駆除を行っているところであります。

集落捕獲隊の取組につきましては、行政協力員会において事業内容を説明させていただき、獣被害に苦慮している地域での取組を促しているところでもあります。

この捕獲対策につきましては、今後、より効率的な捕獲を目指すため、有害獣の動きを感知し動画を撮影する機器の設置や、おりやわなに有害獣がかかった際にスマートフォンなどに情報が届くシステムなど、ICTを活用した捕獲方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、防除対策につきましては、地域住民の皆様にご協力をいただき、山沿いへの侵入防止策の設置を推進しております。先ほどもお話がありましたけれども、侵入防止柵は、山と人の生活圏とを広域的に隔てることにより、有害獣の侵入を防ぎ、農業生産の安定や住民生活を守ることを目的として、平成25年度に上平区で設置が開始され、小網区、網掛区へと続き、村上地区全体で約10キロメートルにわたる設置が、先ほどもお話ありましたけれども、今年度全て完成する計画となっております。

また、南条地区におきましても、入横尾区で令和3年度から設置が開始され、今年度完成予定でありますので、隣接する金井区と協議を進め、引き続き延伸していく計画であります。

また、坂城地区につきましては、令和7年度からの設置開始を目指し、現在調整しているところではありますが、早期設置に向けて1年間で複数の区での同時施工も視野に入れながら、今後調整してまいりたいと考えているところであります。

侵入防止柵が設置された地域では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、地域の皆様からは十分に効果があったとの声をお聞きしていることから、関係自治区にご理解、ご協力をいただき、一日でも早い侵入防止柵の設置を目指してまいりたいと考えております。

このほかにも、町ではおのおのの農家が行う有害鳥獣対策にも支援をしているところであり、具体的には電気柵やワイヤメッシュなどの防護柵など、有害鳥獣被害予防施設の設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減につなげているところでもあります。

次に、環境整備についてであります。環境整備は、捕獲、防除と併せて行う重要な対策であります。

農地への作物残渣の放置や、収穫されないで残っている果実などは、有害鳥獣を呼び寄せるきっかけとなり、また、耕作放棄地や荒れた山林などは鳥獣のすみかとなってしまいます。

町では、残渣の適正な処理について広報等で周知するほか、農地の適正な管理や里山の森林整備は重要な鳥獣被害対策であることから、耕作放棄地を農地に復旧することにより、有害鳥獣のすみかを減らすという観点から、耕作放棄地の解消に係る費用の一部について助成をしております。

また、熊による農作物被害が増えていることを鑑み、様々な鳥獣被害防止対策を施した上でも、野生鳥獣による農作物被害を抑制することが困難であることから、町では今年度、農作物等災害見舞金制度を創設いたしました。

この制度は、農家の営農意欲の維持を目的としたもので、暴風、豪雨、降ひょう等の天災のほか、鳥獣による被害を対象として、その被害の程度に応じて1万円から3万円の見舞金を支給するものであり、全国的にも先駆的な取組であります。

続きまして、人的被害への対策についてであります。有害鳥獣の目撃情報や被害情報があった際は、有害鳥獣被害対策実施隊員と町職員が現地へ赴き、出没状況を確認しております。

大型獣がまだ周辺に潜んでいることが予想され、近くにお住まいの方々への危険が及ぶおそれがある場合や、児童や生徒の通学に危険が生じるおそれがある場合には、警察にも連絡をし、パトロールを強化しているほか、「すぐメール」による注意喚起も行っております。

また、町内小中学校へも、町教育委員会を通じて情報を提供し、集団下校をするなどの対策をお願いしているところでもあります。

町では、今後も町猟友会や警察のほか、地域の皆様にもご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備を対策の軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 有害鳥獣についてのご質問のうち、私からは、イの令和5年度（直近）に於ける捕獲状況及び目撃情報について、ロの農作物への被害状況等について、ニの防除対策の補助について、ヘの猟銃免許所持者数等について、トの坂城町有害鳥獣被害対策実施隊について順次お答えをいたします。

まず、イの令和5年度（直近）に於ける捕獲状況及び目撃情報についてであります。11月末時点における熊とその他の有害鳥獣に分けて申し上げますと、熊の捕獲につきましては3頭、目撃情報は9件であり、捕獲場所は全て坂城地区であります。



その他の有害鳥獣につきましては、捕獲頭数は64頭、目撃情報は11件であります。捕獲頭数を地区別で申し上げますと、坂城地区では、イノシシ18頭、鹿7頭、アナグマ1頭の計26頭、中之条地区では、イノシシ3頭、鹿1頭の計4頭、南条地区では、イノシシ4頭、鹿8頭の計12頭、村上地区では、イノシシ14頭、鹿6頭、ハクビシン2頭の計22頭といった状況であります。

次に、口の農作物への被害状況等についてであります。農家からの被害報告による現地調査、また、町猟友会からの聞き取りや捕獲状況によりますと、昨年度、今年度ともに被害が最も多い農作物は果樹であり、全体の9割以上を占めている状況であります。

農作物被害額につきましては、熊による被害額は、昨年度が153万5千円で、今年度は11月末現在で360万3千円となっており、現時点で昨年度の2倍以上に増加している状況であります。

そのほかの有害鳥獣につきましては、昨年度が387万4千円で、今年度は11月末現在で被害額は350万9千円となっており、昨年とほぼ同額といった状況であります。

なお、有害鳥獣の中で最も農作物被害を出しているのは熊となっており、次いでカラス、イノシシといった状況であります。

また、近年は千曲川河川敷内でも鹿などの有害鳥獣の目撃情報や農作物への被害情報が寄せられております。

町有害鳥獣被害対策実施隊により駆除に努めているところでありますが、千曲川河川事務所へも有害鳥獣のすみかとなり得る河川敷内の樹木繁茂箇所について、樹木伐採などの要望をしてまいりたいと考えております。

次に、ニの防御対策の補助についてであります。町は農家の皆さんが安心して営農できるように、農家の方々が行う有害鳥獣被害対策について支援をしており、電気柵やワイヤメッシュなどの獣害対策だけでなく、カイトや防鳥ネットなどの鳥害対策にも資材購入費の3分の1について補助を行っております。

昨年度はイノシシや鹿、熊やカラスなどの対策として23件の補助を行い、今年度も11月末現在で17件の補助を行っているところであります。

鳥獣被害が拡大傾向にありますので、農業者の方には、この補助金などを有効に活用して鳥獣被害対策を行っていただきたいと考えております。

次に、への猟銃免許所持者数等についてであります。猟銃の所持許可については警察の管轄となりますので、町猟友会以外の猟銃所持者数は把握しておりませんが、町猟友会における猟銃所持者数及び所持者の平均年齢を直近5年間で申し上げますと、令和元年度は所持者数が18名で平均年齢は63.9歳、令和2年度は所持者数が18名で平均年齢は64.0歳、令和3年度は所持者数が16名で平均年齢は60.6歳、令和4年度は所持者数が15名で平均

年齢は58.9歳、今年度は所持者数が13名で平均年齢は58.5歳となっております。

猟銃の所持者数は減少しておりますが、若い所持者の方は増えてきておりますので、平均年齢は下がっている傾向であります。

次に、トの坂城町有害鳥獣被害対策実施隊についてであります。町有害鳥獣被害対策実施隊につきましては、平成27年度に施行された国の改正鳥獣保護法に伴い、有害鳥獣駆除及び鳥獣被害防止対策を適切に実施するため、同年10月に町職員及び町猟友会員17名の方を実施隊員として任命し、坂城町有害鳥獣被害対策実施隊を組織したところであります。

この実施隊の活動としては、地域の皆様からの被害情報や目撃情報を基に、おりやわなを設置して駆除を行うほか、野菜や果物などの残渣や収穫されないで残っている果実、また周辺に耕作放棄地などがある際は、適切な処理ややぶ払いなどの指導も行っているところであります。

今年度における実施隊の隊員数につきましては、11月末現在で町猟友会員14名、町職員4名の計18名であります。昨年度につきましては、町猟友会員15名、町職員3名の計18名でありました。

成果につきましては、年間を通じた活動により、今年度駆除した頭数は、イノシシ35頭、鹿6頭、ハクビシン2頭、アナグマ1頭、熊3頭、合計47頭であり、この活動により農業被害の軽減や人的被害の減少につながっているものと思われま。

今後も坂城町有害鳥獣被害対策実施隊や地域の皆様のご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備を対策の軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

**6番（宮入君）** 各項目について丁寧な答弁をいただきました。今年は熊が冬眠に入るとされる11月後半を過ぎても、人的被害に関する報道がいまだに各地で続いております。このことは、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、熊が十分に餌を食べることができないことが要因の一つともされ、そのことで人里に出没するとされています。また、温暖化の影響か温度が1度上昇することによって、熊の冬眠期間が年間で6日短縮されるとの見解もあるとのこと。

これからも農作物の生産者が安心して品質の良い農作物が作れるように注視していきたいと思っております。

以上で有害鳥獣についての質問を終わります。

## 2. 町及び地区主催の行事の在り方について

次に、町主催及び地区主催の行事の中から2件について質問をいたします。現在、私は地区の公民館の分館長を務めており、今月末をもって2年間の任務が終了しようとしております。その中で感じたことをお聞きします。数々の公民館事業は、令和4年度までは新型コロナウイルスの感染防止の観点から軒並みに中止を余儀なくされました。

しかし、令和5年度になり、特にゴールデンウィーク明けから、国が定める基準が2類から5類に引き下げられたことから、全ての事業がフルスペックで活動が再開されました。この

ギャップが事業を行う公民館役員にとって大変であることを痛感しました。

以上のことから、イ．町民運動会についてお聞きします。

町民運動会につきましては、町としても長い歴史を歩んでまいり、今年で第63回を迎えましたが、あいにく雨天中止という残念な結果となりました。

そこで、令和6年度の開催に向けた考え方についてお聞きします。また、開催の時期、競技の内容等の考えについてお聞きします。

次に、ロ．高齢者祝賀事業についてお聞きします。

この事業を開催するに際し、当分館では多くの方にご参加いただくためにはどうすればよいかを頭を痛める課題となりました。結果的には、地元網掛のクリニックの院長先生による健康な生活を送ることについての基調講演と、今日まで多くのボランティア活動を行っている女性グループによる童謡をベースにした演奏会を行っていただき、参加いただいた皆様から大変よかったとの意見を頂戴しました。

以上のことから、今後においても多くの方にご参加いただき有意義な事業とするために、以下についてお聞きします。

最初に、令和5年度におけるこの事業を実施した地区の数並びに事業の内容についてお聞きします。

次に、この事業を、先ほど申し上げましたように、今後も継続、盛り上げていく上で、事業の情報の共有化についてお聞きします。

以上の質問について答弁をお願いします。

**教育長（塚田君）** 私からは、イの町民運動会についてのご質問にお答えいたします。

町民運動会は、昭和30年10月に、坂城小学校グラウンドを会場に、南条の鼠から立町まで無料バスを運行し、坂城地区、中之条地区、南条地区の公民館21分館と婦人会、青年団、小中高生等、約4千名の住民の皆様に参加いただき、第1回目の町民運動会が開催され、現在まで続く町の行事の一つです。

当時の町民運動会は、各区がこぞって参加し、体育の振興や体力の向上はもとより、地域の連帯感を高めるといった役割を担っていたと認識しております。

その後、昭和33年秋の第4回まで開催され、昭和34年から一時休止されておりましたが、東京オリンピック開催もあり、昭和39年の秋に村上地区も加わり、坂城中学校グラウンドにおいて6年ぶりに開催され、その後、雨天等での中止はありましたが、公民館行事として毎年行われてきました。

また、最近の開催状況といたしましては、令和元年に参加分館26分館、総勢866名の参加により開催されましたが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人と人とが接触する行動が制限されたことから、様々なイベント行事の開催ができない状態が続

き、町民運動会についても、3年間にわたりやむなく中止したところでございます。

こうした状況がようやく収まり、今年に入って新型コロナウイルス感染症の分類が第5類となったことを踏まえ、町民運動会も4年ぶりの開催に向け、分館長会議において町民運動会の実施について協議を行ってまいりました。

その中では、久しぶりの開催ということもあり、各分館長からは高齢化等により町民運動会のようなスポーツ活動については参加者を集めるのが難しいといったご意見や、参加するのが分館役員のみとなっているなどのご意見が寄せられた一方で、町民運動会をぜひ開催してほしいという意向をお持ちの町民の皆様もいらっしゃったところであります。

様々なご意見を考慮する中で、今年度の町民運動会は分館単位の参加にとらわれず、より多くの町民が自由に参加できるように参加方法をオープン参加に変え、また競技種目も少なくし、分館対抗から小学校区の地区対抗にするなど、開催方法を工夫する中で実施することに決定したところであります。

そうした中で、町民の皆様のご参加を募集し、最終的には500名ほどの参加を予定しておりましたが、先ほどお話がありましたが、残念ながら当日は雨天のためやむなく中止したところでございます。

今後の町民運動会の開催の在り方につきましては、内容等を再度検討することが必要であると考えているところであり、本年11月に各分館に対して、公民館行事や来年度の町民運動会開催に向けたアンケートを実施させていただきました。

このアンケート結果において、来年度の町民運動会の参加希望の有無についての回答では、参加希望分館は27分館中3分館にとどまり、約9割の分館は参加が難しいとの回答をいただいたところであり、今年度の参加申込みなどの状況を踏まえますと、来年度は、従来どおりの開催は難しいものと考えているところであります。

先月開催した分館長会議において、こうした意向や町民運動会を含めた公民館行事の在り方等をお話しさせていただいたところであります。

町民運動会の開催時期や競技内容につきましては、今後開催いたします新役員による分館長や体育部長の会議などにおきまして、これまでの経過やアンケート結果などを再度ご説明させていただく中で、より多くの皆様に参加しやすい開催時期や競技内容等を検討してまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 私からは、ロの高齢者祝賀事業についてお答えいたします。

県が公表しております毎月人口異動調査によりますと、令和5年10月1日現在の町の人口と、75歳以上の高齢者人口を令和元年度とそれぞれ比較いたしますと、この5年間で人口は918人減少し、高齢者人口では184人増加している状況であり、人口に占める高齢者の割合も年々増加しているところであります。

ご質問の高齢者祝賀事業は、町内に居住し、多年にわたり地域社会の進展に尽くされてきた高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を慶祝することを目的に、各地区等が実施主体として祝賀事業を開催し、その経費の一部を町が補助しているものであります。

高齢者祝賀事業を実施した地区数につきましては、令和5年度は16地区が実施しておりますが、その開催時期や内容は様々で、14地区が集まっての祝賀行事の開催ではなく、記念品としてお赤飯やお菓子、日用品などを進呈しているところであります。ほか2地区につきましては、従来どおりの開催として、地区の公民館等に高齢者を招いての祝賀会を行っております。

記念品を贈呈した地区につきましては、新型コロナウイルス感染症が終息しないことを踏まえ、高齢者の方の感染拡大リスクを減らし、感染を予防するため、例年開催している敬老会を中止し、記念品の贈呈としたとのことであります。

贈呈するにあたって、地区の役員等が直接高齢者宅へ訪問しお渡ししたことから、ふだんお会いすることがない方と顔を見ながら言葉を交わすことができた上、健康状態など現状も把握でき、同時に高齢者の方にも喜ばれたため、大変よかったですとお聞きしております。

また、祝賀会を開催した2地区につきましては、昼食だけでなく、地区の方の講演会や演奏会、ゲームなどの催物が披露され、幅広い年齢層による交流が図られたとのことであります。

これまで新型コロナウイルス感染症は、高齢者が重症化しやすいとされていたため、同じ地区で暮らしていても、大勢の方が集まり会話を楽しむなど、一定の時間を共有することが難しい状況でありました。

しかし、今年5月から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられましたので、感染には留意しつつも、徐々にコロナ禍前の事業形態に戻し、地区において本事業を有効的に活用いただき、コミュニティーの結びつきを一層深めていただきたいと考えております。

次に、各地区で行った事業の情報共有についてであります。毎年、年度当初に町内の全区長及び分館長宛てに、高齢者祝賀事業の実施につきまして、文書にて補助金制度の案内と申請書を送付し、周知に努めているところであります。

各地区の事業内容の情報共有につきましては、高齢者の皆さんが楽しむことができ、大勢の方に参加をいただける内容を検討されるのに有効であると考えております。

今後、各地区において実施された事業内容を一覧にするなどして、年度当初の案内文書と一緒に郵送させていただいたり、あるいは区長や分館長の皆さんが集まる会議等で情報提供をさせていただく方法などを考えております。

**6番（宮入君）** 各項目について丁寧な答弁をいただきました。いずれの行事につきましても、今後、実り多き事業であることを祈念するところであります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

**議長（滝沢君）** 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日14日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時21分)



## 1 2 月 1 4 日 本 会 議 再 開 ( 第 4 日 目 )

1. 出席議員 12名
- |       |           |       |             |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 8 番議員 | 星 哲 夫 君     |
| 2 "   | 中 嶋 登 君   | 9 "   | 玉 川 清 史 君   |
| 3 "   | 塚 田 舞 君   | 11 "  | 祢 津 明 子 君   |
| 5 "   | 水 出 康 成 君 | 12 "  | 大 日 向 進 也 君 |
| 6 "   | 宮 入 健 誠 君 | 13 "  | 朝 倉 国 勝 君   |
| 7 "   | 中 村 忠 靖 君 | 14 "  | 大 森 茂 彦 君   |
2. 欠席議員 10 番議員 山 城 峻 一 君
3. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 臼 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和 博 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 財 政 係 長         | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君   |
| 企 画 調 整 係 長     |             |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 1 0 時 0 0 分



## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

(1) 町民の健康と生活を守るためにほか 玉川清史議員

(2) 山林火災について 朝倉国勝議員

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、10番 山城峻一君から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（滝沢君）** 初めに、9番 玉川清史君の質問を許します。

**9番（玉川君）** 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

町民の健康と生活を守る施策について、文化財や展示施設などの活用について、産業道路A01号線の横断者の安全確保についての質問をさせていただきます。

最初の質問です。

#### 1. 町民の健康と生活を守るために

二つお聞きします。

#### イ. 冬季の暖房費高騰対策について

30年以上も実質賃金が上がらず、物価高騰に国民が苦しんでいる中、政府は国民生活に直結し、すぐに効果が期待できると多くの専門家が指摘する消費税減税などの対策を実施する気配もなく、ばらまきとも言える場当たりの政策しかできていません。実施は、来年6月以降の所得税などの定額減税、所得税や住民税非課税世帯7万円給付は、早くても2月か3月になりそうです。今欲しい、今の生活のための助けが必要な国民にとっての政策を取るべきです。支持率の低下が多く国民の失望を物語っているのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を考慮した特別定額給付金など、国や県の支援金が、その政策が様々な名称で続いて行われてはいますが、どれも一時的なもので金額も十分とは言えません。

冬季は暖房費としてほかの季節よりも多くの出費が避けられません。特に低所得の家庭には一層厳しい季節となります。低所得の皆さんがこの冬の寒さを乗り切るために、町として力を

出してほしいと思います。一昨年、令和3年に実施していただいた低所得の皆さんに対する冬季燃料費補助、福祉灯油について、前回よりも増額をしてこの冬にも実施するべきだと考えます。

そこで、1、暖房費への補助をとして町の考えを伺います。

続いて、口のワクチン接種の推進のために。

令和3年の9月議会で取り上げました高齢者肺炎球菌ワクチン接種と、今年6月に同僚議員が取り上げました带状疱疹ワクチン接種への助成制度創設についてお聞きします。高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種については、平成26年度から定期接種となり、町では、2千円の自己負担で接種できるわけですが、基本的には過去に接種したことのない方の定期接種1回目だけが接種費用助成の対象となり、過去に接種した方は自費の方も含めて助成の対象にはなっていません。

接種の対象年齢から外れている方の初回任意接種や、一度接種してもワクチンの効果が弱まると言われているおよそ5年程度を経過し、医師が必要と判断した場合に再接種を希望する場合には、定期接種同様の助成を実施して、肺炎の危険を減らす助けをするべきと考えます。

前回の答弁では、「定期接種となってから比較的日子が浅いため、接種率を見ると、まだ十分に認知されていない」のではないかと。「まずは、現在、定期接種の対象となっている方への周知を行い、接種をしていただくことが必要ではないか」との回答でした。

ある自治体のホームページでは、定期接種となっている肺炎球菌ワクチンの研究では、65歳以上の人に対して、23価肺炎球菌ワクチンの接種により侵襲性肺炎球菌感染症のリスクを約75%減らし、肺炎球菌肺炎のリスクも約50%減らすことが示されている。よって、65歳以上の高齢者全員に接種が勧められていると効果があることが伝えられて、さらに肺炎球菌ワクチンの予防効果の指標は、抗体価だけではないが、初回接種から4年から7年たつと抗体価が大きく下がってしまうので、5年後に2回目の接種をすることが推奨されている。5年後に再接種することで、より長期に効果を持続させることを期待できる。65歳以上の人であれば最低でも1回、可能であれば初回接種から5年以降に2回目の接種をと2回接種を推奨しています。

続いて、带状疱疹ワクチン接種への助成についてですが、6月の同僚議員への答弁では、「带状疱疹のワクチン接種は平成28年から開始された」、「まだ期間が短く、現在もワクチンの有効性等について厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において継続して審議事項とされている」、「町としましては、今後の国の動向を注視して対応してまいりたい」との答弁でした。

ワクチンは、効果も高い代わりに値段も高く、なかなか手が出ません。しかし、発症した場合には、50歳以上で約2割が带状疱疹後神経痛と呼ばれる症状、これが長期に続くことで日

常生活の質の低下など、支障も大きなものがあると聞いています。さらには、かえって医療費の個人負担や保険給付金での負担も大きくなってしまっているのではないのでしょうか。

全国保険医団体連合会では、6月と8月に調査、自治体の助成についてですが、をしています。6月は全国で201自治体、県内が二つ、8月の調査では全国では273、県内が6。私が確認できたのは、この6のうち5自治体だったんですが、確実に早いスピードで助成自治体が増えています。

任意接種への助成で接種率を上げて町民を守る。ぜひ早期に実施をお願いしたい。住民の健康維持のために、ぜひ助成を国を待たずに開始してください。

以上、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種について、その後の接種率の推移について、町の評価と来年度、令和6年度以降の定期接種の対象者について、これも併せて高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種と帯状疱疹ワクチンの接種への助成についてとして、町の考えを伺います。

**議長（滝沢君）** 今、玉川議員から接種率ということで、ちょっと通告していただいていませんので、それは除かせていただきます。

**9番（玉川君）** 接種率についても、なぜ助成が必要なのかという関連だと思って質問させていただきます。

**議長（滝沢君）** 一応、通告外ということで、データとしてちょっと用意できませんので、一応省かせていただきます。

**町長（山村君）** 玉川議員さんから1番目の質問としまして、町民の健康と生活を守るためにというご質問をいただきました。順次お答えします。

近年、平均気温が年々上昇し地球温暖化が進む状況で、今年の夏は県内各地域で月平均気温が観測史上最高を記録した猛暑になり、熱中症の危険性リスクが高く体調の管理には十分な注意が必要なものとなってきました。

この夏の暑さは、農作物にも大きな影響を与え、収穫を迎えた米や野菜、果樹などの品質や収量にも影響を及ぼし、これが食料品等の価格高騰の一因にもつながっているところであります。

気象庁の天候の見通しによりますと、12月からの3か月は寒気の影響が弱いため、平年より平均気温が高く、また、冬型の気圧配置となりにくいため、降雪量は少ない見込みとのことであり、暖冬になる可能性が高いという予想がされております。

しかしながら、県内の真冬の冷え込みは大変厳しく、暖房器具は欠かせない生活用具であり、高騰する電気や灯油、ガスなどの燃料費に係る負担は、少なからず家計に影響を及ぼすところであると考えております。

ご質問のありました暖房費の補助につきましては、令和3年度には、低所得の高齢者世帯やひとり親世帯、障害者手帳を交付されている方の世帯、生活保護法による生活扶助を受けてい

る世帯などの住民税非課税世帯を対象に、経済的負担の軽減を目的とした、1世帯当たり5千円の給付を行ったところであります。

また、昨年度は、町内の登録事業所で利用できる「さかきのお店応援券事業」として、町民全員を対象に1人につき3千円分の商品券を配布して、灯油やガスなどを扱う店舗等でご利用いただくなど、家計における暖房費の軽減にもつながったと考えております。

一方で、令和3年から続く燃料費の高騰は、本年度におきましてもほぼ横ばいの高い水準で推移し、国においては、その燃料費等の物価高騰に対応するため、7月から低所得世帯などを対象に1世帯当たり3万円の支援を行ってきたところであり、物価高の影響が大きい低所得者世帯の経済的負担を減らすことを目的に、給付金による支援を進めているところであります。

ご質問の冬季の暖房費高騰対策の補助についてであります。低所得世帯に対して、町独自で補助を行うことは考えておりませんが、燃料費等の価格高騰が継続している状況から、国において決定した給付金が必要とされる方々に、迅速にお届けできるよう早急に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、口のワクチン接種の推進のためにということで、二つのワクチン接種についてのご質問であります。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチンについてであります。肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25%から40%を占め、特に高齢者で重篤化が見られることから、肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡リスクを軽減させるため、予防接種法上においてインフルエンザと同じB類疾病に指定され、定期接種とされております。

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象となるのは、過去に当該予防接種を受けた方を除く65歳の方、または60歳から64歳の一定程度の障がいをお持ちの方とされ、定期接種として接種が受けられるのは生涯で1回だけとされております。

なお、来年3月末までは、年齢が70歳以上の節目年齢の方などで未接種である場合には、特例的に対象とされているところであります。

定期接種に関しましては、2千円を自己負担していただいておりますが、ワクチンの効果は時間の経過とともに低くなることから、数年後に再度接種が必要とされた場合や定期接種の対象年齢に該当されない方がワクチンを接種される場合においては、いずれも任意接種となり、全額自己負担していただいております。

ご質問の高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種への助成に関しましては、現時点におきましては考えておらず、まずは定期接種の確実な実施が肝要であることから、勧奨通知等により対象者の接種のタイミングを逃さないよう周知に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、带状疱疹ワクチンの任意接種への助成についてであります。带状疱疹は、水膨れを伴う発疹が帯状に出る皮膚の疾患で、子どもの頃にかかった水ぼうそうウイルスが再活性化し、

免疫が低下した際に発症すると言われております。50歳以降に多く発症し、80歳までに3人に1人がかかると言われ、治療が遅れた場合など、重症化すると、治療後も長期間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる場合もあるとされているところであります。

带状疱疹の初期症状とされる神経痛のような痛みや焼けるような痛みのほか、かゆみ、しびれなど带状疱疹を疑う症状を感じた場合には、できるだけ早く医療機関を受診し、治療を開始することが重要である一方、带状疱疹の予防には、食事や睡眠をしっかりとる、適度な運動をする、ストレスを減らすといったことにより免疫力を低下させないことが重要とされております。

带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、国の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会において定期接種化の継続審議事項とされているところであり、県におきましては带状疱疹ワクチンの接種費用の助成制度の創設といった動きも出ているところであります。

町といたしましては、接種費用の助成について、今後の国・県の動向を注視する中で対応について検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

**9番（玉川君）** 回答の中で、福祉灯油についてなんですが、町がやらなくても、国・県のほうから支援が行っているというお答えでした。その金額で十分であるというふうに町はお考えなのでしょうか。これをもう一度質問をさせていただきます。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 再質問についてお答えいたします。今、助成につきまして、金額が十分であるかという質問についてでございますけれども、令和3年度に実施いたしました暖房費の補助につきましては、住民税非課税世帯を対象としたということで、町独自の給付を行ってきました。それ以降につきましても、子育て世帯の生活支援や物価高というところで、緊急支援金として、国や県の財源を活用する中で支援金を給付してきたという経過がございます。

これらの金額につきましては、国や県において、その対象者ですとか給付金額が決められておりますが、ひとり親世帯、高齢者世帯など低所得者世帯を対象といたしまして、世帯当たりの給付のほかに、子育て世帯においては、さらに児童1人当たりについての支援金を行ってきたというところでございます。

先ほど町長からも答弁いたしました。現時点では、町において補助金は考えておりませんが、今後、国や県において決定いたしました経済政策に係る給付金について、町といたしましては、速やかに対応できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** お答えいただきました。国が名前を変えながらいろんな支援金を出していただくんですが、その最前線で事務手続をされる町の皆様のご苦勞は大変なものかと思えます。それについては感謝いたします。

ワクチンについてなんですが、ワクチンの効果は証明されています。あとは接種費用の個人負担です。国が動くには時間がかかります。先ほども通告外と言われましたが、接種率、これ

について、勸奨だけで上がっていれば、それはよろしいかとは思いますが、そこが上がっていないとすれば、そういった助成をするというような方面からも支えると。これは一度かかっちゃうと大変な問題ですので、できるだけ町の力で助成をしていただきたいと思います。国へも要望し、そして助成の早期の実施をもう一度強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

2. 展示施設等について。

イ. 町の展示施設等の活用の状況はとして、二つ伺います。

町には、町などの歴史や文化を語る貴重な品物等を一般に公開展示をしている施設として、格致学校、鉄の展示館、ふるさと歴史館、文化財センターがあります。観光で来られるお客さんや、自分の町をもっと知ってみたいという町民の皆さんが訪れる施設です。

各展示施設のそれぞれの職員体制、展示の特徴、コロナ前、平成30年からの催物、入館者数について、一つ目の質問として伺います。

来場する皆さんは、展示物についての情報はもちろん、展示会に来た思い出として図録、カタログですが、があれば手にされると思います。来場者への感謝の表れとしても、町の心遣いを示すことができると思います。

二つ目の質問として、図録、カタログの作成の状況についてと、今後の企画展示や図録作成の予定はどうか伺います。

次に、ロとして、久保家住宅の活用について伺います。

令和4年の6月議会では、同僚議員の質問に対して、町長から長岡造形大学の宮澤教授に調査を依頼した。そして、文化庁及び県教育委員会が現地調査を行った。町の文化財保護審議会からは、貴重な文化財、建物や建造物であり、保存活用していくことが望ましいとの見解があったという。まずは歴史的建造物の特徴を生かした、特性を生かした旧久保家住宅の利活用の方向性について、びんぐし公園や温泉施設など周辺施設を含めた一体的な利活用を関係機関と協議する中で検討したいという答弁がありました。

その後の進み具合として、残された資料等々と建屋について、現在までどのような調査結果が出ているでしょうか。

以上、1、寄贈された資料等と建屋の活用の見通しはとして伺います。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、2. 展示施設等について、イの町の展示施設等の活用の状況はのご質問のうち、鉄の展示館の職員体制と展示の特徴、利用状況、図録の作成状況についてお答えいたします。

当町は、刀匠の町坂城と言われ、名誉町民第1号である故宮入行平刀匠が昭和38年に国の重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝に認定され、現在では、その伝統を受け継ぐ宮入一門の多くの刀匠が、全国で比類なき活躍をしておられます。

鉄の展示館では、平成14年の開館以来、故宮入行平刀匠の功績を顕彰し、宮入一門の作品

や平安時代以来千年の歴史を持つ名刀の数々を展示するほか、様々な企画展や特別展を開催することにより、鉄の文化の最高峰である日本刀の魅力を発信しております。

まず、鉄の展示館の職員体制であります。展示会の企画・運営、展示内容の解説など、専門的な知識が必要な事項につきましては町学芸員1名が担当し、受付・案内や日常の管理、広報、展示会補助、商品の販売等は株式会社まちづくり坂城に委託して、常時2名が従事しております。

また、展示の特徴としましては、古刀から現代刀に至る名刀の展示を基本として、総合的工芸品である日本刀の世界及び日本刀文化について理解を深めていただくため、「新作日本刀 研磨 外装 刀職技術展覧会」を毎年開催するほか、伝統ある「お守り刀展覧会」や大河ドラマに合わせた企画展、流行に合わせた特別展、町の文化・芸術に関わる企画展等を随時開催しております。

あわせて、直接日本刀に触れ、感動し、日本刀を身近に感じてもらう機会をつくるため、刀を手にとって鑑賞する体験や、刀の手入れ体験、初心者のための刀剣講座などのイベントを開催するほか、刀匠自ら日本刀の説明や展示品の開設をしていただくギャラリートークなどを開催し、多くの方に日本刀の魅力を楽しんでいただけるよう工夫を凝らしているところであります。

次に、平成30年度からの利用状況であります。平成30年度におきましては、「春季收藏品展～西郷隆盛が駆けた時代の日本刀～」、「第9回新作日本刀展覧会」、「第13回お守り刀展覧会」、「秋季收藏品展～新刀に注目して～」、特別展「男谷燕斎の書」、「第4回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数は8,181人でありました。

また、令和元年度には、「昭和の名刀展～1964年東京オリンピックの頃の名刀～」、「第10回新作日本刀展覧会」、「拵・刀装具の美 高山一之の世界展」、「平成の名刀・名工展」、「第5回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数が8,518人。

令和2年度が、「知将！光秀の頃の日本刀と武者絵展」、「邪滅の刀～破邪の願いを込めて～」、「お守り刀特別展～願いを込めて～」、「軍刀とサーベル展」、「第6回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数が5,278人。

令和3年度が「渋沢栄一の頃の日本刀展」、「第11回新作日本刀展覧会」、「天華百剣と名刀写し展」、「高倉健さん生誕90周年記念展」、「第7回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数が6,088人。

令和4年度が、「鎌倉時代の日本刀展」、「第12回新作日本刀展覧会」、「二次元VS日本刀展」、「宮入行平生誕110周年記念展」、「第8回坂城のお雛さま」を開催し、入館者数は7,645人という状況でございました。

なお、令和5年度は、「どうしよう家康の頃の日本刀展」、「第13回新作日本刀展覧会」、

「第16回お守り刀展覧会」を開催し、現在、「魅惑の備前刀展」を開催中であります。

来年2月7日からは「第9回坂城のお雛さま」を開催する計画となっており、11月末現在での入館者数は4,035人となっております。

続きまして、展示品の図録の作成状況についてお答えいたします。

「新作日本刀展覧会」の図録は、公益財団法人日本刀文化振興協会、また、「お守り刀展覧会」の図録は、一般社団法人全日本刀匠会が作成し、鉄の展示館においても販売をしております。

そのほかの企画展等においては、以前、町単独で図録を作成した経過はありますが、現在は、図録作成に係る費用と手間、必ずしも多くの方が購入するわけではない状況を考慮し、図録を作成していない状況であります。

また、今後の企画展示の予定につきましては、今月8日に開催した鉄の展示館懇話会において、有識者等の皆様のご意見を頂戴し、令和6年度は企画展「刀身彫刻に注目!」、「第14回新作日本刀展覧会」、「用の美～能装束展～」、「宮入行平一門展」、「第10回坂城のお雛さま」を開催する方針としております。

また、図録作成の予定につきましては、今後も、「新作日本刀展覧会」は日本刀文化振興協会が作成し、「お守り刀展覧会」は全日本刀匠会が作成する予定であり、その他の展示会について、町単独での作成は予定しておりません。

今後も、刀匠の町坂城として、世界に誇る日本刀文化の魅力を発信し続け、刀剣美術を中心に多くの皆様にお楽しみいただける展示会を開催できるよう努めてまいりたいと考えております。

**教育文化課長（長崎さん）** 2. 展示施設等について、イの町の展示施設等の活用状況はのご質問のうち、教育委員会所管の施設についてと、ロの久保家住宅のご質問に順次お答えいたします。

初めに、展示施設等の活用状況といたしまして、格致学校歴史民俗資料館について申し上げますと、格致学校は、明治11年に建築され、正面入り口やガラス窓などに洋風の形式が採用され、屋根やしっくい壁の外壁は日本伝統の様式も取り入れた洋風校舎で、昭和51年に県宝に指定され、昭和58年に現在の場所に移築復元し、歴史民俗資料館として開館したものでございます。

まず、職員体制といたしましては、受付や案内、日常の管理などは図書館の職員4名が行い、専門的な展示物の解説などは町学芸員3名が対応しております。

展示の特徴といたしましては、明治初期の擬洋風な校舎を利用して、当時の教室の様子を復元し、戦前の教科書類を中心に教材を展示しており、町文化祭と同時開催の図書館まつりに併せ、格致学校の2階においてミニ企画展を開催しております。



次に、平成30年度からの利用状況と企画展の内容といたしましては、平成30年度の入館者数は271名、ミニ企画展として「力士雷電のゆかりの地パネル展」を開催し、令和元年度は145名、ミニ企画展として「男谷燕斎ゆかりの地パネル展」を開催いたしました。

令和2年度は141名で、この年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ミニ企画展は開催いたしませんでした。

令和3年度は229名、ミニ企画展として「格致学校卒業生に聞く校舎の思い出」を開催し、令和4年度は177名、ミニ企画展として「坂城の水防 江戸明治」を開催いたしました。

なお、今年度の入館者数は11月末時点で159名で、ミニ企画展として「坂城の民具」を開催いたしました。

次に、坂木宿ふるさと歴史館についてお答えいたします。坂木宿ふるさと歴史館は、昭和4年に建築された木造3階建ての日本家屋で、平成13年に町に寄贈され、平成17年から坂木宿ふるさと歴史館として開館したものでございます。

職員体制につきましては、受付や案内、日常の管理などをステキさかき観光協会に委託し、常時1名が従事し、展示物の専門的な解説などにつきましては、町学芸員が対応しております。

展示の特徴といたしましては、昭和初期に建設された近代和風建築を利用して、村上義清をはじめとする信濃村上氏の歴史、北国街道坂木宿の様子、江戸時代後期に流行した日本独自の数学である和算に関わる展示を行っております。

展示につきましては常設を基本とし、新たな史実が明らかとなった場合は、その都度追加をしており、例年春には、企画展として「坂城のお雛さま」と題し、ひな人形の展示を鉄の展示館などと合同で開催しております。

また、入り口の入母屋造りの長屋門は、坂木宿本陣があった当時のもので、平成16年に町の文化財に指定し、現在は、門の内部に町内で収集した民具の展示をしております。

利用状況につきましては、平成30年度の入館者数は3,312名、令和元年度は3,355名、令和2年度は2,375名、令和3年度は2,401名、令和4年度は2,781名、令和5年度は11月末時点で1,258名でございます。

次に、文化財センターでございますが、文化財センターは、貴重な文化財を後世に伝えていくため、埋蔵文化財の発掘調査や出土品の整理、古文書や民具などの収集や保管を行う事務所として、平成19年に中之条から現在の場所に移転したもので、平成20年からは、町内の遺跡から出土した土器などの公開展示を行っております。

職員体制につきましては、文化財センターは文化財系の事務所も兼ねておりますので、町学芸員2名が常駐し、事務作業や受付業務、日常の管理、展示物の解説などを行っております。

展示の特徴といたしましては、南条の青木下遺跡で出土した土器が主なもので、青木下遺跡は、古墳時代後期の土器などが環状・サークル状に並べられた祭祀遺跡であることから、出土

した環状に復元し展示しております。

また、展示は常設を基本としておりますが、ふるさと歴史館や鉄の展示館とともに、春の企画展として「坂城のお雛さま」を開催しております。

利用状況につきましては、平成30年度の入館者数は177名、令和元年度は194名、令和2年度は129名、令和3年度は102名、令和4年度は122名、令和5年度は11月末時点で90名でございます。

次に、各施設の今後の企画展示や図録作成についてのご質問ですが、企画展につきましては、今後も引き続きふるさと歴史館と文化財センターにおいては、例年開催しております春の企画展の「坂城のお雛さま」を鉄の展示館と合同で開催し、格致学校の企画展につきましては、文化財センターなどで所蔵している文化財等の展示を図書館まつりと併せて開催してまいりたいと考えております。

また、展示品の図録につきましては、過去の企画及び常設展いずれにおきましても、図録等の作成は行っておりません。

教育委員会所管の展示施設は、常設展示を基本としており、施設案内のパンフレットなどにおいて主な展示物の紹介も行っておりますので、図録といった形は取っておりませんが、今後についても、このパンフレット等により展示物の紹介を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、口の久保家住宅の活用についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度に町へご寄附いただきました旧久保家住宅は、母屋が天明8年、1788年に建築された切り妻造り、瓦ぶきの建物で、長屋門や土蔵は慶応3年、1867年以前の建物と推定されており、母屋などの建物には、後に行われた養蚕による改造が加わっておりますが、土蔵などの附属建屋は改造が少なく、建築当初の姿が残されており、かねてより歴史的な建造物として文化財的価値が高い貴重な建造物であるとされておりました。

この旧久保家住宅の保存、活用を検討するにあたり、専門的な見地から、先月、信州大学工学部建築学科の教授及び准教授のお二方に現地を確認していただき、文化財的価値に係る評価をしていただきました。

評価といたしましては、母屋だけではなく屋敷構え全体がよく残されており、文化財的価値は非常に高く、より詳細な調査が必要であるとの所見をいただきました。

この報告を受け、町では、今後3年ほどをかけ、耐震も含めた詳細な建物調査を行ってまいりたいと考えているところであります。

一方において、文化財に指定されますと、文化財的価値の保存・維持が求められ、新たな活用に向け建物を改築することなどについては制約を受けることとなり、利活用の幅が狭くなってまいります。

これらのことを踏まえて、段階的な文化財指定の申請に向け、関係機関等と連携し、歴史的

建造物の特性を生かした旧久保家住宅の活用の方向性について検討してまいりたいと考えております。

また、建造物と一緒に寄附を受けました「久保家内伝」や「家相図」、「地方文書」、村名主としての文章などにつきましたの古文書は、総数6千点余りありますが、現在公開ができるよう、文化財センターで整理作業を進めているところでございます。

**9番（玉川君）** 各課から詳細な回答をいただきました。その中で、すみません、一つ聞き落としたのかと思うんですが、ふるさと歴史館の学芸員さんの人数、これは1名でよろしいですか。何名。

それと、今度もう一つ、二つ、再質なんですが、併せてさせていただきます。鉄の展示館については、かなり活発に活動をされています。各施設の入場者数も、コロナの影響はあるものの、1千人以上とかね、かなり多くの皆さんが訪れていることがわかりました。そんな中で、かなりの活動も活発にやられているわけで、各施設の職員の皆さんの人数、これについては不足がないのか。それと、鉄の展示館だけは所管課が違うということで、イベントを行う上での連携等で問題はないかということが一つ。

さらに、展示施設を訪ねる側からすると、1回、1日行けば多くの施設が回れるほうがありがたいと思いますので、開館日について、文化財センターだけが休日の閉館となっていますが、この文化財センターの展示物をほかの施設で見ることができるようにするか、開館日を合わせることができるでしょうか。

以上、再質としてお聞きをいたします。

**教育文化課長（長崎さん）** 再質問に順次お答えいたします。

まず、坂木宿ふるさと歴史館の学芸員につきましては、現在、町の学芸員3名が対応しております。

施設ごとの職員数についてのご質問ですけれども、格致学校は、施設管理などについては町の図書館職員が行っており、また、ふるさと歴史館につきましては、受付業務をステキさかき観光協会に、鉄の展示館は株式会社まちづくり坂城に委託しており、また、文化財センターは文化財系の職員が常駐をしております。

また、今年度学芸員を1名増員し、3名が各施設の展示などにも携わっており、施設管理、運営等につきましては、各施設とも適切に行われており、不足はないものと考えております。

また、各施設の所管につきましては、鉄の展示館が商工農林課、ほかの展示施設につきましては、教育文化課でございますけれども、鉄の展示館の学芸員が教育文化課の学芸員を兼ねておりますので、それぞれの施設ともに連携が図られているものと考えております。

次に、文化財センターの開館日などに係るご質問ですけれども、文化財センターは、先ほども申し上げましたが、青木下遺跡などの展示を目的とする施設といった側面もございまして、

貴重な文化財を後世に伝えていくための文化財の整理、管理、保管を行う事務所でもありますので、現段階では、学芸員の勤務体制に合わせた開館を行ってまいりたいと考えております。

また、文化財センターで保管している文化財などの展示につきましては、格致学校のミニ企画展において、令和4年度は水防の歴史に関心を持ってもらえるよう、「坂城の水防」と題して、年代が異なる千曲川絵図や水害の記録などの古文書を展示し、今年度は、江戸から昭和までの生活用具から町の歴史に触れてもらうため、「坂城の民具」として、生活道具などを展示するなど、これまでもミニ企画展のテーマを定めて古文書などの文化財を公開するように努めております。

今後も引き続き、貴重な文化財などを多くの皆さんに見ていただき、地域の歴史と理解を深めていただけるよう、機会を捉えて展示をしてまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** 今後のですね、展示計画や図録については、以前行われましたエヴァンゲリオンや小松美羽さんの展示などのような幅広い、刀だけでない、幅広い市民の皆さんにも来ていただけるような企画、そして、坂城町出土の文化財については、町内各地の出土品など、町外の博物館にも所蔵されている貴重なものがあるようです。こういった出土品が里帰りみたいな形ですね、町民の皆さんに身近に見ていただけるような積極的な展示もお願いしたいと思っております。

久保家についてですが、先日も同僚議員がおっしゃっていましたが、委員会で視察に行かせていただきました。その先で、古民家を利用した地域の活性化に取り組んでいる事例を視察させていただきました。集客のために地域全体を利用する計画で始まったそうです。現在の利用状況は、主に女性のグループの横のつながり、これで町内外から利用が活発に行われているというお話でした。

村上地区でも温泉施設や公園など地域の特徴を生かして、久保邸については、中心となる施設として広く意見を聞くと思いますが、多くの女性にも参加いただきながら有効活用を検討していくように要望をさせていただきます。

最後の質問になります。

### 3. 通勤通学者の安全確保を

イ. A01号線の横断者の安全確保をとして伺います。産業道路A01号線の谷川に架かる若草橋付近、まだ工事は完了はしていませんが、拡幅後の形がほぼ見えてきています。この場所については、谷川上流にお住まいの皆さんが、テクノさかき駅への通勤通学路として利用しており、工事以前から安全に横断できるようにとの要望も上がっている箇所であります。

横断歩道については、この新設については、文化センターへの新設要望時に何度も町の答弁や説明を受けております。一番の問題は、既にある近くの横断歩道との間隔と待避所というのは理解しておりますが、拡幅の完了が迫り、道路幅が広がったこと、そして自然と通行する車

両の速度も速くなっていると皆さん感じておられるようで、最近では横断歩道新設について要望が多くなっていると感じます。

多くの通勤通学者が利用する若草橋付近に横断歩道設置の考えはとして、改めて町の考えをお聞きします。

**住民環境課長（山下君）** 3. 通勤通学者の安全確保をのご質問にお答えいたします。

ご質問のごさいましたA01号線の若草橋付近につきましては、若草橋交差点北から大口交差点北側までの酒玉工区として、平成25年に拡幅工事に着工し、令和4年度に酒玉工区の拡幅工事が完了しており、その間に工区内にあります若草橋の架け替え工事についても完了しております。

若草橋の交差点につきましては、南北に延びるA01号線、産業道路と谷川沿いに東西に延びるA04号線が交差する十字路となっております。

横断歩道を設置する条件として、千曲警察署では、歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所があることや、隣接する横断歩道との距離が原則として200メートル以上離れていることが挙げられております。

現地の状況を見ますと、A01号線若草橋北側200メートル以内に横断歩道が設置されているところであり、また、若草橋の交差点につきましては、現状でA01号線東側に既に横断歩道が設置されており、A01号線を東西に横断する横断歩道を設置することとなりますと、1交差点の中に2方向の横断歩道が存在することとなり、千曲警察署においては、その場合には、信号機の設置が望ましいとされているところでもあります。

信号機の設置につきましても、様々な条件がございますが、その中の一つに、自動車が安全に擦れ違うために必要な道路幅員が確保されていることとあり、双方向に十分な道路の幅員が必要となりますが、現状においては、十分な道路幅員の確保が非常に難しい場所があり、信号機の設置は困難であるため、若草橋交差点の東西に横断歩道の設置も、非常に困難であると考えております。

こうした状況でございますので、若草橋周辺のA01号線の横断歩道設置につきましては、若草橋の交差点ではなく、北側の横断歩道から十分な距離を取ることができ、A01号線のみの一方向の横断歩道の設置が可能であると考えているところであり、かつ十分な安全を確保できる場所につきましては、横断歩道の設置を協議検討してまいりたいと考えております。

**9番（玉川君）** やはり、警察が判断することということで、町が頑張っやっちゃうということとはできないというのは理解をするわけですが、その上で、今、課長が、ちょっと場所はずれるかもしれないけれども検討していくというふうにお答えいただいたのは、大変ありがたいと思います。

それですすね、調べてみますと、これから広がるわけで待避、滞留所ですか、については確

保ができると。問題は既存の横断歩道との間隔、200メートルとおっしゃっていましたが、これについてですが、警察庁の交通規制基準の改正についての通達を見ました。ここには、通学や高齢者、障がい者の横断がある場合は短縮できると、距離を短くすることができるということが載っています。文化センターのところについても、恐らくそういう理由で許可が出たのではないかと思います。地元の要望であることを示しながらですね、どのような方が横断するかということも明確にして、地元と協議をしながら警察へのできるだけ早い設置の要請を進めていっていただきたい。同時に、先ほども言いましたが、皆さんへの説明、これも十分に、納得していただけるような場所になるように希望をしまして、以上で自分の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（滝沢君）** ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

次に、13番 朝倉国勝君の質問を許します。

**13番（朝倉君）** ただいま、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、4月6日に発生いたしました上平地区にある産廃施設から失火した大規模の火災についての質問でございます。

火災の経過につきましては、当日、アルバイト従業員が昼食の包装容器を燃やし、その焚火の不始末が火元になりまして、一時保管している解体木材に延焼し、初期消火ができないために、9日間にわたって甚大な被害を発生し、地域や全国にわたって刻々と被害の状況の情報が流され、多くの皆様からご心配をいただく大災害となったことは、ご案内のとおりでございます。

この産廃施設では、過去3回、または4回と言う地元の方がおりますが、同様の火災を引き起こし、地元では、このように管理能力のない企業にはこの場所から撤退を強く求めたい。これが上平区民の偽らざる総意と考えているところでございます。

また、今回の長期にわたる火災に対して、消火活動に従事されました町の消防団、常設消防、隣県の防災ヘリ、県の防災ヘリをはじめ地元地区の皆さん、そしてまた地元企業の方々をはじめ関係機関の皆さんの懸命な消火活動によって、この程度の火災で終了しましたことを本当に感謝して、この場をお借りして敬意を申し上げたいと思うところでございます。

火災から約半年が経過をいたしまして、火災の詳細について、現場の調査や被害を受けた山林所有者との調整、さらには上部機関との今後の再生についての協議が開始をされまして、一定の方向ができつつある時期と考えます。火災での被災地の被害状況、あるいは被災地の再生についてお伺いをいたしたいと思っております。

イとして被災地の状況について。

一つ、保安林、普通林の区別被災面積はどのくらいですか。

一つ、被災地の山林保有地権者は何名がいらっしゃいますか。

一つ、被災地の樹種別面積と被災木の推定年齢はどのくらいでしょうか。

ロとして被災地の再生について。

被災地の再生についての考え方はどのようにお考えでしょうか。

一つ、被災地の保安林、普通林について、再生計画の中では被災前と大幅な変更があるのでしょうか。

一つ、再生にあたり、被災地主との調整はどこまで進んでおるのでしょうか。

一つ、再生にあたっての樹種は、被災前と大幅な変更はあるのでしょうか。

一つ、再生にあたり、予算の確保はどのように考えているのか。また、事業の主体はどこなのか。

一つ、再生事業の完了はいつ頃を考えているのか。

一つ、被災地は急峻な場所であります。岩石の崩落や土砂の流出の可能性を秘めております。再生にあたりましては、現場の状況を十二分に把握する中で、工期のできるだけの短縮が必要と考えます。この対応はどのようにお考えでしょうか。

以上、山林火災の状況・再生についてお伺いいたします。

ハといたしましては、今後の対応についてお伺いいたします。

失火の特定はできたのか。産廃施設はどのような指定がなされ、許認可、管理指揮は県か町か。また、今までこの産廃施設に誰がどのように指示、管理をしていたのかお伺いいたします。

当該施設については、地元では早期の撤退を希望していますが、今後どうなるのか。

一つ、被災地には残骸が大量に残っております。この処理について、どのような指示を誰が指示をして対応するのか。

一つ、火災後の当該施設について、行政として今後の関わり方について、県、町の分担をどのように考えているのか。

以上、今後の対応について、県、町の役割分担と管理、監督についてお伺いをいたしたいと思えます。

**町長（山村君）** ただいま朝倉議員さんから山林火災についてご質問いただきました。私からは、ロの被災地の再生についてと、ハの今後の対応についてお答え申し上げまして、イの質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

今お話がありました、今年の4月6日、午前11時30分に上平小野沢地区の産業廃棄物処理業者の産業廃棄物一時置場にて発生した火災は、その後、北側の山林に延焼し、大規模な林野火災へと拡大いたしました。

消火作業は夜間の巡視など夜を徹して行われ、千曲坂城消防本部をはじめ、県消防相互応援隊や県消防防災航空隊、町消防団の懸命な消火活動により、林野火災につきましては、4月8日9時40分に鎮圧となり、同日12時21分に鎮火いたしました。

一方、産廃施設の火災につきましては、その後も延焼を続け、千曲坂城消防本部の消火活動により、4月13日に鎮圧となり、翌日の4月14日ようやく鎮火に至ったところであります。

一連の消火活動に際しましては、消防署、消防団はもとより、隣接する事業所や地元の皆様に多大なるご協力いただきましたことに、改めて深く感謝申し上げるところであります。

初めに、口の被災地の再生についてのご質問であります。林野火災の被害に遭った山林につきましては、延焼範囲における被害状況調査が終わり、焼損面積や損害額等について、県を經由して林野庁へ報告しているほか、地元区や山林所有者に対しても説明会を開催して、ご説明してきているところであります。

被災した山林の今後の再生につきましては、山林所有者の意向が重要になりますので、今後どのような山林に再生していくのか、説明会等で意向をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

今回の延焼範囲にある山林につきましては、区有林を含む民有林であり、そのうちおおむね半分は保安林に指定されている山林であります。

既に保安林に指定されている山林につきましては、県の管理となりますので、県の指導の下、山林所有者の意向を確認する中で再生を進めていくこととなります。

その他の普通林につきましては、焼損した山林の状況を調査し、今後土砂流出や山腹崩壊等が懸念される場合には、山林所有者に状況を説明し、保安林の指定に向けて県とも協議してまいりたいと考えておりますが、保安林に指定された場合には、県において治山事業により、再生を図っていくこととなります。

被災地主さんとの調整につきましては、適宜説明会を開催する中で、情報提供や意向確認などを行っているところでありますが、今月20日には県の担当者にもご出席いただき、被災した山林の再生に向けた説明会を開催する予定であります。

山林の再生に向けた樹種等については、今後開催していく説明会などを通じて確認していきたいと考えておりますが、山林所有者の意向によっては、被災前の樹種から変わることもあるかと考えております。

山林の再生に向けた事業主体につきましては、保安林については県の管理でありますので、県が事業主体となり、県の予算において対策を実施していくこととなります。

一方、普通林につきましては、個々での対策が困難なことから、町が事業主体となり、造林に係る補助事業などを活用して、町予算により山林の再生を図っていききたいと考えているとこ



ろであります。現在、焼損木の多くを占めるアカマツ林では枯れた木が多数見られ、そこを原因として、松くい虫被害が拡大していくことが懸念されているところであります。まずは伐倒駆除等の対策について、山林所有者に説明をする中で、実施の検討を進めてまいりたいと考えております。

再生事業の完了につきましては、山林所有者と再生に向けた計画づくりを進めているところでありますので、何年後の完了ということは申し上げられませんが、元のような山林に戻るまでには、ある程度の時間を要するものと思われまます。

被災地の状態にもよりますが、焼損範囲のおおむね半分は、土砂流出防備の保安林でありますので、今後も県と連携し、慎重に調査を進めていくとともに、再生に向けた工法を検討し、山林所有者の協力もいただく中で、早期再生に向けて進めてまいりたいと考えております。

続いて、ハの火災発生の今後の対応についてのご質問であります。失火の原因につきましては、先ほどもお話がありましたが、上平の産業廃棄物一時置場を管理する事業所の従業員が、北側上段に置いてあった解体された浴槽を使い、弁当などの空き容器の入ったごみ袋を焼却し、消火を確認せずその場を離れたため、強風により産業廃棄物と管理小屋へ延焼し、さらに北側の山林へと飛び火したことで延焼が拡大したものとされております。

火災の火元となった場所は、解体業を営む事業所が自社で処理した解体物を保管している場所であり、これらの保管物は産業廃棄物として扱われており、産業廃棄物の収集運搬には産業廃棄物収集運搬業の許可が必要であり、この許可及び監督機関は長野県とされております。

出火元となった事業所は、こうした県の許可を受けていたところであり、許可及び監督の管轄となる長野地域振興局環境廃棄物対策課が搬入搬出作業の際、産業廃棄物が適正に扱われているかの立会いを定期的に行ってきたところでありまます。

現在は一時置場にある火災の残火物や産廃の処理のため搬出作業のみ行っておりますが、この搬出につきましても、県の立会いの下、行われているとお聞きしております。

また、火災後についても、幾度となく現地調査が行われており、長野地域振興局から事業者に対し、火災の残火物について、全量撤去を適正に処理すること、撤去完了まで残火物を飛散等させないことなどについて、文書にて指示が出されたところでありまます。

当該施設につきましては、一時置場に大量に残された火災の残火物と産業廃棄物を運び出し、適正に処理する中で、一時置場から全ての残火物と産業廃棄物を撤去することが望まれますが、現状は大量の残火物と産業廃棄物が残っており、産廃処理の経費も大幅にかかることが見込まれ、処理についても長期化することが見込まれることから、町としましても、事業者に対し残火物処理計画の作成をお願いしているところであります。

また、当該施設に関しましては、平成21年に地元地域が村上地区環境保全協議会を立ち上げ、当該地域の優良な環境の保全を図ることを目的に、県も協議会に加わり、事業所と協定を

結ぶとともに、業務について定期的に立会いを行っているほか、事業所とも協議を行うなど、地域として管理監督に努めていただいていたところでもあります。

今後におきましても、県については許可に基づき、産業廃棄物の適正な処理・搬出に関して管理監督していく一方で、町といたしましては、県の許可の下、状況確認等を行っていくとともに、関係機関及び地元協議会等と連携する中で、残火物等の早期処理に向けて努めてまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** 私からは、イの被災地の状況はについてお答えいたします。

本年4月に上平地区で発生しました林野火災における焼損面積は、全体で約13.9ヘクタールであり、そのうち県の土砂流出防備保安林に指定されている保安林は約6.4ヘクタール、そのほかの普通林は約7.5ヘクタールであります。

焼損範囲における山林の所有者数につきましては、航空写真や公図などからの推定となりますが、上平区の区有林を含む29名であります。

焼損範囲の樹種につきましては、アカマツや杉、ヒノキといった針葉樹が大半を占めていますが、一部は広葉樹も植生している状況であります。

樹種別の焼損面積を申し上げますと、アカマツが全体の半分以上の約8.9ヘクタール、次に杉、ヒノキが約2.8ヘクタール、ナラやクヌギなどの広葉樹が合わせて約2.2ヘクタールといった状況であります。

また、アカマツは普通林、保安林を問わず広い範囲で植生しておりましたが、杉やヒノキはおおむね保安林内での植生といった状況でありました。

焼損木の年輪につきましては、調査結果からアカマツは38年生から93年生と幅広い樹齢でありましたが、そのうち60年生以上が大半を占めておりましたので、その当時に植樹された人工のアカマツ林であることが推測されるところであります。

また、杉とヒノキにつきましては、31年生と37年生が大半でありましたので、こちらも、それぞれの時期に植樹された人工林であることが推測されます。

一方、ナラやクヌギなどの広葉樹の多くは60年生以上でありましたが、点在している点などを考慮すると天然林であるものと思われれます。

同じエリアに植生していても、樹種ごとに火災による損傷の度合いが異なっており、それぞれ熱への耐性の違いも見受けられましたので、今後、山林の再生を進めるにあたっては樹種ごとの特性なども考慮し、山林所有者の意向も確認しながら再生に向けた計画を策定してまいりたいと考えております。

**13番（朝倉君）** ただいま町長、担当課長から回答をいただきました。再質問をさせていただきたいと思っております。ただいま、担当課長のほうから焼失した樹種の種類あるいは面積、年輪等の回答をいただいたわけですが、焼失面積の中で、いわゆる時間を経過しないと、今

は生きているけれども、春になってみると死んでしまうというような、山林火災の場合というのは、おいおいそういう現象があるわけでございます。

そんな中で、グレーゾーンに存在する、要は時間がたって、来年、令和6年の春を越さないで焼失面積というのは正確に出てこないというふうに私は判断するわけですが、その辺のグレーゾーンに存在する樹木についてはですね、この焼失面積の中にどのように反映されているのかお聞きをしたいと思います。

それから二つ目でございますが、火災の発生した施設では、今回を含めて、先ほども私が申し上げましたけれども、3回ないし4回大きな火災を発生させているわけでございます。今は一時保管場所の産廃施設というようなことでございますけれども、数年前までは焼却ができる産廃施設であったというふうに思うんです。

そういうことからしますと、私は、今回の火災でも非常に水利の問題で苦慮されて、消火活動されたという経過があるわけです。水利は、企業の横にある沢、いわゆる福沢川の沢の水しかないんですね。そのようなところに、このような産廃施設を許可しているということになると、何か初期消火のときの設備がないということは、問題なような気がするわけでございます。

そういうようなことからして、今回、仮に初期消火の設備があればこのような大きな火災にいかなくて、もっと小さな火災で済んだというような感じもするわけですが、そのようなことから、この産廃施設の中には初期消火設備が具備されていたのかどうか、またそういう指導が県からされていたのかどうかお聞きしたいと思います。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

焼損木の状態判断に関するご質問でございますけれども、林野火災による被害調査を行う中では、ご指摘のとおり、時間が経過してから枯死するものもあると考えられますので、調査の際には、現状で枯死木と判断される被害木に併せて、焼損はしているものの、まだ枯死していない被害木についても、現況や樹種などを考慮しながら被害木としてカウントをしているものもでございます。

今回の山林火災における焼損面積につきましては、被害のあった山林を林小班ごとに重度、中程度、軽度の3種類により被害度を推定しまして、林小班面積にその被害度の割合を乗じたものを焼損面積として算出しているところでございます。

**住民環境課長（山下君）** 再質問二つ目の火災発生した施設の消火設備について、再質問にお答えいたします。

当該火災発生施設につきましては、燃焼施設としての焼却炉を有しておりましたが、焼却炉の老朽化に伴い焼却処理を中止し、産業廃棄物の焼却処理の許可は取り消されております。

また、当該施設は産業廃棄物の一時置場であり、防火耐火物がありませんので消防法での消火栓の設置義務は生じませんが、燃焼施設を保有していたために、旧焼却炉付近に池を造り、

水路を確保してございました。消防本部が消火活動を行った際には、こちらの池の水利も利用して消火活動を行っております。

今回の火災におきましては、近くに水利があったのですが、この水利をうまく活用できなかったために初期消火が遅れたものと考えております。

今後においては、建築物のあるなしに関わらず、火気の取扱いには十分注意を払うとともに、万が一の事態に備え、消火準備は怠らないように努めていただきますよう周知してまいりたいと考えております。

**13番（朝倉君）** ただいま担当課長のほうから回答をいただきました。今回の一般質問は、4月6日に発生をしました山林火災について、被災の内容、再生及び今後の対応について質問させていただきました。私どもの日常生活を行う中では、産業廃棄物の発生を皆無にすることは事実上不可能であり、産廃処理をする事業者は、規程を守って活動していただくことは、また、地域との共生が図れているならば必要不可欠なものと考えるところでございます。このような認識の中から、今般の火災は大変遺憾な事故であると考えます。被災された地権者にはこの場をお借りしてお見舞いを申し上げる次第でございます。

再生にあたりましては、町長、担当課長の答弁の中で、大変いろいろ難しい問題等も存在するわけでございますが、現在、担当課の関係者の皆様には大変なご努力をいただいております。この場を借りて感謝を申し上げたいというふうに考えておるところでございます。

また、再生事業にもですね、先ほど町長からもお話がありましたとおり、予算確保という問題も大きな課題でございますので、時間がかかることは承知をしておりますけれども、場所がご案内のとおり急峻な場所でございます。二次災害が発生しないように、さらなる努力をこの場からもお願いして、一日も早く事業が完了するよう重ねてお願いを申し上げたいと存じるところでございます。

一方、施設の今後の対応につきましては、担当課の答弁にもありましたとおり、県との連携が不可欠であると考えます。当該施設は、いずれにしても当町に存在をするものでありますので、残務整理にあたりましては、町としても大変ご多忙の中ではあると考えますが、できる限り関わりを持っていただいて、禍根の残らないような処理をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

**議長（滝沢君）** 以上で、通告のありました9名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから17日までの間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいまから17日までの間は、委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月18日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時38分)

## 1 2 月 1 8 日 本 会 議 再 開 ( 第 5 日 目 )

1. 出席議員 13名
- |       |           |       |             |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君   |
| 2 〃   | 中 嶋 登 君   | 10 〃  | 山 城 峻 一 君   |
| 3 〃   | 塚 田 舞 君   | 11 〃  | 祢 津 明 子 君   |
| 5 〃   | 水 出 康 成 君 | 12 〃  | 大 日 向 進 也 君 |
| 6 〃   | 宮 入 健 誠 君 | 13 〃  | 朝 倉 国 勝 君   |
| 7 〃   | 中 村 忠 靖 君 | 14 〃  | 大 森 茂 彦 君   |
| 8 〃   | 星 哲 夫 君   |       |             |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 町 長             | 山 村 弘 君     |
| 副 町 長           | 白 井 洋 一 君   |
| 教 育 長           | 塚 田 常 昭 君   |
| 総 務 課 長         | 関 貞 巳 君     |
| 企 画 政 策 課 長     | 伊 達 博 巳 君   |
| 会 計 管 理 者       | 大 橋 勉 君     |
| 住 民 環 境 課 長     | 山 下 昌 律 君   |
| 福 祉 健 康 課 長     | 鳴 海 聡 子 君   |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 内 祐 一 君   |
| 建 設 課 長         | 堀 内 弘 達 君   |
| 教 育 文 化 課 長     | 長 崎 麻 子 君   |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 細 田 美 香 君   |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 下 幸 二 君   |
| 総 務 係 長         | 宮 嶋 和 博 君   |
| 総 務 課 長 補 佐     | 宮 下 佑 耶 君   |
| 財 政 係 長         | 竹 内 優 子 君   |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 橋 本 直 紀 君   |
| 企 画 調 整 係 長     |             |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |             |
| 子 ども 支 援 室 長    |             |
4. 職務のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記     | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

## 6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第58号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第59号 坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第60号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第61号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第62号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について

第 7 議案第63号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について

第 8 議案第64号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第 9 議案第65号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第10 議案第66号 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

追加第 1 千曲衛生施設組合議会議員の改選について

追加第 2 特別委員の選任について

追加第 3 議案第67号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 4 議案第68号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加第 5 議案第69号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について

追加第 6 議案第70号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

追加第 7 閉会中の委員会継続審査申し出について

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（滝沢君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

◎日程第1「請願・陳情について」

**議長（滝沢君）** 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書」

「質疑、討論なく（委員長報告不採択、電子採決、賛成少数により）不採択」

---

「陳情第2号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」

「質疑、討論なく（委員長報告不採択、電子採決、賛成少数により）不採択」

---

**議長（滝沢君）** 日程第2「議案第58号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月5日の会議において、提案理由の説明を終えております。

---

◎日程第2「議案第58号 坂城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第3「議案第59号 坂城町奨学基金の設置、管理及び処分並びに奨学金の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第4「議案第60号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---



◎日程第5「議案第61号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第6「議案第62号 坂城町公の施設の指定管理者の指定について」  
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第7「議案第63号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

**議長（滝沢君）** これより質疑に入ります。

**9番（玉川君）** 数点お伺いします。10ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19の扶助費19001の障害児通所等給付費800万円、これの対象人数等内容の説明をお願いいたします。

続きまして、11ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、節10需用費10051光熱水費216万3千円、これの内容説明をお願いします。

続きまして、同じページで目6坂城保育園費、節14の工事請負費14001園舎施設工事費286万5千円、これの内容の説明を。

その下の目6、7、坂城、村上保育園費の節10需用費10061修繕料39万7千円と4万3千円あります。これの内容の説明をお願いします。

**議長（滝沢君）** 今の39万7千円、これは坂城保育園じゃないですか。

**9番（玉川君）** ですね。それと村上保育園、それぞれ。

続きまして、12ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目8の環境保全対策費、節18の負担金補助及び交付金18043地域猫不妊去勢手術費補助金25万円、これの単価と内容の説明をお願いします。

最後になります。17ページ、款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、節14の工事請負費14001の施設改修工事148万5千円、これの工事内容を説明ください。以上です。

**福祉健康課長（鳴海さん）** 補正予算10ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の障害児通所等給付費についてのご説明をいたします。

こちらにつきましては、障がい児を支えるための児童福祉法に基づく制度で、福祉型、医療型の児童発達支援や、放課後等デイサービス及び相談支援など、身近な地域で必要な発達支援を受けるものでございます。対象となる児童の人数は50人です。

**子ども支援室長（橋本君）** 予算書11ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4南条保育園費、光熱水費についてお答えいたします。

こちら南条保育園の電気代につきまして、昨今の電気代の高騰によりまして、予算に不足が

生じる見込みとなったことから、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、同じ11ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目6坂城保育園費、園舎施設工事についてお答えいたします。

こちらにつきましては、昨今の想定を上回る大雨によりまして、現在の水路の排水が間に合わなくなることがあったことから、今回、水路の幅を広げるなど、水路の改修工事を実施するものでございます。

続きまして、坂城保育園一般経費の修繕料につきましてお答えいたします。

こちらは、園庭にありますブランコ及び複合遊具につきまして、経年劣化等が認められたことから修繕をするものでございます。

続きまして、目7村上保育園費の修繕料につきましてお答えいたします。

こちら村上保育園の修繕料につきましては、給食調理室横の廊下の天井の照明設備が故障したことから修繕するものでございます。

**住民環境課長（山下君）** 12ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目8環境保全対策費の地域猫不妊去勢手術費補助金でございますが、こちらは飼い主のいない猫の増加を防止することを目的に、猫の不妊手術または去勢手術に要する費用に対して補助金を交付しておりますが、今年度につきましては、各自治区からの要請が多く、また、地域の協力も得られる中で、春の繁殖期に、より多くの対応を行いたいということで、今回25万円を補正させていただきたいと考えております。

補助金の対象につきましては、動物病院で飼い主のいない猫に手術を受けさせた自治区及び町内に活動の本拠を有する団体で、不妊手術及び去勢手術に要する費用でございます。

手術費用につきましては、不妊手術が1頭につき1万円までを上限とし、去勢手術につきましては、1頭8千円までを上限としております。

**教育文化課長（長崎さん）** 予算書17ページ、款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、文化の館事業、施設改修工事費につきましてですけれども、多くの皆さんが現在ご利用いただいております文化の館でございますが、現在、駐車場から施設入り口までの通路にあります玉石が、経年により浮いて不安定となっており、通行者がつまずいたり転倒するなどの危険が生じている状況でありますことから、駐車場から施設入り口までの通路の安全確保と利便性の向上を図るため、通路の舗装に係る工事費を計上したものでございます。

**11番（柁津さん）** すみません、2点お願いします。ページ6、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費18025持続化負担金1、200万円の内容を教えてください。

もう1点、ページ10、款3民生費、項1社会福祉費、目6隣保館運営費14002施設改修工事39万6千円の内容をお願いします。以上2点です。

**企画調整係長（宮下君）** 予算書6ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費

18025 持続化負担金1, 200万円でございますが、こちらにつきましては、昨今の燃料高騰、電気価格などの高騰の影響を受けておりますびんぐし湯さん館、坂城町の温泉施設に係る持続化負担金といたしまして、燃料の高騰分に対する支援でございます。

**企画政策課長（伊達君）** 款3 民生費、項1 社会福祉費、目6 隣保館運営費14002 施設改修工事39万6千円の内容でございますけれども、隣保館の出入口、玄関ドアについて、非常に重たいドアでありまして、現在、ヒンジがゆがんでしまっているという状況で、開け閉めも少し大変だということでもあります。それによりまして、ヒンジの2か所を交換して、開け閉めをスムーズに、また、玄関ドアのずれのないように修繕をしたいというところでございます。

**12番（大日向君）** 3点お聞きいたします。補正予算書3ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金、この153万円、これについて、この補助金はどのようなものかということと、その下の目9 総務費国庫補助金地方創生臨時交付金4, 500万円、これはどのような算定により当町に交付されたのでしょうか。

それと、同じく目9 デジタル基盤改革支援補助金124万1千円、これはシステムの改修を行う予定なんですけれども、どのような事業となるのか。以上3点お聞きします。

**教育文化課長（長崎さん）** 予算書3ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 教育費国庫補助金、節12 学校保健特別対策事業費補助金につきましてですけれども、こちらにつきましては、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の影響を最小限にとどめ、教育環境を維持するため、小中学校が行う感染対策に係る物品購入などの経費に対して補助されるものでございます。補助金額は事業費に対し2分の1の補助率で、小学校ではそれぞれ34万円、中学校では51万円の合計、合わせて153万円の予算を計上しております。

感染症を抑制するため、小学校においては効果的に換気対策を実施するため、網戸などの購入や、中学校ではウイルス除去機能のある空気清浄機の購入を予定しているものでございます。

**まち創生推進室長（小河原君）** 予算書3ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目9 総務費国庫補助金、節1 企画費補助金4, 500万円につきましてお答えいたします。

交付金の算定基準につきましては、人口、物価上昇率、財政力などを基礎として、国におきまして算定いたしまして、各自治体に交付限度額を示しているものでございます。

**企画調整係長（宮下君）** 補正予算書3ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目9 総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金124万1千円でございますけれども、こちらにつきましては、現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、こちらに基づきまして標準化が進められているところでございますが、今回、補正予算に計上した経費につきましては、文字コードの標準化に係るシステム改修を行う予定でございます。

**12番（大日向君）** 1点、地方創生臨時交付金の4, 500万円なんですけれども、これは使用目的に対しては、何か制限があったりしたりすることなんですか。お聞きします。

**まち創生推進室長（小河原君）** ただいま使用目的の制限に対するご質問をいただきました。この交付金につきましては、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けました生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図る、それを目的といたしております。このため、地方公共団体において、この趣旨に沿って実情に応じた事業を活用できるようにということで、事業の目的が制度設定されております。

**10番（山城君）** 補正予算書の15ページと16ページですね、大きく一つなんですけれども、款10教育費、項2小学校費、目2の17001学校用備品69万7千円、そしてページをまたぐんですけれども、16ページの村上小学校の管理費、これは目6ですね、これにも学校用備品69万3千円、大きく一つと言ったのは、まずそれぞれどんなものを購入される予定なのかというのと、坂城小学校にその記載はあるんですね。失礼しました。3小学校、どんなものを買う予定かちょっとお尋ねできればと思います。お願いします。

**教育文化課長（長崎さん）** 予算書15ページ、16ページ、各小学校の学校用備品に対するご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほど歳入の関係でご説明いたしました学校保健特別対策事業費補助金を活用して備品購入をするものでございます。先ほども申し上げましたが、各小学校におきましては、網戸の購入などを予定しております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第8「議案第64号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第9「議案第65号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎日程第10「議案第66号 令和5年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

**議長（滝沢君）** 続いて、追加日程の審議に入ります。

◎追加日程第1「千曲衛生施設組合議会議員の改選について」

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

千曲衛生施設組合議会議員に星 哲夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した星 哲夫君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、星 哲夫君が千曲衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

---

◎追加日程第2「特別委員の選任について」

**議長（滝沢君）** 特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

広報発行対策特別委員会委員に水出康成君を、坂城駅周辺活性化特別委員会委員に祢津明子さんを指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員に水出康成君を、坂城駅周辺活性化特別委員会委員に祢津明子さんを選任することに決定いたしました。

---

**議長（滝沢君）** 追加日程第3「議案第67号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、追加日程第6「議案第70号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第

4号) について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長(滝沢君)** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長(山村君)** それでは、議案第67号から第70号まで逐次ご説明申し上げます。

まず、議案第67号「坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、議会の議員及び町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、県の議会議員、特別職の期末手当の支給月数の引上げに準じて、支給月数の引上げを行うため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、議会の議員及び特別職の期末手当の年間支給月数を0.1月分引き上げ、年間支給月数を3.3月から3.4月に引き上げることとし、令和5年12月1日から適用するものであります。

次に、議案第68号「坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、令和5年度の県人事委員会勧告に基づく県の一般職の給与改定を踏まえ、町の一般職につきまして、県の制度に準じて給与改定を行うため、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、給料月額につきまして、給料表を改定し、月額900円から1万2,300円の引上げを行うものであります。また、特別給につきまして、期末・勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.4月から4.5月に引き上げるものであります。

なお、給料表の改定につきましては令和5年4月1日から適用し、期末・勤勉手当の引上げにつきましては令和5年12月1日から適用するものであります。

続きまして、議案第69号「令和5年度坂城町一般会計補正予算(第7号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,705万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を76億3,895万6千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係る国庫支出金1億53万6千円、自転車用ヘルメット購入支援事業に係る県支出金5万円、財政調整基金繰入金1,647万3千円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳出の内容につきましては、低所得者世帯へ7万円を給付する物価高騰対応重点支援

給付金に係る経費1億53万6千円、自転車用ヘルメット購入支援事業補助金10万円、県の給与改定に準じて行う議員及び特別職の期末手当並びに一般職の給与及び期末・勤勉手当の改定等に伴う人件費1,642万3千円をそれぞれ増額するものであります。

最後に、議案第70号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億2,248万2千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、下水道事業債170万円を増額し、歳出の内容につきましては、県の給与改定に準じて行う一般職の給与及び期末・勤勉手当の改定に伴う人件費46万円、千曲川流域下水道上流処理区事業の追加補正に伴う事業費負担金170万円を増額し、用地測量業務委託46万円を減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時46分～再開 午前10時56分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

◎追加日程第3「議案第67号 坂城町の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第4「議案第68号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第5「議案第69号 令和5年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

**議長（滝沢君）** これより質疑に入ります。

**10番（山城君）** 予算書の3ページの款18繰入金のところですが、財政調整基金繰入金1,647万3千円が繰り入れられていますけれども、財政調整基金の残高、こちらだけご答弁願います。お願いします。

**財政係長（宮嶋君）** 予算書3ページ、款18繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金、財政調整基金繰入金の基金残高についてのご質問について回答させていただきます。

7号補正の繰入額1,647万3千円を繰り入れまして、基金残高につきましては23億

2, 787万1千円でございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第6「議案第70号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第7「閉会中の委員会継続審査申し出について」

**議長（滝沢君）** 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

---

**議長（滝沢君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和5年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月5日に開会されました本定例会は、本日までの14日間ご審議をいただきました。提案をいたしました専決報告、条例の一部改正、公の施設の指定管理、一般会計及び特別会計補正予算、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

また、今会期中、松本みゆきさんが議員辞職となりましたが、今後も議会と行政が車の両輪となり、町政発展のため、共に歩みを進めていければと思っております。

さて、「中学生海外研修派遣事業」につきましては、坂城中学校における英語教育と生徒のキャリア教育を一層推進するため、2年生を対象としたアメリカ合衆国への海外研修派遣に向けた準備を進めております。

この海外研修派遣事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで見送ってきたところではありますが、今年5月に感染症法上の分類が5類へ移行し、海外渡航制限の解除が行われたことから、再スタートするものであります。

事業内容といたしましては、2年生8名をカリフォルニア州へ派遣し、サンフランシスコの



現地中学校生徒との交流や、ホームステイ、また、シリコンバレーの先進企業・大学の見学等を予定しております。

また、同じく令和元年度以降中止しておりました「高校生タイ国研修事業」につきましても、3月の実施に向け準備を進めております。

今年度は、町内企業3社にご協力いただき、町内及びタイ国工場の視察や、現地学生との交流、歴史・文化などの異文化体験を予定しております。

多感な時期にある中・高校生が国際感覚を養い、坂城町や日本を再認識し、将来展望を考える機会となることを期待しております。

さて、年末に向け何かと慌ただしい季節であります。

毎年、冬の坂城駅前を鮮やかに飾るイルミネーションの点灯式が、「まちづくり坂城」の皆さんにより、先週15日に行われました。また、それに合わせて、駅前多目的広場の169系電車のライトアップを行っております。

イルミネーション・ライトアップは、1月末まで行われる予定ですので、坂城駅前の冬の風物詩をお楽しみいただきたいと考えております。

また、12月15日から31日までの17日間は、年末特別警戒期間として、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯・交通安全の啓発を強化しております。

年末年始は、犯罪や交通事故が増加する時期でもありますので、町民の皆様におかれましても、一層のご注意をお願い申し上げます。

あわせて、12月28日から30日までの3日間は、町消防団による歳末特別警戒が行われます。消防団による夜間の警戒に対し、敬意と感謝を申し上げるとともに、住民の皆様におかれましては、大切な生命、財産を守るため、火の取扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、交通インフラといたしましては、国道18号坂城更埴バイパス坂城町区間について、網掛地区での道路土工等の事業進捗が図られているほか、工業団地入り口までの県道坂城インター線先線は、年度内の供用開始を目指し、着々と工事が進められております。

また、町道A01号線道路改良事業金井工区につきましては、今月より南条小学校東側から宇佐八幡宮入り口交差点付近までの間、片側交互通行にて道路拡幅工事及び舗装工事を実施しております。

現在、拡幅及び歩道の舗装は終了し、年内の竣工に向けて車道の舗装を行う予定としているところであり、引き続きご不便をおかけしますが、道路が完成するまでの間、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本日、エネルギーや食料品等の価格高騰に直面し、特に影響が懸念される低所得者世

帯に迅速な生活支援を行うため、住民税非課税世帯を対象に一律7万円を追加給付する補正予算をお認めいただきました。今後、速やかに所定の手続を済ませ、来月より順次給付してまいります。

また、県ではインフルエンザ警報を発表しており、しばらくは流行の継続が懸念されます。インフルエンザの予防接種の補助につきましては、来月末まで行っており、65歳以上の方は、1千円の自己負担で接種ができるほか、中学生以下のお子さんは、1回の接種につき1千円の助成をしております。年末年始をご家族全員が健康で過ごせるよう、早めに接種を受けていただきたいと思っております。

さて、来年、令和6年のえとは、「甲辰（こうしん きのえ・たつ）」の年であります。

「甲」は「よろい」で、「よろい」をつけた草木の芽が、その殻を破って頭を少し出した象形文字であり、新たな体制をつくらんという動きを意味するとともに、革新に向けた厳しい道への覚悟が要求されております。

また、「辰」は、貝の類が足を出して歩いている姿を表しており、思いの下に慎重に歩みを進めているという意味を持っております。

こうしたことから、「甲辰」は新しい芽が古い殻から頭を出そうとしているものの、その芽をなかなか伸ばすことができず、様々な抵抗があるために、慎重に歩みを進めることになり、しっかりと計画を立て、あらゆる困難に対して断固たる決意を持って前進することが必要になります。

今年は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、社会・経済活動が活発となり、当町においても各種イベントを再開し、多くの皆さんが町にお越しいただくなど、明るい兆しが見えた反面、いまだに続くロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢など、世界の混迷による政治・経済の不透明感とともに物価や燃料価格の高騰など、私たちの生活にも影響が及んでおります。

そうした中で、今後、来年度に向けての当初予算編成作業が本格化してまいります。

歳入につきましては、法人町民税をはじめとした町税や地方交付税など、国の動向や社会情勢などを的確に捉える中で見込んでまいりたいと考えております。

また、歳出につきましては、事務事業の一層の効率化を図る中で、「SDGsの達成」と「デジタル変革への取り組み」を意識した事業の実施と創意工夫により、町民の誰もが幸せを実感できる「ウェルビーイング」のまちづくりを目指し、議員の皆様とともに、将来のまちづくりに向けた施策展開が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど申し上げました「甲辰」が意味するように、各種計画に基づき、覚悟をもって慎重かつ着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

年が明けますと、元旦には1年間の健康を願う元旦マラソン大会、4日には書初展及び新春

賀詞交歓会、10日には今年10月22日に達成しました「交通死亡事故ゼロ2000日」に対する長野県交通安全運動推進本部顕彰の伝達式、また14日には、町消防団の出初式が挙行されます。

続いて、2月7日には、諏訪東京理科大学の学長に就任された濱田州博先生を講師にお招きしまして、坂城テクノセンターを会場に、新春経済講演会が開催されます。

来年が、昇龍がごとく、さらなる発展と躍進の年になるようお願いしております。

議員各位におかれましても、健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

**議長（滝沢君）** これにて令和5年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時13分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 山 城 峻 一

坂城町議会議員 柵 津 明 子

坂城町議会議員 大日向 進 也

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 高齢者支援について イ. 特別養護老人ホームの現状について ロ. 今後どのような対応をしていくのか ハ. 村上地区に介護入所施設を	8 番 星 哲 夫	町 長 福祉健康課長
2	1. 子どもの健康について イ. 子宮頸がんワクチン接種について ロ. 定期予防接種について 2. 子育て支援について イ. 子育て支援について	3 番 塚 田 舞	町 長 保健センター所長
3	1. 学校給食について イ. 学校給食の質の維持について ロ. 学校給食無償化の継続について 2. 複合施設について イ. 町民意見の反映について	5 番 水 出 康 成	町 長 教 育 長 教育文化課長
4	1. 令和6年度の町の展望について イ. 令和6年度予算編成について ロ. 令和6年度重点事業は 2. 葛尾組合について イ. 旧ごみ焼却施設について ロ. 新リサイクルセンター施設について ハ. 総事業費について ニ. 事業スケジュールについて	12番 大日向進也	町 長 総 務 課 長 企画政策課長 住民環境課長 収納対策推進幹
5	1. 誰もが安心して暮らせる町に イ. 地域福祉計画の策定を 2. 複合施設の機能充実のために イ. 多くの町民のかかわりで 3. 加齢による難聴者への補聴器購入助成を イ. 生き生きと暮らすために 4. 町職員の働き方について イ. 町職員の勤務状況 ロ. 健康管理は ハ. 職員の過労死にならないために	14番 大 森 茂 彦	町 長 総 務 課 長 企画政策課長 福祉健康課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
6	1. アピアランスケアについて イ. アピアランスケアの費用助成について 2. 高齢者支援について イ. 高齢者世帯等のゴミ処分について	7 番 中 村 忠 靖	町 長 住民環境課長 保健センター所長
7	1. 有害鳥獣について イ. 令和5年度（直近）に於ける捕獲状況及び目撃情報について ロ. 農作物への被害状況等について ハ. 今後の対策について ニ. 防御対策の補助について ホ. 人的被害への対策について ヘ. 猟銃免許所持者数等について ト. 坂城町有害鳥獣被害対策実施隊について 2. 町及び地区主催の行事の在り方について イ. 町民運動会について ロ. 高齢者祝賀事業について	6 番 宮 入 健 誠	町 長 教 育 長 福祉健康課長 商工農林課長
8	1. 町民の健康と生活を守るために イ. 冬季の暖房費高騰対策について ロ. ワクチン接種の推進のために 2. 展示施設等について イ. 町の展示施設等の活用の状況は ロ. 久保家住宅の活用について 3. 通勤通学者の安全確保を イ. A01号線の横断者の安全確保を	9 番 玉 川 清 史	町 長 教 育 長 住民環境課長 福祉健康課長 商工農林課長 教育文化課長
9	1. 山林火災について イ. 被災地の状況は ロ. 被災地の再生について ハ. 今後の対応について	13番 朝 倉 国 勝	町 長 住民環境課長 商工農林課長